



平成29年 第4回定例会

会 議 録

(平成29年9月8日～10月10日)

枕 崎 市 議 会

平 成 2 9 年
枕崎市議会第4回定例会会期及び会期日程

1 会 期 33日間（9月8日～10月10日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
9月 8日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程(日程第4号～第17号) 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会及び決算特別委員 会の設置並びに委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程 (日程第18号) 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 報告 (日程第19号、第20号) 14 散 会
9月 9日 (土)	休 会			
9月10日 (日)	休 会			
9月11日 (月)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問 (5名) 3 散 会
9月12日 (火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問 (1名) 3 散 会
		委員会	後 1: 6	1 総務文教委員会
9月13日 (水)	休 会	委員会	前 9:25	1 産業厚生委員会
			後 1: 9	1 決算特別委員会 (現地調査)
9月14日 (木)	休 会	委員会	前 9:23	1 予算特別委員会
			前 9:33	1 議会運営委員会
9月15日 (金)	休 会	委員会	前 9:23	1 決算特別委員会
9月16日 (土)	休 会			

9月17日(日)	休 会			
9月18日(月)	休 会			
9月19日(火)	休 会	委員会	前 9:27	1 決算特別委員会
9月20日(水)	休 会	委員会	前 9:22	1 決算特別委員会
9月21日(木)	休 会	委員会	前 9:23	1 決算特別委員会
9月22日(金)	休 会			
9月23日(土)	休 会			
9月24日(日)	休 会			
9月25日(月)	休 会	委員会	前 9:25	1 議会運営委員会
9月26日(火)	休 会			
9月27日(水)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第2号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第3号-第7号) 9 委員長報告 10 質疑、討論、表決 11 議案上程(日程第8号) 12 委員長報告 13 質疑、討論、表決 14 議員派遣について 15 散 会
9月28日(木)	休 会			
9月29日(金)	休 会	委員会	前 9:29	1 議会運営委員会
9月30日(土)	休 会			

10月 1日 (日)	休 会			
10月 2日 (月)	休 会			
10月 3日 (火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程 (日程第1号) 3 提案理由の説明 4 質疑、討論、表決 5 散 会
10月 4日 (水)	休 会	委員会	前 9:24	1 議会運営委員会
10月 5日 (木)	休 会			
10月 6日 (金)	休 会			
10月 7日 (土)	休 会			
10月 8日 (日)	休 会			
10月 9日 (月)	休 会			
10月10日 (火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程 (日程第1号―第7号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程 (日程第8号) 6 表決 7 国保運営健全化・健康増進対策特別委員会の中間報告 8 継続調査申し出について 9 閉 会

本 会 議 第 1 日

(平成29年9月8日)

平成29年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第1号）

平成29年9月8日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	46	平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）	予 特
5	47	平成29年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
6	48	平成29年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
7	49	平成29年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
8	50	平成29年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
9	51	枕崎市過疎地域自立促進計画の変更について	総 文
10	認1	平成28年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	決 特
11	認2	平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
12	認3	平成28年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
13	認4	平成28年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
14	認5	平成28年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃
15	認6	平成28年度枕崎市立病院事業決算	〃
16	認7	平成28年度枕崎市水道事業決算	〃
17	陳2	若者も高齢者も安心できる年金制度実現のための意見書の提出を求める陳情	産 厚

18	52	固定資産評価審査委員会委員の選任について	
19	報5	健全化判断比率について	
20	報6	資金不足比率について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	原 田 博 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	川 崎 満 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
中原田 修 二 下水道課長	神 山 芳 文 市立病院事務長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長	山 崎 公 広 監査委員
松 田 博 監査委員事務局長	平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
吉 留 謙 二 建設課参事	永 江 隆 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事	俵積田 光 昭 選管事務局長
下 山 香代子 会計管理者兼会計課長	田 中 幸 喜 総務課参事
丸 山 屋 敏 教育長	田 代 芳 輝 教委総務課長
田 淵 修 学校教育課長	末 永 俊 英 生涯学習課長
中 嶋 章 浩 文化課長	豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 消防長	森 菌 智 之 消防総務課長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長	山 口 太 総務課行政係長
中 山 俊 吾 総務課行政係主任	東 園 美 紀 総務課行政係主事

午前9時30分 開会

○新屋敷幸隆議長 平成29年第4回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、3番吉嶺周作議員、12番豊留榮子議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10月10日までの33日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、6月、7月及び8月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成29年第3回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号から第17号までの14件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算5件、枕崎市過疎地域自立促進計画の変更について1件、人事案件1件、決算7件及び報告事項2件の計16件であります。このうち、人事案件及び報告事項を除く13件について説明を申し上げます。

まず、議案第46号平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億0,870万円を追加し、予算総額を107億9,910万円にしようとするものです。

地方債の補正は、県単補助治山事業ほか1事業の追加及び過疎対策事業ほか5事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、平成28年度決算剰余金の財政調整基金への積み立て及び地方債の繰上償還の実施、生活保護費など平成28年度の事業費確定に伴う国県支出金の精算返納金、防災・安全交付金事業、中学校施設整備費、補助災害復旧事業などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第47号平成29年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,232万1,000円を追加し、予算総額を44億2,857万7,000円にしようとするものです。

補正の内容は、総務管理費、前期高齢者納付金並びに償還金及び還付加算金の増額と、後期高齢者支援金及び介護給付費・地域支援事業支援納付金の減額であります。

以上の財源として、国庫支出金、前期高齢者交付金、諸収入及び繰越金の増で措置いたしました。

次に、議案第48号平成29年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ229万8,000円を追加し、予算総額を3億3,504万1,000円にしようとするものです。

補正の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金及び繰出金の増額であります。

以上の財源として、繰越金及び諸収入の増で措置いたしました。

次に、議案第49号平成29年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,831万5,000円を追加し、予算総額を26億2,526万1,000円にしようとするものです。

補正の内容は、介護給付費準備基金積立金、介護給付費負担金等返納金及び一般会計繰出金の増額であります。

以上の財源として、繰越金の増で措置いたしました。

次に、議案第50号平成29年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的支出において、給与費の減に伴い、医業費用を1,751万3,000円減額するほか、消費税及び地方消費税等の納付に伴い、医業外費用を137万円、特別損失を435万1,000円それぞれ追加しようとするものです。

次に、議案第51号枕崎市過疎地域自立促進計画の変更について申し上げます。

これは、枕崎市過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

なお、認定事項第1号平成28年度枕崎市一般会計歳入歳出決算、認定事項第2号平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第3号平成28年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定事項第4号平成28年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第5号平成28年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定事項第6号平成28年度枕崎市立病院事業決算、認定事項第7号平成28年度枕崎市水道事業決算についても、それぞれ認定をお願いしてあります。これらのうち、認定事項第7号平成28年度枕崎市水道事業決算については、剰余金処分計算書案もあわせて提出してあります。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの提案理由に対し、質疑はありますか。

○13番立石幸徳議員 私は、ただいま提案されました議案の中で、議案第46号並びに議案第47号、議案第50号の予算関係について、主なものについてですね、本会議で質疑をしたいと思っております。

まず、一般会計補正の第2号について、水産業振興費の中で、平成29年度、本年度ですね、

新規事業として当初予算に計上してございました、遠洋カツオ一本釣り漁業の低温活餌槽1,000万円の予算が、今回、1,000万そっくりそのまま減額になっておりますけれども、これはどういった事情ですべて減額となっているのかですね、この点をお尋ねをします。

それから、国保関係の補正でございますが、今回の補正の中で、財政安定化支援事業が約820万円ほど減額されておまして、その分をまた、その他一般会計繰入金というかたちで、そっくりそのまま一般会計から繰り入れをされているわけですね。そうしますと、これは、いわゆる法定外の繰入金と、そういうことに位置づけていいのかどうか確認をいたします。

それから、この財政安定化支援事業の減額分を歳入欠陥補填収入とせずです、年度末に不足額を法定外で今までずっと繰り入れて精算をしてきたんですが、現時点で、今の時点でですね、この法定外繰り入れというものを、そういうことであればですね、なぜ今の時点で法定外繰り入れというものがなされるのか、この点もお尋ねをいたします。

それから、市立病院の関係でございますが、今回の病院会計補正第1号におきまして、特別損失というものが出てきております。平成24年度から28年度までの5年間分、過去5年間分の消費税を435万1,000円、今回、支出のほうに計上されているわけですね。そしてまた、本年度、29年度分の消費税も100万円ほど予算計上しております。これは加算税も出されているんですが、この予算書から見ますと、これは今までずっと消費税を課税しなければならなかったものを誤って課税をしてきていないと、その結果であると。そして今回、清算をするんだというふうに理解をしますけれども、御承知のように病院関係の診療部分にかかわる売り上げは、これは消費税は非課税になっているわけですね。そうしますと、今回、過去5年分の一体何に対する課税措置を怠っていたのか、その点をお尋ねをいたします。

また、平成29年度の分も100万ほど計上しているんですが、この点については、現時点です、どういった課税がなされているのか、この点も明らかにしていただきたいと思えます。

○下山忠志水産商工課長 地元遠洋カツオ一本釣り漁業の効率的操業を促進するため、このたび、地元遠洋カツオ一本釣り漁業者が新たに建造した低温活餌槽及び高規格冷凍設備つきの遠洋カツオ一本釣り漁船建造に係る経費に対し、1,000万円、事業費に要する経費の3分の1以内で、上限が1,000万円でございますけれども、「ちょっとすいません、マイクを使ってください」と言う者あり）事業費に要する経費の3分の1以内の額で、上限1,000万ということで、1,000万円の補助金を交付する予定でありました。

当該漁船は、水産業漁村活性化推進機構が事業主体として実施する国のもうかる漁業創設支援事業において、改革型漁船等の収益性改善の実証事業の用船として決定され、操業を行うこととなりました。この中で、減価償却費や損害保険料、公租公課、修繕費、漁具等、償却費等々の経費について、もうかる漁業創設支援事業で積算することになり、3月に査定額が決定されたということでもあります。

こうしたことから、事業主体である水産業漁村活性化推進機構より、当該実証事業が国庫補助事業であることから、その用船となる当該漁船に対して、今回のもうかる漁業創設支援事業以外の補助を受けることは好ましくないと、当該漁船の用船先である遠洋カツオ一本釣り漁業者に連絡があり、今回、建造に当たって、遠洋カツオ一本釣り漁船低温活餌槽等導入事業補助金の申請を行わない旨の申し出が6月1日付で漁業者のほうからあったことによる減額でございます。

○田中義文健康課長 ただいま、国保特別会計補正予算第1号につきまして、その中で歳入の繰入金の項目で、財政安定化支援事業繰入金が821万9,000円減額となり、その他一般会計繰入金と同額増額になっているという補正案に関しまして、その他一般会計繰入金というものについては、法定外繰入金という位置づけかという御質問であるかと思いますが、このその他一般会計繰入金につきましては、おっしゃるとおり法定外繰り入れという位置づけでございます。

○佐藤祐司財政課長 これまで、普通交付税の決定に伴います財政安定化支援事業の算定額につ

きましては、9月議会において繰出金の補正を行っているところでございます。

本年度の普通交付税の決定に伴いまして、財政安定化支援事業の算定額が5,745万5,000円と示されましたが、当初予算において、前年度算定額である6,567万4,000円を計上していたことから、821万9,000円の繰出金の減額となりました。

しかしながら、国保会計として、1億5,000万円を超える単年度赤字が生じている現状を踏まえまして、国保健全化計画において、一般会計から単年度赤字について補てんしていくことが決定している中で、当初予算措置された繰出金を一たん一般会計に戻すよう減額することはふさわしくないと判断いたしまして、一般会計、国保会計の財政状況を勘案した上で、821万9,000円の減額と同額を赤字補てん分の繰り出しとして計上して、今回の一般会計補正予算では繰出金の減額は行っていないところでございます。

○神山芳文市立病院事務長 消費税問題についてですけれども、まず最初に、なぜ気づいたかということについて申し上げていきたいと思えます。

28年度のですね、決算事務をしていく中で、他の病院も課税業者であるのに、枕崎市立病院がですね、なぜ課税事業者ではないのかというのが一つの疑問になりまして、そこで調査をした結果ですね、課税事業者であるということになりました。

医療費につきましては、多額の国庫負担、公的な保険制度の導入によって確立されている公的医療保障制度に係るものがほとんど、すべてがですね、非課税ということになっております。したがって、病院の収入についてのほとんどは非課税になるものであります。

そのような中で、今まで医業外収益のですね、その他医業外収益の一部を除いた部分だけが課税売り上げに当たるということで考えておりました。

調査の結果、その他の医業外収入、こちらのほうは、検査料、文書料とかになるんですけども、こちらのその他医業収益に関する部分もですね、課税売り上げに該当することになりまして、今回、税理士のほうとも話をしまして、5年間分の納付が生じたということでありまして、それに伴いまして、加算税、延滞税分もですね、発生したということでありまして。

それと、29年度分の消費税の算出につきましては、24年から28年度分の消費税の算出を行いましたので、その算定基礎に基づいてですね、29年度予算に基づいて算定した額ということになっております。

○13番立石幸徳議員 一般会計の水産業振興費についてはですね、後もっていろんな経過のわかる資料をもとにですね、また委員会でいろいろと掘り下げていきたいと思えますが、この国保の関係ですね、今、健康課長のほうから明確に、今回の分は法定外繰り入れということになるという説明ですね。私が、この法定外繰り入れというものに、なぜ非常に気がかりな勘定科目なのかということですが、もう御承知のように、来年度、30年度から国保制度の大きな改革があって、もういろんな準備が進んでいるわけですが、その中で、この法定外繰り入れというものには非常に神経質になっているわけですね。特に、新聞報道もありましたように、先般、鹿児島県の国保の制度改正後の運営方針、あるいは納付金、標準税率等も運営協議会の後に発表もされました。そして、他県ではですね、特に滋賀県あたりの制度改正後の運営方針も報道されておりますけど、滋賀県あたりは、もう5年後には全県法定外繰り入れはしないよという方針が出てくるわけです。そういう中でですね、今回、本市の国保会計の繰り入れのあり方というのは非常に、これが本当に法定外繰り入れに当たるかどうかというのは、尋ねないとわからんようなことになっているわけです。

今まで、財政課長が言ったように、単年度分を年度末に法定外繰り入れで補てんするというやり方できていますけど、今度、年度中途の法定外繰り入れということなんで、この点をですね、また委員会で詰めたいと思えます。

そして、もう一点、この国保財政安定化支援事業、これは、本県の場合はいいでしょうか、

制度改正後は、この支援事業はどのようなふうになっていくんですか。継続されるんですか、どうなんでしょうか。その点をお尋ねをしておきます。

それから、病院会計ですけどね、過去5年分の消費税を、課税をしていなかった分を今回払うということは、つまりこれはもう消費税がスタートした時点からずっとこれは本市の病院は消費税を払っていなかったと。最大限、時効の来る前の5年間分を今回措置したと、そういうことですよね。

そこで、消費税の仕組みをここでする申し上げることではありませんが、消費税の納付の仕組みというのは、課税売り上げに対する消費税額から課税仕入れにかかわる消費税額を差し引いて納付するというのがこの消費税額の計算ですよね。今回の5年分の消費税額も、435万1,000円、本来なら、さっき言った検査料であるとか文書料とか、そういうものを利用された方から消費税をいただいて、そして税務署に納付しなきゃならないわけでしょう。つまり、これを本市立病院が出すということは、病院に損害を与えたことですよ。

それから、この29年度分、本年度分については、今回の予算はですね、支出のみの予算書になっているんですが、本年分の課税をする収入の分、つまり、利用者に上乗せをする分の収入はどのようなふうに取り扱いはなっていくんですか。その点をお尋ねいたします。

○田中義文健康課長 国保特別会計に関しまして、財政安定化支援事業は、制度改革後も継続されるのかという御質問内容だと思うんですが、おっしゃるとおり、財政安定化支援事業につきましては、制度改革後も継続されるというふうに考えております。（「いや、考えているんじゃないくて、明確に言ってくださいよ。続くのか続かんのか」と言う者あり）

失礼いたしました。財政安定化支援事業は、制度改革後も継続されます。

○神山芳文市立病院事務長 まず、消費税制度ですけれども、平成元年からスタートしております。平成元年当時はですね、免税業者の基準というのが3,000万円というラインで区切られておりました。平成15年、法改正がありまして、平成16年の4月から免税点の水準が1,000万円に減額になっております。

元年から消費税の発生が生じていたのではないかということですが、過去の資料を見ても、3,000万以上ですね、超えている売り上げの部分は見当たりませんでしたので、あくまで推測ではありますけれども、免税点が3,000万から1,000万に減額になった平成16年当時から課税事業者であったのかという疑問は生じているところであります。

それと、消費税の仕組みにつきましては、課税売り上げに対する課税仕入れの部分を差し引いた部分が消費税額ということで納付されるわけですが、今回、29年度の消費税額を計上してありますけれども、こちらのほうにつきましては、当初予算で計上させていただきました収入部分ですね、その部分を課税売り上げの算定ということで考えております。それと、課税仕入れにつきましても、当初予算で計上した額の部分がほとんどになってこようかなと思います。今回計上しましたのは給与部分、それと消費税に係る部分の経費ですので、当初予算の経費の部分で算出をして算出された額が今回の100万という額になったということでもあります。

○13番立石幸徳議員 国保については、財政安定化支援事業も制度改革後はずっと続くんだと。そうしますと、やっぱり昨年度あるいは本年度、起きたような交付税算定される部分と実際の予算との差額、増減というのは今後も続くということですのでね、これはそういうことで、また委員会でこれも掘り下げます。

で、病院会計、3回目の質疑ですので、病院関係について、消費税ですね、非常に私はゆゆしきことだと考えるんですよ。病院の税務処理、これについては数年前も、本来職員が払うべき源泉の部分についてですね、ミスを起こして、そしてずっとそれ以降、本来払うべき人から回収作業もしているけど、いまだにですよ、今度の決算書を見ても200万近く、28年度決算ですね、仮払金ということで、27年度決算と同額の過去の源泉税が徴収できていないんですよ。今回、

また消費税でですね、本来は利用者が払わなきゃならないものを、こうして病院が立てかえるというか、出すと。

ですから、非常にこの病院の税務のあり方というのが気がかりなんですね。なおかつ、今回の28年度決算を見てもですよ、最終的に400万円の赤字決算ですよ。そして、これは決算のときにまた審査しますが、入院患者あるいは外来患者も大きく減少してきている。

こういう中でですね、病院経営というものの先行きが案じられてならないんですけども、最後に、こういった消費税の取り扱いも含めて、最後に決意をお尋ねをしておきたいと思います。

○新屋敷幸隆議長 立石議員、その……（「質疑ですよ」と言う者あり）その決意というのは。（「私に。ちょっと本会議で、いろいろこういうランダムにしゃべっていいんですか」と言う者あり）

暫時休憩します。

午前10時5分 休憩

午前10時7分 再開

○新屋敷幸隆議長 再開します。

○神山芳文市立病院事務長 先ほど、議員の発言の中で、検査料関係ですね、消費税の……（「ちょっと聞き取れないんですけど」と言う者あり）先ほど、議員の発言の中で、消費税関係、文書料、それから……（「ちょっとマイクを使ってください」と言う者あり）先ほど、議員の発言の中で、文書料、それから証明料関係ですね、証明料、健診の関係、消費税を取ってないということですけども、その部分は内側にもう入っているということですね、消費税はもらっているということで解釈はしております、差額ベッド料についてもですね。（「ちょっと何かおかしくならせんけ。今、4回目になるかもしれませんが、取っているんだったら払わんといかんがね」と言う者あり）

○新屋敷幸隆議長 暫時休憩します。

午前10時8分 休憩

午前10時8分 再開

○新屋敷幸隆議長 再開します。

○神山芳文市立病院事務長 申しあげましたように、病院の場合は、医業外収益のみをですね、その他医業外収益のみ、医業にかかわる部分ではなくて医業外にかかわる部分だけをですね、消費税の課税売り上げと判断しておりましたので、その部分についてですね、今回調査しました結果、その他医業収益、そちらのほうもですね、該当するということで、売り上げのほうにですね、該当するということになって、一応今回、消費税の是正をしたということでもあります。

○新屋敷幸隆議長 立石議員、どうでしょうか。委員会もありますことですし、委員会でまた質問をしていただくということで……（「いやいや、ちゃんと答えていないから」と言う者あり）いや、だから、また委員会もありますから、（「答えを延ばしたって、聞いたことには答えてもらわないと困りますよ」と言う者あり）委員会でまた質問していただくということで了承願います。

ほかにありませんか。

○4番城森史明議員 私は、議案第51号について質疑をさせていただきます。

過疎地域自立促進計画ですが、この中で基本的な事項、産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、環境保全、それと高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、教育の振興、この点についてですね、どのような課題、必要性があつて変更が行われたのか、変更理由についてお尋ねしたいと思います。そして、それぞれに事業内容が具体的にどのように変わるのか質問いたします。

○東中川徹企画調整課長 総体的な部分で、私のほうから答弁を申し上げます。

今回の議案につきましては、平成28年3月定例会において議決をいただきました、平成28年度から平成32年度までの5年間、これを計画期間といたします枕崎市過疎地域自立促進計画について、本年度29年度の当初予算、それから6月補正で計上いたしました事業、そのほか現時点において次年度以降に実施を予定している事業ということで、計14事業を追加をいたしますとともに、事業の見直し等によりまして、6件の事業内容の変更、あと1事業の削除を行うほか、文言等の整理をするものでございます。

具体的には、基本的な事項、その部分につきましては、学校教育法等の改正によります小中一貫教育という部分の文言等の整理を行うということで、産業振興の部分、この部分については2事業を追加いたします。

あと、交通体系の整備、情報化、地域間交流の促進、この部分におきましては、道路整備等の追加を行うほか、既に掲げてあります事業の幅員・延長等の変更を行っているものでございます。

生活環境の整備の部分につきましては、南薩地区衛生管理組合におきます汚泥再生処理施設の供用開始があったということで、その部分等を削除する条文等の整理を行っております。

高齢者等の保健、福祉の向上、ここの部分におきましては、認定こども園の整備事業等の追加等のほか、それに伴う文言等の整理を行っております。

教育振興にかかわる部分につきましては、当初予算等で掲げてあります事業の追加を行うものでございます。以上です。

○4番城森史明議員 それは私もわかるんですよね、変更理由はわかる。だけど、何らかの検討がなされて、例えば1番の基本的な事項については法律改正に伴うということで、それはわかりましたが、ほかについては、例えば、火之神公園整備事業、カツオのまち賑わい空間創出事業と、新しく事業が入っているわけで、それがなぜ出されたのか、どういう課題があって、どういう必要性があって出されたのかという、そこを聞いているわけですよ。変更点はわかってますので、なぜ、その背景は何なのか、そこを聞きたいわけです。そして、それに伴って具体的にどのような事業が計画されているのかという、それを1問目は質問したわけですよ。だから、全然答えになっておられないので、その辺をもう一回、詳細にお願いしたいと思います。

それともう一つ、3問しか限られていませんので、これによって財政的に過疎債全体の交付額はどのような変化になるのか、そういう財政面についてもお答えください。

○東中川徹企画調整課長 まず、後段の部分と、今回の変更の理由ということで申し上げますと、今回の変更におきまして、29年度予算の関係、あと次年度以降の部分ということを追加をしておりますが、これは本市の財政状況等ということを考慮いたしまして、計画期間内に有利な過疎債という地方債を発行しまして事業を実施するとした場合、この過疎計画の中に掲載されているということが前提になりますので、今回追加をしたものでございます。

具体的な事業内容としては、そのほとんどが平成29年度当初予算で掲げました事業、あと6月の補正予算で掲げました事業ということで、大部分がその部分ということで追加をいたしましたということでございます。

○4番城森史明議員 平成29年度の当初予算と補正予算に上げた内容がほとんどであるということでしたが、やはり過疎債については、非常に、本当に、非常に財政的に優遇される非常に大事なあれなんで、例えば、要は29年度分で入れるとか、そうじゃなくて、やっぱり32年までの5年間、32年までのある程度の事業の優先順位を決めて、それに従ってある程度やって、全体的な5年間の中でやっていかなきゃならないと思うんですよね。

そういう意味で、ちょっとその29年度しか折り込んでいないというのはちょっと、あつたんで、そういう意味ではどうなんですかね、5年間の事業の優先順位というのは庁舎の中では決められてないんですか。その辺のところはどうなっているんですか。

○東中川徹企画調整課長 今回、追加等を行うものということで、ただいま29年度予算の関係

で申し上げましたが、この計画自体には、計画期間の5年間の中で想定いたしまして、今回の変更後において195事業というのを掲げてあります。

それで、その優先順位ということでございますが、先ほど言いましたように、この計画に載せておかなければ過疎債の活用ができないと、この計画に載っていることが前提ということで計画に載せておまして、その優先度ということにつきましては、毎年度、予算編成において検討を進めて、その中で優先的なものについてはその活用を検討していくということになろうかと思えます。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○9番沖園強議員 2点ほどお伺いしておきます。

先ほどもるる議論があったんですが、まず国保関係ですね。安定化支援事業分が、当初予算で28年度決算見込み額は当初予算で計上されているわけですね。今回、普通交付税の決定額が9月に毎年あるということで、こうした減額を行ったわけですけど、その要因は何なんですかね。

それともう一つ、当然、安定化支援事業、これはもう制度上、制度改正後も当然堅持されるべきなんでしょうか、お聞きしておきたいと思えます。

それと、市立病院の関係、先ほどの論議の中での医業外費用、その他の医業外費用というのは何と何があったのか、そこをお示しいただきたいということです。

○田中義文健康課長 議員から御質問がありましたように、財政安定化支援事業に係る一般会計からの繰入金につきましては、当初予算においては平成28年度の金額を計上したところであります。今回、29年度のコツ額が確定したことから、補正を組んだところでございますが、その内訳について御説明をいたします。

財政安定化支援事業の算定に関しては、3項目がありまして、まず1つ目が、被保険者の応能割保険税負担能力が特に不足しているという項目において約484万8,000円の減となっております。続きまして、病床数が特に多いことに関しては、343万7,000円の減となっております。そして、最後に3つ目としては、高齢者が特に多いことという項目につきましては、6万6,000円の増となっております、合計で補正予算を今回計上いたしました821万9,000円となっております。以上です。

○神山芳文市立病院事務長 その他医業外収益の課税の内訳でありますけれども、その他医業外の売上げの中で、自動販売機の手数料、それから職員の給食費、それからテレビの設置手数料、そういう関係のものが課税売上げとしてその他事業外収益のほうでは考えられております。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○新屋敷幸隆議長 これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を、また、決算関係議案については、議長及び監査委員である10番議員を除く全議員で構成する決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託して審査したいと思います、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算及び決算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第18号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第52号固定資産評価審査委員会委員の選任につい

て、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員豊留伸一郎氏は、平成29年10月14日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○新屋敷幸隆議長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第18号固定資産評価審査委員会委員の選任について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人に、8番禰占通男議員、9番沖園強議員、10番茅野勲議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第52号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第19号及び第20号の2件について、市長に報告を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 報告事項2件について報告いたします。

報告事項第5号健全化判断比率について及び報告事項第6号資金不足比率につきましては、平成28年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、それぞれ監査委員の意見を付して報告するものです。

以上、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時32分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成29年9月11日)

平成29年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第2号）

平成29年9月11日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	永野 慶一郎 議員（19ページ～28ページ）
		立石 幸徳 議員（28ページ～37ページ）
		禰占 通男 議員（37ページ～45ページ）
		豊留 榮子 議員（45ページ～52ページ）
		城森 史明 議員（52ページ～61ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	原 田 博 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	川 崎 満 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
中原田 修 二 下水道課長	神 山 芳 文 市立病院事務長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長	山 崎 公 広 監査委員
松 田 博 監査委員事務局長	平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
吉 留 謙 二 建設課参事	永 江 隆 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事	俵積田 光 昭 選管事務局長
下 山 香代子 会計管理者兼会計課長	田 中 幸 喜 総務課参事
丸 山 屋 敏 教育長	田 代 芳 輝 教委総務課長
田 淵 修 学校教育課長	末 永 俊 英 生涯学習課長
中 嶋 章 浩 文化課長	豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 消防長	森 菌 智 之 消防総務課長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おきます。

これから一般質問を行います。

質問は、1番永野慶一郎議員、2番立石幸徳議員、3番禰占通男議員、4番豊留榮子議員、5番城森史明議員、6番清水和弘議員の順に行います。

永野慶一郎議員。

[永野慶一郎議員 登壇]

○2番永野慶一郎議員 皆様、おはようございます。

あらかじめ通告いたしております次第に沿って質問を行ってまいります。

さて、平成27年度から5カ年計画で実施されている枕崎市地方創生総合戦略ですが、国の総合戦略が定める政策分野を勘案し、「枕崎で安定した雇用を創出する」、「枕崎への新しい人の流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」という枕崎の実情に合わせた4つの柱を設定し、具体的に取り組むべき事業の基本目標を設定しておりますが、平成28年度の実施結果を踏まえ、この4つの柱の目標を達成するために、今後どのように取り組んでいくのか、市長の見解をお聞かせいただきたいのと、地場産業の活性化を促すことにより、地域に密着した雇用創出数をふやすとありますが、昨年度の新規雇用件数、新卒者の地元就職率はどうなっているのかをお聞かせください。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 地場産業の活性化を促すことにより、地域に密着した雇用創出数をふやすとあるが、昨年度の新規雇用件数、新卒者の地元就職率はどうなっているのかというお尋ねでございます。

本市の地方創生総合戦略は、本市の地方創生に際し、具体的に取り組む事業を「枕崎で安定した雇用を創出する」、「枕崎への新しい人の流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つの政策分野を設定するとともに、その政策分野ごとに基本目標を設定しております。その目標達成に向け、平成31年度までの5年間の計画期間において、財源等を考慮しながら、実施または実施に向けた検討を行い、実施事業については、その事業効果に基づき、継続すべき事業は引き続き実施し、実施中のものでも事業効果を検証し、廃止・変更・追加等をしていくものとしています。

昨年度の新規雇用件数、新卒者の地元就職率については、担当参事が答弁いたします。

○平塚孝三企画調整課参事 新規雇用件数、新卒者の地元就職率につきましては、昨年度末に市内法人に対し、雇用状況に関するアンケート調査を実施し、市内441法人に対し調査表を送付いたしました。そのうち、返送のあった227法人の回答を集約した結果、新規雇用件数につきましては、平成27年度が322人であったのに対し、平成28年度は310人で3.7%の減、また、新卒者雇用については、平成27年度が87人であったの対しまして、平成28年度は80人で8.1%の減という状況となっているところです。

また、市の若者定住育成協議会が南薩地区の高等学校等に対し、地元居住可能な地域に就職した新卒者数を調査したところ、平成28年度の24名に対しまして、平成29年度は25名で、1名増という状況となっているところです。

○2番永野慶一郎議員 27年度と昨年度と、2年間の人数を今お聞かせいただいたんですけども、平成31年には、平成28年と比較して、新規雇用件数、新卒者の地元就職率を5%増にするという目標が掲げられております。

今、27年度と28年度の雇用者数を見ても、新規雇用件数、新卒者ともに、人数が若干

ではございますが、減っている状況というのがうかがえます。これをですね、5%増にするという今後の取り組み、これはどういったふうに取り組んでいく予定であるのかをお聞かせください。

○平塚孝三企画調整課参事 政策分野「枕崎で安定した雇用を創出する」の基本目標として、重要業績評価指標を、新規雇用件数、新卒者の地元就職件数を平成31年には平成28年実績に対し5%ふやすことを掲げております。その具体的な取り組みとしては、地方創生関連交付金を活用いたしました広域事業における海外見本市への出展サポート、輸出セミナー、海外への通販出展事業のほか、枕崎漁港へのコンテナ施設整備促進のための枕崎漁港の輸出入等に関する調査事業、枕崎鰹船人めしや枕崎鰹大トロ丼の全国的展開を支援する食のまち枕崎魅力発信事業、県外の物産展や催事への出展など地場産品の販路拡大や消費拡大のための地場産品販路対策事業、桑茶の商品化を支援する特用作物振興対策事業、本市内の新卒者への地元企業への就職を促進し、働く若者の交流・研修等を実施する若者定住育成協議会における若者交流促進事業、就労者の環境改善や雇用拡大を目的として、従業員の更衣室、休憩室、トイレなどの整備を行う事業主に対する新規雇用創出就労環境改善事業補助、本市市街地において新たに开店する者に対する商店等新規开店支援事業補助、市内の中小企業制度資金借入金の利子の一部を補給する商工振興資金利子補給補助事業などを継続的に実施しているところです。

また、この目標達成に向けて、これらの事業を今後も継続的・発展的に実施いたしまして、また、県や商工会議所、各種関係機関と連携いたしまして、既存産業の維持強化、販路開拓等による事業拡大、新事業分野への進出など、その創出に取り組んでいかなければならないと考えているところです。

○2番永野慶一郎議員 ただいま参事のほうから答弁がございましたが、いろんな輸出であったり、地場産品の消費の拡大とか、いろんな項目が挙げられておりましたが、現在、今述べられたような事業を展開しておいて、それを継続していくことによって、31年度にはですね、5%の増が見込めると、そう考えておられるのかどうかというのをちょっとお聞かせ願えないですか。

○平塚孝三企画調整課参事 ただいま申し上げましたとおり、今、継続的に発展的に事業を展開いたしまして、関連する団体等との連携を通じまして新たな事業が展開できれば、またそういった事業を展開いたしまして、雇用の創出に努めていかなければならないと考えております。

○2番永野慶一郎議員 私が以前所属していた会の中での当時の会長がですね、あいさつをされたその中でですね、当時、私どもの会に50名のメンバーがおりました。50名のメンバーが出ているということは、50名の経営者または経営者の2代目の方が集まっているということでございますが、その中で当時の会長が、この50名いるメンバーのそれぞれの会社でですね、1人ずつ人を採用すると、おのずと枕崎でも50名の雇用が生まれるんだと、そうおっしゃられたことがございました。私、ちょっとびっくりしたといえますか、考え方によっては、ああそうだよなって、物すごく驚いたところではございました。考えつかなかったといえますか、ずっとそういった中で活動しておったんですけども、確かに1人、1社ずつ、経営者の方がですね、1人雇用したら50名ふえるっていうことでございます。

先ほど、関連する団体との連携という言葉も参事のほうから出てまいりましたが、そういった経営者の会も、いろいろ幾つかの団体もございます。そういったところに赴いて、協力をですね、依頼してみるのも意外と有効的なやり方ではないのかなと私は思ったところでございます。

続きましての質問でございますが、企業誘致に向けた推進員を配置するとございますが、現在どのような取り組みをしているのか、また、今後どのように企業のほうにアプローチをしていくのか、これをお聞かせください。

○平塚孝三企画調整課参事 これまでの企業誘致における情報収集・提供につきましては、鹿児島県の東京・大阪両事務所に配置されております県の企業誘致担当、企業立地推進員からの情報収集・提供、それから県が主催いたします首都圏、近畿圏、東海圏の経営者や幹部との名刺交換

を兼ねました意見交換会に、市長や本市の担当が出席しての面談、それから既に本市に進出している企業の経営者等との情報交換、さらには関東枕崎会、近畿枕崎会、東海枕崎会に出席する本市出身者からの情報提供をもとに活動を重ねてきているところです。

各枕崎会の会員のうち、多くの方が団塊の世代ということで、今後、団塊の世代の方々が退職を迎えることとなりますけれども、本市の市勢発展のために御協力いただければと考えているところです。この方々が、これまで培ってきた人脈や情報網というのがあると思いますので、その経験をもとにした情報収集能力に期待いたしまして、首都圏、近畿圏、東海圏での情報収集体制の確立を図りたいと考えているところでございます。

現在、企業誘致推進員について、近畿枕崎会、東海枕崎会、関東枕崎会のそれぞれの会長さんに依頼しておりまして、近畿枕崎会、東海枕崎会の会長さんからは内諾を得たところでございます。関東枕崎会につきましては、役員改選を控えているということで、現在、事務局をお願いしているところでございます。

今後、推進員の皆様には、あらゆる機会を通して本市の企業誘致に係る広報周知、情報提供などの協力をお願いしたいと考えております。

○2番永野慶一郎議員 ただいま、関東・東海・近畿枕崎会の会長さんのほうへそういった企業誘致の取り組みを依頼していくということでございますが、まだ具体的に動き出しているということではないんですか。まだ内諾をもらった状態ということですかね。

○平塚孝三企画調整課参事 今、申し上げましたとおり内諾を受けているところでございますので、具体的な活動はまだ進行していないところでございます。

○2番永野慶一郎議員 それでは、まだ具体的には動きという、実際に企業を紹介いただいたりということはまだないということだと思んですけども、できるだけ早目に動いていただくような、市のほうからもですね、要請等をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、2つ目の柱「枕崎への新しい人の流れをつくる」というところでございまして、空き家バンクの登録件数は、空き家数に対してどのくらいの割合であるのか。また、問い合わせの件数は、現在どのくらいあるのかを教えてください。

○東中川徹企画調整課長 お尋ねの空き家バンクの創設につきましては、市内の空き家の有効利用を通しまして、本市への定住等を促進し、市の活性化を図るということを目的としまして、地方創生総合戦略政策パッケージの「枕崎への新しい人の流れをつくる」、この中に移住定住支援事業として掲げた事業であります。

具体的に申し上げますと、まず、市内に存在します物件につきまして、空き家バンクに登録をしまして、売却とか賃貸等を行う意向はないのかということホームページ等を通じまして広く募集を行います。その後、登録を希望する方と登録不動産事業者、これは空き家の仲介等の協力をお願いしまして、それを引き受けていただく不動産事業者になりますが、そことの間の物件の取り扱い等の打ち合わせ、それと市の現地調査等を経まして空き家バンクに登録することになりますが、登録された物件につきましては、その概要等をホームページ等で広く公表しまして、利用を希望される方々に対して情報の提供を行っていくこととなります。

登録件数等の実績についてのお尋ねでありましたので、事業の進捗状況について申し上げます。

まず、これまで事業の実施要綱というのを制定いたしまして、市内の不動産事業者の皆様方に1件ずつ仲介等の協力をお願いに回った段階でありまして、ただいま申し上げましたように、今後ホームページ等で登録を呼びかけていくこととなりますので、現時点ではまだ登録はなされていない状況であります。

空き家の件数等のお尋ねもありましたので、参考までに昨年度実施いたしました空き家調査における本市の空き家の件数というのを申し上げますと、空き家の総数ということで、その総数は

1,083件、そのうち需要が見込まれる、地域とか道路の状況、駐車スペース等といったものを加味した市場性ランクにおきまして、Aランクとなります売却・賃貸の可能性が高いもの、それとBランク、その可能性がやや高いものということで判定されたものにつきましては合計で51件、先ほど申し上げました全体の4.7%程度にとどまっている状況となっております。

○2番永野慶一郎議員 お隣の南九州市颯娃町の石垣商店街、皆さんもテレビ等でごらんになった方もいらっしゃるかもしれませんが、空き家の再生事業を行っております。大学生と、あと地元の高校生と地域の方々と一緒になって空き家を再生いたしまして、地元の人たちのコミュニティーの場、また観光客がですね、立ち寄るような取り組みを今、展開しております。5月にその代表の方とちょっとお話をさせていただく機会があって、講演もお聞きしたんですけども、移住者が出ていると、Iターンと呼ばれるですね、移住者が来て、その空き家を改装しまして、それを民宿として利用したり、夜に、空き家を改装したものがバーに変わってですね、地元の人たちが集まって、そこで一夜限りなんですけども、お酒を飲んだりとかですね、そういった語らいがされているというお話もお聞きいたしましたところでございます。

そこで、ちょっとお話をした中で、私が一番印象に残ったことが、移住、起業といったテーマを組み合わせることを通じてですね、これは南九州市のほうの地方創生政策ともリンクした活動をしているということで、空き家再生や移住・定住のスキーム策定につなげていきたいという考えで、今取り組まれているということでございました。

本市でもですね、一応行政が応援はしてくれていますけども、ほぼNPOの団体が主となって行っている事業であるようでございます。本市でもこういった取り組みをですね、推奨するような団体、また、今からちょっとお願いをしてみようかなというようなお考えはないのかお聞かせください。

○東中川徹企画調整課長 移住・定住に向けました空き家の対策ということで、空き家の利活用に対する、例えば改装でありますとか、そういうことについてのことでありますけれども、今現在、空き家基本計画ということで、管理不全な状態の空き家の適正管理、それと移住・定住に向けました空き家の利活用ということで、それらを空家対策特別措置法という法律に基づきまして、盛り込んだ基本計画をつくる予定としております。

その中で、今現在、第1回目の庁内連絡調整会議というのを開いております、その中で各課の所管する分野でそれぞれの対策というのを検討いただくということにしております。その中で、空き家の再生といいますか、そういうものについて、ほかの団体、NPO法人等への支援とかそういうお尋ねでありますけれども、今現在、空き家バンクを創設いたしまして、空き家の紹介といいますか、紹介をいたしまして、それで定住を図りたいということで、まず第一歩ということで作業を進めておりますが、今後、基本計画を策定する中で、利活用をする場合に、空き家のリフォームをしますとかそういった場合に、どのような助成ができるのかということまで検討することにしておりますので、それらを含めまして検討いたしたいというふうに思っております。

○2番永野慶一郎議員 IターンやUターンをされる若い人たちの起業の手助けにもなるような事業だと私は考えます。ぜひですね、そういったものの取り組みを早目に検討していただいて実施していただくようお願いをしておきます。

続きまして、お試し暮らしツアーというのがございまして、そのお試し暮らしツアーの実績は現在どうなっているのかお聞かせください。

○東中川徹企画調整課長 お尋ねのお試し暮らしツアーの実施につきましては、Uターン、Jターン、Iターンなど、本市への移住の検討の参考としていただくため、これまでにUターン等をされてきました農家の方々との交流、街並みの散策、空き家等の見学といったことで、数日間のお試し暮らしツアーを実施したいということで、政策パッケージの中の「枕崎への新しい人の流れをつくる」、この中にお試し居住事業として掲げた事業であります。

本年度につきましては、そのツアー自体の実施というのは予定しておりませんが、当初予算におきまして、移住・交流推進支援事業としまして、お試し居住用の住宅を準備しまして、本市での居住体験をしていただくことによって、本市のよさを体験してもらい、移住の実現に向けた可能性を高めることを目標としまして、昨年度に実施いたしました空き家調査の中で利用可能なものの中から借り上げを行いまして、受け入れ体制というのを整えるための予算を計上いたしております。

市、またNPO法人自然花さんのほうにおきましても、現在、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の中の、四季を通じた田舎の良さ再発見事業におきまして、田舎暮らしの擬似体験の中で興味を抱かせながら地域活性化を図るという交流事業を通じまして、本市に興味を持つ移住希望者の方を対象に、実際に住んでもらう古民家の改修等を行っておりますので、今後、その中で希望等が出てまいりましたら、さきに申し上げました事業等、お互いに連携・調整を図りながら対応を進めていきたいというふうに考えております。

○2番永野慶一郎議員 ただいま課長の答弁の中にもございましたように、木口屋のほうでもですね、古民家を改築してですね、いろんな取り組みをされているようでございます。そういったところとの連携を図ってですね、このお試し暮らしツアーを何とかですね、1人でも多くの人に体験してもらおうような、そしてこの枕崎を気に入っていただいでですね、住んでいただくような取り組みを今後考えていっていただきたいと思っております。

続きまして、3つ目の柱でございます。「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」という中に、婚活イベント事業の実施とありますが、現在、年間どのくらい開催されているのかをお聞かせください。

○平塚孝三企画調整課参事 婚活イベントにつきましては、独身男女の出会いの場として、これまでコンカツプロジェクト協議会において、稚内市との交流事業として、昆布とカツオの昆鯉と、人と人との婚活をテーマとした事業を展開しております。その中で、官民一体となった取り組みの一環として、年1回実施しているところでございます。

○2番永野慶一郎議員 ただいま年に1回の実施だというふうにお聞きいたしました。この婚活イベントの回数ですね、この回数をふやしていく取り組みというのも必要ではないのかなと思っております。確率の問題ではないのかなと思うんですね。カップルが成立したり、その中から結婚に結びついたりという、そういった成果を求めるのであれば、回数が多いほどいい結果に結びついて、成果が出やすいのではないかと思います。1回じゃちょっと少ないのかなという思いもござります。

ちょっと私、確認をさせていただきたいんですけども、この婚活イベントを開催することというのは、これ開催することに意味があるのか、それともカップルが数多く誕生することを目的としているのか。また、そうじゃないと、結婚するカップルが生まれて、枕崎に住んでもらうことが目的なのか、そこをですね、どう考えているのか。ちょっと私、今、開催するのに重きを置いて、最終的なゴールというのをですね、ちょっと目指しているのかどうかというのが私が見えないところがございます。この婚活イベントの目的をちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

○平塚孝三企画調整課参事 今、実施している婚活イベントにつきましては、人と人との出会い、それと地域活性化も含めた事業を展開しております。そういったイベントを開催することで、地域も盛り上がると。その中で、人と人との、イベントを通じて、また、その中でカップルが誕生して、結婚して、そういった効果が生まれれば一番いいのじゃないかなというふうに考えております。

○2番永野慶一郎議員 婚活イベントも、もう3回実施されていますでしょうか、まだ私の把握するところでは、結婚に至ったカップルはいないと思っておるんですけども、今後この婚活イベ

ントを継続してやっていく上で、成功に導くためにはどのような取り組みをしていかなければならないと考えているのか、そこをお聞かせください。

○平塚孝三企画調整課参事 婚活イベントにつきましては、一般論なんですけれども、地元の商店街や企業、ボランティアなど地元を巻き込むことが必要であり、自分たちの住むまちににぎわいと活気をもたらそうとする全力で取り組む団体や、若者の力になりたいと申し出るボランティアなど、イベントの企画や場所を提供する地元の商店街の人たちの協力のもと、自主性をもって運営してもらうことで、ユニークな企画や豊富なプログラムができて、選択肢も広がりまして、それぞれの横のつながりも強くなり、地域活性化につながると言われているところです。また、単にお見合いイベントと銘打つより、共通の趣味や話題が合うと自然に話も合うことから、パーベキューであるとか農業などの共同で行う体験、料理教室など、サークル感覚のイベントに仕立てたほうが、参加しやすく継続しやすいとも言われているところでございます。

ある会社が行った20代から30代前半の女性を対象に行ったインタビュー調査では、婚活イベントに対して、「よい人がいなそう」、「何だか怪しそう」、「疲れそう」といった消極的なイメージがありまして、また、興味は強く持っていて参加に二の足を踏んでしまうという意見も多く聞かれたようです。また、お見合いイベントで定番の回転ずし形式のイベントは、参加者から「面接みたいで恋に発展する感じではない」とも言われ、最近ではそのような定番を壊して、会話が弾みやすい同年代のイベント、趣味を通じてつながるイベント、体験を通じて出会えるイベントなど、さまざまな切り口でイベントを企画することで、初めての方でも気軽に行ってみたいと思える出会いの場が人気が出ているようでございます。中でも人気なのが、参加体験型の婚活イベントであるようでございます。

このような、民間等で実施されているイベントや成功事例を参考に、今後、行政としてどのようなかたちでかかわっていけるのか検討していきたいと考えております。

○2番永野慶一郎議員 確かにおっしゃるとおりでございまして、出会いとかそういったものをあまり全面的にですね、前に押し出してしまうと、なかなか身構えてしまうところもあるのではないかと私も思います。

今、出ましたように、体験型のそういった婚活パーティー等をですね、地元を巻き込んで盛り上がるようなイベントに企画していただきたい。また、行政主導でできないのであればですね、また民間の団体ですね、いろんな団体がございますが、そういったところにもお願いをして、年に数回、複数回開催できるような取り組みをお願いしたいと思っております。

続きまして、4つ目の柱でございまして。

「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」という項目の中から、地域おこし協力隊の活用とございますが、今後、協力隊員を毎年採用していく予定なのか、また、どのようにして活躍の場を提供したいと考えているのかをお聞かせください。

○東中川徹企画調整課長 お尋ねの地域おこし協力隊の活用につきましては、日常生活サービス機能の集約を図る小さな拠点の運営に当たりまして、外部の人材を積極的に活用し、過疎化、高齢化が進んだ集落等の地域力の維持・強化というのを支援していくということで、政策パッケージの中の「時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の中に掲げた事業であります。

今後の隊員の採用についてのお尋ねであります。現在、各自治公民館あてに、導入についての意向調査というのを行ってございまして、また、あわせて庁内各課、それと関係する団体等を含めて、そういったニーズはないかということでニーズの調査も行っている状況であります。

採用につきましては、毎年何名というのを採用するという前提というのがあるということではありまして、ただいま申し上げました意向調査等の中で、導入の意向・希望というのが出てきた場合に、その都度、集落でありますとか関係団体、関係各課との協議を経た上で募集を行って

いくこととしております。

隊員の活動の場としまして、地域行事、コミュニティ活動その他の地域おこしの支援、2つ目に農林水産業への従事、3つ目に環境保全活動、4つ目に市民活動団体の活動支援、それから観光振興活動、その他地域力の維持・強化に資するための必要な活動ということなどが考えられますが、活躍の場としましては、先ほど申し上げましたように、集落でありますとか関係団体との協議の中で、それぞれどういった必要性があるのかということが出てまいりますので、それに応じまして、活動を行っていただく場の提供というのがなされていくというふうに考えております。

○2番永野慶一郎議員 この地域おこし協力隊というわけではないと思うんですけど、よそから来た若者という視点でですね、増田レポートで有名な増田寛也さんが、地方創生についての雑誌の中でインタビューを受けておりましたが、その中でですね、やはりまちおこし、まちづくりには、1人でも多くの若者、ばか者、よそ者と呼ばれる人たちの力が必要だと考えるてございました。そういった外から人を連れてきて、部外者の目でこの枕崎を見てもらうべきだと。枕崎とは書いてなかったんですけども、そのまちの実情を見てもらうというのが大事だということを書いてありました。それは、1人でも多くの方が、外の人を連れてきてですね、見てもらうことが大事になってくるというふうに書かれておりました。中には、本当に気づかないところも多々あるところがございます。そういった若い人たちの見た、そういったですね、意見とか感想を取り入れてですね、このまちを活性化するために、地域おこし協力隊の採用、中には2人とか3人一緒に採用しているような自治体もあるようでございます。ですので、本市もですね、大いにそういった協力隊を活用して行って、このまちの発展につなげて行っていただければと思います。続きましての質問に移らせていただきます。交通弱者対策についてでございます。

私、保険を扱う仕事をしておりまして、その仕事柄、最近、高齢者の方が運転免許証を返納し、車を運転しなくなったという話をよくお聞きします。また、まだ返納はしておりませんが、車を運転するのもあと二、三年かなとか、次の免許更新時にはもう免許を返納しようと考えているところだと言う人たちも数多くおります。

今後、このような状況から、運転免許返納者がふえてくると予想されますが、返納者の方への優遇制度など、どのような対応をされているのかお聞かせください。

○田中幸喜総務課参事 運転免許保有者の高齢化が進む中、高齢者が関係した交通事故は年々増加しており、その傾向は今後さらに強くなるのが予想されます。

県内の各警察署や自治体では、運転免許自主返納カードや運転経歴証明書を提示した場合、タクシー料金や商店街での買い物料金の割引などの特典を設け、運転に不安を感じている、あるいは家族から返納を勧められたといった高齢者の運転免許の自主返納を支援しています。

本市におきましても、平成21年に枕崎警察署が商工会議所等と協議し、高齢者運転免許自主返納割引制度を開始しており、現在、この制度に市内26の事業所が加盟し、買い物料金の5%割引を行うことで、高齢者の運転免許の自主返納を支援しています。また、市内2カ所の公衆浴場においても、入浴料金を30円割り引く支援を行っています。

なお、参考までに近隣市の状況について申しますと、南さつま市においては、市共通商品券、商工会共通商品券、いわさきICカードのうち、いずれか1つを選択でき、1万0,500円分の支援を行っています。また、南九州市は、コミュニティバスの運賃を免除する支援を行っています。

本市におきましては、今後とも枕崎警察署等と協力し、この高齢者運転免許自主返納割引制度のさらなる周知に努め、高齢者の運転免許の自主返納を支援してまいりたいと思います。

○2番永野慶一郎議員 ただいま、本市でも平成21年度から自主返納の割引制度ということで、買い物に行くとき5%割引がされるという制度があるというお話をお聞きしましたが、まずですね、買い物に行くまでの足がないという大変困った現状もございます。

ただいま参事からもございましたように、今般問題になっております高齢者の交通事故の増加などで、親族に説得されてやむなく免許証を返納される方もいらっしゃいます。免許を返納したら、買い物や病院に行く足がなくなるため大変不便だと皆さん口をそろえてそうおっしゃいます。免許を返納されても、近くに親族の方が住まわられていて、買い物や病院へ連れて行ってもらえる方はいいのですが、そうでない方、まさしく交通弱者と呼ばれる方々への対応、これは現在どうしているのかをお聞かせください。

○東中川徹企画調整課長 お尋ねの交通弱者と呼ばれる方々への対策として、私のほうからコミュニティ交通についてのこれまでの検討の経緯について申し上げますと、これまで予算特別委員会等でも御説明申し上げておりますように、平成24年から平成25年にかけて、地元の交通関係事業者、それと利用者になるであろう高齢者の方々、それとか障害者の方々等で組織をしますコミュニティ交通市民会議におきまして協議・検討をいただきました。しかしながら、事業者の方々の統一的なかたちでの理解を得ることができなかつたということなどで、それ以降の協議は進んでいない状況にあります。

しかしながら、それ以降におきましても、民生委員さん、社会福祉協議会、シルバー人材センターの方々からのお話を聞きますと、交通手段に対する支援というのが課題であるといった御意見も出されておりますし、市としましても、地域にお住まいの方々の買い物や通院等の際の負担が大きいということで、そういった方々の移動手段に対する支援の必要性というのについては認識をしております。

そういうことでありまして、関係各課で先例・事例の情報収集等に当たってはおりますが、現時点におきましては、その対応策としての具体的な検討ということまでは至っていない状況にあります。

○2番永野慶一郎議員 この鹿児島県内では、現在、行政とタクシー会社がタイアップしまして、高齢者の方々の負担を抑えて利用できる乗合タクシーというのがあるとお聞きしますが、本市では今までに乗合タクシーの活用を検討したことはないのかをお聞かせください。

○東中川徹企画調整課長 乗合タクシーの活用についてということではありますが、ただいま申し上げましたコミュニティ交通市民会議におきましては、コミュニティバス、それから乗合タクシー、これの併用等を含めて協議・検討をいただきました。しかしながら、その後の協議等が進んでいない状況にあります。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、高齢者の方々、障害者の方々のほか、移動のための交通手段に乏しい方々の移動手段に対する支援策の必要性というのには認識しておりますので、今後、具体的に検討を進めていかなければならないというふうに考えております。

その検討に当たりましては、本年度、地域包括ケア推進課のほうになりますが、生活支援における地域の課題、ニーズを把握することを検討しておりますので、その中で高齢者や障害者の方々等を中心に、移動手段に対してもどのような支援を望むのか、また、どういった利用形態を望むのかといった意向などについてもあわせて把握をすることとしております。

今後、その意向の集約結果、それから協力をいただくこととなります交通事業者の方々の意見、それも踏まえた上で、継続した財源の確保といった面も含めまして、関係各課で調査・研究を進め、交通弱者と言われる方々に対する対応策というのを見出すための検討を進めていきたいと考えております。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 私のほうからは、地域包括ケアシステムの在宅における生活支援の観点から申し上げます。

地域包括ケア推進課におきましても、乗合タクシーのことについて具体的な検討はしておりませんが、高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、御質問の交通弱者支援を含め、在宅における生活支援のさまざまな課題があると認識しております。

乗合タクシーにつきましては、生活支援体制整備の高齢者等の移動手手段の確保という分野になるかと思いますが、移動手手段としましては、路線バス、タクシーや自家用車などが考えられます。自宅からバス停まで距離のある方、自家用車をお持ちでない方、また、高齢で運転免許証を返納された方など、地理的問題や個人の身体の状態にもよりますが、通院や買い物などの外出で困っている、支援が必要な方がいらっしゃるということは、高齢者等実態調査などにおいて承知しているところであり、また、関係団体等で構成する生活支援体制整備に関する会議におきましても課題としてとらえ、情報収集をしているところでございます。

高齢者等の移動手手段の確保・支援につきましては、今後も継続して調査・研究し、先行自治体の事例等も参考にしながら、庁内関係各課と協力・連携して検討を進めていきたいと考えております。

○2番永野慶一郎議員 私、先日、県のタクシー協会に行き、少しこの乗合タクシーについてのお話をお聞きしてまいりました。県内の市ではですね、枕崎、そして指宿、鹿屋、この3つが現在この乗合タクシーを実施していないということでございましたが、鹿屋市がですね、来月10月からこの乗合タクシーを運行開始するというお話をお聞きしております。

そういった中で、県下自治体の中で、もうほぼ、私、地図をもらってですね、この乗合タクシーを実施しているところに全部印をつけていただいているんですけども、やってないところのほう物がすごく少ないように感じます。そういった中で、なぜ協議が進んでいないのかというの少し疑問に思ったところでございますし、何がひっかかっているのかなと、この事業を進めるに当たって何か障害があるのかなと感じたところでございます。

実はですね、私の近くに住む方がですね、私の会社に3度ほど訪ねてきて、また、私の自宅まで2度ほど私を訪ねてまいりました。たまたまタイミングが合わずにですね、5回目ようやくお会いして話を聞くことができたんですけども、私の住む地域からですね、ニシムタまで足がないので、歩いて買い物に行くと。帰りはですね、荷物がいっぱいあるので、もう途中休み休み帰ってきて、往復2時間かかりましたと。家からバス停も遠いと。まずバスも通っておりません。

この乗合タクシーの特徴がですね、ドア・ツー・ドアというのをうたっていて、玄関から玄関までという送り迎えをですね、家まで迎えに行き、また送り届けてくれるというシステムを多くとられている自治体がほとんどでございます。

この間の県タクシー協会での打ち合わせの中でですね、この乗合タクシーに関しては、行政主導で動かないとですね、事業者が独自でできる事業ではないというような話もお聞きしております。事業者の方が、独自に自分で進めていく予定をしておいたみたいなんですけども、その協会の方が話をするには、やはりどこの自治体も行政が主体となってやっているんですよと、独自でやることはまず不可能だという話をお聞きいたしました。

この乗合タクシーなんですけども、この乗合タクシーを運行させようと実施の計画を立てて、実際に運行に至るまで約1年あれば、1年以内には運行ができるだろうという話はお聞きしました。ただ、行政側がですね、その実施計画を立てないと次に進めないわけでございます。

これから高齢化社会になっていく中で、この交通弱者というものが物すごくクローズアップされてくる世の中が来るんじゃないかなと思います。これは人ごとではないと、私のところに相談に来られたその方の話を聞いていて、将来私たちもそういうときが来るんじゃないかなというのを、先のことをですね、私も考えました。決して人ごとではない問題だとは思っています。これから枕崎市だけではなくて、どこの市もだと思んですけども、抱えていけない問題であり、そういったものが実情であると思っております。

一日も早いですが、運行に向けての計画等を立てていただきますようお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○新屋敷幸隆議長　ここで10分間休憩いたします。

午前10時28分　休憩

午前10時40分　再開

○新屋敷幸隆議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員　登壇]

○13番立石幸徳議員　おはようございます。通告に従い、一般質問をいたします。

冒頭、最近の北朝鮮の暴挙に対し、断じて容認できないことであると強く抗議いたします。

隣国、北朝鮮は、8月29日、弾道ミサイルを発射、ミサイルは北海道上空を通過して太平洋に落下。昨年2月7日に沖縄県上空通過のミサイル以来、既に5回ほど日本列島上空をミサイルが飛んでおります。明るる日の8月30日、金労働党委員長は、今後も太平洋にミサイル発射を続けると言っております。また、今年9月3日、6回目の核実験をし、これは広島原爆の7.5倍規模のこれまでで最大の核実験であると推測されております。

このような北朝鮮の暴挙は、必ず近い将来、大惨事を引き起こすことは容易に予測されます。国際社会が結束して北朝鮮を制裁し、日本政府には最悪の事態を回避するための、過ちのないしっかりとした方策を構築していただきますよう要望しておきます。既に水産庁は、来年度予算で、操業中の漁船の安全を確保するためにミサイル発射情報を自動的に伝える新しい無線システムを導入いたしますが、万全の対策を要求しておきたいと思っております。

一般質問の最初は、太平洋クロマグロ漁獲規制の件であります。

沖へ出て、とるだけの漁業では乱獲につながり、漁業資源が枯渇していくということで、とる漁業からつくり育てる漁業へ、そしてまた、漁業資源管理の高度化が叫ばれて久しいのでありますが、現在、日本近海を含む中西部太平洋におけるマグロ類の資源管理のあり方が国際委員会で論議されています。合意された国際規制が多く漁業者の経営に大きく影響するため、資源保護と漁獲枠の拡大をめぐって激しい議論がなされております。

太平洋クロマグロについては、3年ほど前の2014年11月17日に、国際自然保護連合が、絶滅のおそれがある野生生物のレッドリストの中に絶滅危惧種として指定をいたしました。この指定がなされる前の9月に、日本などが加盟する中西部太平洋まぐろ類委員会は、30キロ未満の未成魚の漁獲枠を、2015年から、2002年そして2004年に至る実績の半分にすることで合意し、沿岸漁業を含め、すべての漁業種類が協力するという初めての試みで資源回復に取り組む、そういったものが出され、本年7月1日からは第3管理期間に入っております。

これまでの本市における小型マグロ漁業の実情はどうなっているのか、最初にお尋ねをいたします。

[神園征市長　登壇]

○神園征市長　太平洋クロマグロの資源回復を図るため、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での国際合意に基づき、国においては、平成22年より資源管理強化に取り組み、平成27年1月からは30キロ未満の小型魚についての漁獲制限を全国6ブロックに振り分け、各ブロック及び各県における漁獲割り当てが行われてきているところです。

詳細については、担当課長が答弁いたします。

○下山忠志水産商工課長　中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）では、毎年8月から9月に北小委員会において、中西部太平洋漁場の北緯20度以北の海域におけるクロマグロ、ビンナガ、メカジキについて保存管理措置案を作成して、12月の年次会合に勧告を行っております。

保存管理措置については、まず、平成26年12月の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）第11回年次会合において、太平洋クロマグロの保存管理措置として、30キロ未満の小型魚の漁獲量を委員会水域全体で9,450トンから4,725トンに、そのうち日本の漁獲量を8,015トンから

4,007トンに削減する案が採択されたと承知をしております。

こうしたことを踏まえ、水産庁では、平成27年1月からの保存管理措置として、全国6ブロック（太平洋北部ブロック、日本海北部ブロック、日本海西部ブロック、太平洋南部ブロック、瀬戸内海ブロック、九州西部ブロック）に振り分けて管理することとされました。鹿児島県は九州西部ブロックに属しており、鹿児島県における漁獲割り当てが示されております。

管理の期間は、第1管理期間を平成27年1月から平成28年6月まで、第2管理期間を平成28年7月から平成29年6月まで、第3管理期間を平成29年7月から平成30年6月までとしております。

第2管理期間における漁獲結果は、鹿児島県の割り当てが10トンとなっていたところを、実績は16.6トンで6.6トンの超過となり、超過分の措置としては、本年7月からの第3管理期間以降において割り当てが差し引かれることになると、第2管理期間終了後に鹿児島県より説明を受けたところです。

クロマグロ漁業は、広域漁業調整委員会指示により、漁業の承認手続を行うことになっておりますが、本市においては32名の漁業者が承認を受けており、漁業種類としては、定置網漁業やひき縄漁業で行っております。

本市における太平洋クロマグロの小型魚の漁獲は、各年、来遊がまちまちであります。大まかには9月から3月までの7カ月間で行われており、漁協会計年度、これは12月から11月まででございますが、この年度による過去5カ年の漁獲実績は、平成24年度が24名で1.8トン、平成25年度が13名で0.5トン、平成26年度が10名で0.3トン、平成27年度が5名で0.3トン、平成28年度が5名で0.1トン、平成29年度は3月までの実績として、12名で1.5トンの漁獲となっております。

クロマグロ漁業者においては、複数の漁業を営んでおり、漁業者の年間水揚げ金額に対するクロマグロ水揚げ金額の占める割合は年度によって波がありますが、漁業者平均で0.3%から3.4%と比較的小さいものになっております。また、昨年7月から本年6月までの第2管理期間における本市の漁獲量は1.5トンとなっております。

本市漁業者の総水揚げ金額に対するクロマグロの水揚げ金額の占める割合は小さいものの、第3管理期間の来年6月までにどの程度来遊してくるのか予測がつかないところであり、一概に申し上げられませんが、漁獲規制による本市漁業への影響は少なからずあると考えております。

○13番立石幸徳議員 国際的ないろんなマグロ規制の動きは、もう時間の関係もありますので省略をいたしますが、私が今回、この件で一般質問に取り上げたのもですね、枕崎周辺の沿岸漁業者の方々が非常に辛い思いをしている。新聞投書までしてですね、現状打開を叫ぶ、そういう漁民の声を背景にしているわけなんですね。これは今後も続いていく。

第3管理期間が終わると、今度は、県の水産振興課の説明によりますと、TAC規制ですね、いわゆる。現在、マグロを除いて7つの魚種の規制、これは法律規制ですので、この規制を受けるようになると、罰則が出てくると。現在のところは、先ほど言いましたように、若干オーバーをしても法的な罰則はないわけなんですね。

ただ、この漁業に関する規制、漁獲規制というのは、非常に私、今回の件で難しいものがあるんだなと考えているわけです。というのが、マグロは回遊をしてまわりますので、先ほど言った昨年あたりの県の10トンぐらいの県下全体の規制になりますとね、どう言えばいいのか、もう早く言えば、甕島あたりの、あるいは長島町あたりの漁業者がですね、もう完全に10トンとってしまえば、あとほかの地区はですね、とれないということになっていくんですね。ですから、これを県に地区ごとに割り当てはできないのかということでも私も足を運びましたが、今のところ魚種で地区割をしているものはございませんという回答でした。

しかしですね、鹿児島県が10トンですよと言っても、もうどこかのところが先に10トン以上

とったら、もうあとはとれないわけです。そういう非常に難しいことがあるんですが、そういったことを含め、操業できない沿岸漁業者にですね、この関係の救済策といましようか、支援策といましようか、こういったものはどういうふうになっているんですかね。

○下山忠志水産商工課長 まず、ブロック割の件でございますけれども、管理期間内の鹿児島県全域における漁獲枠は、国から割り当てられているものの、鹿児島県内の各水域についてブロック分けは行われておりません。

また、本市漁業者の操業する水域とその他の水域において来遊時期に違いがあること、また、来年から正式に海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、これの設定魚種の対象になる見込みであることなどから、本市では漁業者や枕崎市漁業協同組合と協議し、鹿児島県内におけるブロック分割、ブロック別漁獲割り当てなどを含めた適切な対応を県にお願いしているところであります。

また、毎年開催されます中西部太平洋まぐろ類委員会北小委員会や年次会合においては、資源評価をもとに次期回復目標、長期管理方策、緊急措置等がその都度検討されており、現行の資源管理措置の変更や、それに伴う水産庁による漁獲制限の改定などを今後注視してまいりたいと考えております。

また、今回の太平洋クロマグロの漁獲規制に特化した救済制度は、国や県から特別に示されておりませんが、平成23年度から開始された共済制度、漁業収入安定対策が適用できると考えています。この制度は、その地区の漁業種類ごとに加入することとなっておりますが、計画的な休漁日等を設定するなどの資源管理計画を作成し、鹿児島県に提出を要する加入要件があります。

共済の保険金は、資源管理計画に基づいた履行が行われていることを鹿児島県資源管理協会が確認した後、過去5カ年の水揚げ金額のうち、最高、最低を除いた3年間の平均値を基準として、その額に満たなかった水揚げ金額に対して保険金が支払われるものです。

また、共済掛金については、漁業災害補償法に基づく国庫補助、最大2分の1と漁業収入安定対策の国庫補助、残額の2分の1が充てられるため、実質、加入者においては最低額で4分の1程度の負担となっております。

現在、本市における定置網漁業及びひき縄漁業の資源管理計画は作成されていないため、適用されないところですが、今後、漁業者と協議していきたいと考えています。

○13番立石幸徳議員 限られた時間ですのでね、できるだけ簡潔に質問に対しての答弁で整理していただきたいんですが、今、課長のほうで、今度の太平洋クロマグロの管理に対する支援措置はないということですが、私は先般、県からですよ、漁業収入安定対策事業の平成27年度の拡充内容ということで、太平洋クロマグロの管理強化に対する支援措置という資料をいただいているんですよ。こういったこともですね、もう答弁は要りませんが、あとの質問がもう時間が足りませんのでね、検討していただきたいと思っておりますよ。

次に、水産関係でですね、もう1点通告してございます。

6月議会終了後の7月5日に、日本で最も発行部数を誇る全国新聞、その記事の中に、「枕崎漁港にコンテナ施設」、「今年度から9年かけ整備」という見出しで報道がなされております。

私は、本市の水産振興上、また、市全体の活性化につながる事業となるということから、正直、幾らか興奮しながら目を通したところでございます。

しかしながら、内容を読み進むうちにですね、何か違和感を覚えてきたんですね。特に、このリード記事に書かれております、「枕崎漁港に全国の漁港で初めて、コンテナ取り扱い施設が整備されることになった。」この点は事実なのか、この記事内容について、まず本市はどのように考えているのかお尋ねいたします。

○下山忠志水産商工課長 新聞に掲載されたことは拝見しましたので、承知しております。この

新聞が、どのようなことからあのような文面で掲載されたのかは詳しくはわからないところでございます。

今回、新聞の見出しのところの「全国の漁港で初めて、コンテナ取り扱い施設が整備されることになった。」というふうな、ここの部分については、後段を読みますと、今回策定されました漁港漁場整備計画の中でされることになったというふうなかたちに読めますので、このことについては誤りであるというふうなことで認識しております。

○13番立石幸徳議員 確認しておきますが、そうしますと、この記事は過ちであると、間違っていると、こういうふうを確認してよろしいんですか。

○下山忠志水産商工課長 新聞記事の中で、幾らか、何箇所か誤りがあるということは確認しております。

○13番立石幸徳議員 幾らかというよりですね、これは見出しそのものが、先ほど紹介しましたように「枕崎漁港にコンテナ施設」という見出しなんですよ。

私は、実は、これは7月5日付ですけれども、たまたま明るる7月6日に、午前中にもう既に県庁のほうに用件を抱えておりまして、午前中ですね、県庁に、全く別件ですがお邪魔しました。そして、どうしてもこの記事が非常に気がかりといいましようか、何でああいう記事が出たのかなと正直思っていましたので、午後から県のほうのですね、当然、枕崎漁港は県が管理者ですから、お邪魔しまして、鹿児島県当局に、昨日のあの新聞報道はどういうことだったのかと聞きましたよ。そしたら、担当職員が開口一番ですね、この記事の件で水産庁から怒られましたと言いましたよ。

ですから、その記事の内容を云々することはもうございません、出てしまったんですからね。ただ、この記事の事後処理といいましようか、本市としては、この記事の記者あるいは新聞社に対してですよ、訂正なり、場合によっては謝罪、そういったものを求めたのか、あるいは本市としては、この正確な事実を私は発信する必要があると思うんですけどね、その事後の対応はどういうふうにされたのかお尋ねいたします。

○下山忠志水産商工課長 まず、今回の漁港漁場整備計画とコンテナ取扱施設の整備についてのことをまず答弁いたしますけれども、今回の漁港漁場整備計画につきましては、さきの6月議会で答弁いたしましたとおり、さまざまな漁港施設、岸壁、荷捌き所、もろもろの整備を平成29年度から平成37年度まで整備しますというふうなところで計画をされました。

コンテナ取扱施設につきましては、かつおぶしの原魚の……（「いやいや、質問に教えてください、聞いていることに」と言う者あり）先に話をします。（「時間がないですよ」と言う者あり）安定確保のために必要になってくるというふうなことで、県、国に要望してまいりました。結果的に、漁港漁場整備法の中でコンテナ取扱施設が……（「いやいや、私が聞いているのは事後処理ですよ、記事の」と言う者あり）明確にされておられませんので、今回の計画に示されておられません。（「議長、ちゃんと整理してくださいよ。事後処理を聞いているんですよ」と言う者あり）

新聞の誤りについては、認識しております。後日、新聞社の記者に、誤りがあると申し上げております。また、市民に対する正確な周知については、今後のコンテナ取扱施設の整備の方向性も含め、どのように行えばよいか今後検討してまいります。

○13番立石幸徳議員 私は非常にですね、自分のことを言うのは非常に恐縮なんですけど、これまで100回以上、一般質問をさせていただきました。その中で、こういった後ろ向きの質問というのは、私ははっきり言って記憶にございません。ですからね、とにかく事後処理をどうされるのかということだけはですね、今からでも私は遅くないと思いますのでね、しっかりとした対応をしないとイケないと思います。

もう時間の関係で、次に、大事な、国民健康保険の関係で質問を進めさせていただきます。

9月の4日、今月に入っていますね、鹿児島県のほうで、県の国保運営協議会が開かれました。これは、来年度から向こう3年間の鹿児島県国民健康保険運営方針素案がその中で協議されたわけです。これから県議会常任委員会で説明され、パブリックコメントを経てですよ、運営協議会が運営方針を答申し、年内に県の国保運営方針が策定されるようになっております。その後、納付金の徴収、あるいは交付金の件などを規定した県の国保条例が制定されて、国から示される確定係数、こういったものに基づいて、来年の新年早々、30年1月には納付金と標準保険料率を決定し、県は市町村に納付金額を通知・公表すると、こういう流れになるわけですね。そして来年、平成30年3月議会で、30年度国保予算と税率改定の国保税条例が改正される予定となるわけですが、どの項目、どの事項を一つとっても極めて大事なものがずっと続いて詰まっているような状況を感じるんです。

そういった中ですね、一番大事なことは、住民とのキャッチボール、住民にそういった動きをしながらも、その都度その都度いろんな情報を提供したり、PR、説明というのが私はなされないと、最終的に住民が理解した上で制度改正というのが、円滑に移行していくということにはなりにくいと思うんです。こういったスケジュールを含めて、まず担当課のほうでは、どういった心構えで取り組んでいるのかですね、この点をできるだけ簡潔に説明をいただきたいと思います。

○田中義文健康課長 現在、本市では、来年度の国保制度改革を控え、市民が混乱することのないよう円滑な制度移行に向け取り組んでおります。制度改革に関する国の動向の情報収集に努めるとともに、県や県内他市町村との関係では、国保新制度移行準備連絡会議や医療費適正化部会などに出席をして、特に本市国保税に大きく影響を与える国保事業費納付金や標準保険料率の算定方法などに係る協議結果を注視しております。

また、庁内関係課で構成する市民の健康づくりと国民健康保険事業安定化対策委員会を開催し、来年度からの国保税のあり方をはじめとする制度改革への対応について、庁内の横断的な共通認識を図るとともに、円滑な制度移行に向けた対応策の協議を進めております。さらには、関係課による作業部会を設置し、詳細な検討を進めているところです。国保運営協議会においても、委員の方々へ丁寧に制度改革の内容を説明し、円滑な制度移行について理解していただくよう努めております。

特に、市民の健康づくりと国民健康保険事業安定化対策委員会では、制度改革後の国保税のあり方について重点的に検討を進めておりますが、その中で国保税算定方式に関して、県の国民健康保険運営方針案に、「30年度以降、保険税の算定方式は3方式への移行を開始し、35年度を目標として、全市町村が3方式に統一する。その際、必要に応じて保険税に占める資産割の割合を段階的に縮小していくなど経過措置を設ける」と掲げられていることなどから、本市としても、算定方式について4方式のままでいくのか、それとも3方式へ移行するののかということについても検討を行っているところです。

今後は、国のガイドラインに基づき、県が示すスケジュールに沿って、制度改革に向けた取り組みを進める必要があります。県のスケジュールによると、30年度の事業費納付金及び標準保険料率の確定数値を示す時期は、議員がおっしゃるとおり、30年1月ごろとされており、今後は非常に厳しいスケジュールになることも予想されますが、市民には混乱を与えることのないよう適切な対応を図っていく考えでございます。

○13番立石幸徳議員 制度改正に当たって、住民へのPRと理解がですね、間に合うのかと非常に不安視されているわけですね。ですから、できるだけ住民に制度改正のプロセス、過程をですね、公開していただきたいと私は思うわけです。

例えば、先ほど紹介しました県の国保運営協議会にはですね、運営規定があつて、この運営協議会を傍聴できるようになっております。私も、夜間の開催、夜の開催でしたので、9月4日の

この運営協議会を夜、傍聴をさせていただきました。住民に対する負担がどうかたちで決定をされていくのかと、非常に大事なことであるだけにですね、私は枕崎市の国保運営協議会も傍聴できるような、そういった対応はしていただけないのか、配慮していただけないのかと考えているんですけど、この点はどうでしょうか。

○田中義文健康課長 これまで国保運営協議会につきましては、非公開としてまいりました。

本日、議員からそのような御意見を受けて、運営協議会会長などの御意見などを聞きながら、今後検討していきたいと考えております。

○13番立石幸徳議員 やはり市民はですね、ただ決定した結果をこうなりましたよと言うだけでは、今回の制度改正では、非常にその辺はよくないと思うんですね。こういうかたちで決定をしていきましたということを、やはり理解していただくというのが私は非常に大事だと思うので、その点を今、課長が言われたように努力していただきたいと思っております。

それで、この国保改正の具体的な質問をしてみたいと思うんですが、先般、これも新聞報道がなされたんですが、第3回目の納付金、あるいは納付金等の標準保険料率、こういったものの試算結果が出されてね、地元南日本新聞の一面でも、県下各市の負担金と、それから対平成27年度との比較でいろいろ報道をされております。この報道された表を見る中で、非常に市民からいろんな私どもも問い合わせなり来たんですね。一番大きな問い合わせというのは、対27年度の負担と今度3回目試算の負担がマイナス16.2ですか、16%以上下がるんだというこの点を非常に市民がいいことだととらえているのか、今までがすごく高かったんだとか、そういうまちな声が寄せられているんですが、もう少しこの点を正確にですね、なぜこういう試算結果になったのかということの説明をいただきたいと思うんですよ。

私のほうでも、先にこの第3回試算のですね、前提として申し上げたいのは、あくまでも3回目試算は、平成29年7月時点で、一定の前提のもとで、制度移行に伴う保険税必要額の変化を試算したんだと。ですから、平成30年度、来年度の実際の保険税負担ではありませんということが1点ですね。もう一つには、この保険税必要額は低所得者に対する国保税の軽減措置、それから一般会計からの法定外繰り入れなどによる市町村独自の負担軽減は反映していないんだと。ですから、被保険者の実際の負担額とは異なるという注意事項があります。しかしながら、制度改革に伴う新たな公費のあり方や制度の仕組みを反映した場合の平成29年度、本年度時点での納付金、標準保険料率を試算し、1人当たりの保険税必要額の変化を検証することによって、納付金等の算定ルールや激変緩和措置について検討するためには参考になる結果であることは間違いのないわけでありまして。

そういったことを踏まえてですね、健康課のほうでは今度の3回目の試算結果をどのように受けとめているのかですね、この点をお尋ねいたします。

○田中義文健康課長 議員がおっしゃるとおり、9月4日に開催された県の国民健康保険運営協議会におきまして、事業費納付金及び標準保険料率に係る第3回試算結果が公表されまして、翌日の9月5日に、その件に関する新聞報道がなされたところです。その中でですね、本市の試算結果については、平成27年度と比較をして16.42%の減となるという報道があったところであります。

議員がおっしゃったことと重なるかもしれませんが、このように新聞報道がされたところではありますが、今回の試算結果に係る県の説明によりますと、まず試算の目的は、1人当たり保険税必要額の変化を検証することにより、国保事業費納付金及び標準保険料率の算定ルールや激変緩和措置について検討を行うものとされております。

試算の前提としても、議員がおっしゃることと重なりますが、1点目としては、30年度の公費拡充1,700億円のうち1,200億円を反映していること、2点目は、対象年度が29年度ベースであること、3点目は、27年度決算ベースの1人当たり保険税額と丈比べを行い、保険税必要額

が急激に上昇しないよう激変緩和措置を予行することなどであります。

今回の試算結果については、対象年度が平成29年度ベースであることから、平成30年度ベースの試算ではないため、実際の30年度算定では数値が大きく変わる可能性があることに、特に留意する必要があるというふうにされております。

そのような中でですね、議員がおっしゃるとおり、平成27年度と平成29年度の減少率が非常に大きかった点につきまして、これについても平成27年度の保険料必要額というのがどういうものなのか、それと今回の試算がどういうものなのかを含めて御説明をいたします。

平成27年度の保険料必要額とはどういうものかといいますと、ガイドラインでは、本来集めるべき1人当たり保険料額と記載されているもので、その算定に当たり、歳入では、国及び県負担金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、法定の一般会計繰入金などで、歳出では、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金、保険事業などです。一般会計からの法定外繰り入れや国保税軽減分の繰り入れを反映していない数値となっているため、実際の平成27年度国保税収納額より高額となっております。

また、29年度試算の算定に当たっては、まず県全体の保険給付費額を推計したものに、公費等の減算や財政安定化基金等の加算を行い、納付金算定基礎額を算出いたします。次に、この納付金算定基礎額を人数割合、応益割と申しますが、それと所得の割合、応能割と申しますけれども、それに応じて按分をします。その次に、医療費水準を納付金基礎額に反映させます。その後、各市町村の納付金基礎額の総額を県の総額に合わせるための調整を行います。その後、各市町村の納付金基礎額に必要な係数を加減算して、市が県に納付する納付金を算出いたします。さらには、納付金に直接市町村に交付される収入などを加減算して、標準保険料率の算定に必要な保険料総額の算出をいたします。ここで算出された金額が新聞報道をされたものです。

県の資料によりますと、29年度の試算と27年度を比較して、減額に大きく影響を及ぼしたのは、国普通調整交付金、前期高齢者交付金等の精算、療養給付費等負担金などという説明になっております。以上です。

○13番立石幸徳議員 私も9月4日の県の国保運営協議会でですね、かなり分厚い資料をいただけてきてまして、それで、新聞報道には出てないんですが、本市の27年度の負担額はですね、その資料では11万8,219円と出ているわけですね。わかりやすく言うと、27年度の枕崎市の負担額11万8,219円は、あくまでも、先ほどから言っている低所得者の軽減分とか法定外繰り入れ分とかそういうのを除いて、そういうものも被保険者が負担した場合にその金額が出ると。ですから、課長から今説明で言ったように、当然、実際値より高くなっているということはもう明らかですよ。その分が大体幾らだったのかということから、29年度と比較していかないといけなんでしょうけれども、これはまた非常に細かい作業になりますのでね、また委員会でも教えていただきたいと思っております。

次に、また大事な部分があるんですが、先ほど健康課長のほうが、課税方式をですよ、3方式、4方式、どっちでいくのか何かって、そんなことを言っている場合じゃないですよ。国保運営方針は、もう明確に、平成35年度までに県内の課税方式は3方式にすると、もう書かれているんですよ。3方式にしないとイケないわけですよ。

ですからね、今度の課税方式、将来的には県下全体が保険料水準もすべて統一ということに方向性としてはあったにしてもですよ、当面、課税方式を4方式から3方式にするという作業が出てきますよね。

そこで、本市は先ほど言ったように平成35年度を目標とするということなんですけれども、どうにかたちでこれを、4方式を3方式にしていくのか、この点については、現在のところどのような対応をされているんですか、お尋ねいたします。

○神園信二税務課長 ただいま健康課長からもるる説明ございましたし、議員のほうからさまざま

まな情報の提供もございましたけれども……（「すみません、マイクを使ってください」と言う者あり）ただいま健康課長のほうからるる答弁ございましたし、議員のほうからも情報提供ございましたとおりでございます。

ただ、県は、制度移行後の各市町村の被保険者の保険税負担に関する激変緩和措置のシミュレーションを行う中で、この激変緩和のシミュレーションは6パターンとなっておりますけれども、激変緩和を前提とした検討を行っております。その各激変緩和措置を前提とした各市町村の保険税負担総額、それとその負担総額を賦課・収納するとした場合の標準保険料率として3方式、4方式の両方を示しているところでございます。

このように、県は検討されている激変緩和措置6パターンについて、それぞれ3方式と4方式、合計12通りの標準保険料率を示してはおりますけれども、この標準保険料率は、先ほどから議論がありますとおり、30年度制度移行後の各市町村の保険税負担総額に基づくものではないということ、さらに、平成30年度の制度移行後、初年度に係る各市町村の保険税負担総額は、年明け1月に明らかにしますというふうな予定であるとうかがっております。

ただいま述べました状況から、お尋ねの3方式、4方式の選択を含めた課税方式というところに関しましては、今後、庁内で十分検討を重ねていかなければならない課題であるというふうに考えております。

○13番立石幸徳議員 考え方は今の説明でわかりましたけれどもね、これはやはり住民に大きく影響を与えることですのでね、大体どうするということよりも、いつごろまでにその方針といましようか、本市のですね、課税方式、それから段階的にやっていくのか、あるいは一発でやるのかわかりませんが、そういった方針はいつごろまでに示されることになるんですかね。

○神園信二税務課長 課税方式の方針についてというところでございますので、私のほうから答弁申し上げたいと思っておりますけれども、県が最終的に初年度の保険税の負担総額を示すのが1月というところでございますので、ある程度どのようなかたちで保険税をお願いしていくのかというふうなところにつきましては、時期を同じくして年内末から年当初というところで庁内の議論は落ちつけなければならぬであろうというふうに考えているところでございます。

○13番立石幸徳議員 これも、29年度、本年度の国保税の資産割の状況ということですね、先に税務当局でいろいろ出されたものとして、資産割がすべて医療給付の関係、あるいは後期高齢者の関係、介護納付金との関係、すべて影響していくんですが、全部を29年度ベースで調定額として調べ、そして限度超過分、あるいは現年分、そういったものを配慮したときに、約3,100万ぐらいが今現在は資産割として課税をされているわけですね。この3,100万は毎年同じベースでいくわけじゃないですけども、おおよそこういった税額をどうするかというのは、やっぱり大きな問題だと私は考えますので、住民にもこの点もですね、理解の上、いろいろと作業を進めていただきたいと思っております。

それから、国保財政の中でですね、近年、高額の、非常に高い薬、薬剤が国保財政に及ぼす影響というのが問題になってきているわけですね。例えば、乳がんの治療であるカドサイラというのがあるらしいですけども、これが1日当たりの薬価が2万円、1日当たりですね、これが大体どの程度、患者さんによって使うのか知りませんが、もう1カ月、2カ月すると100万円以上になっていくと。肺がんの薬であるオプジーボ、これはよく聞かれますが、これも1日当たりで約2万円から4万円と。それから、特に最近話題になってきたのがC型肝炎の薬、ソバルディ、これが1日に約4万2,000円もかかると。同じくC型肝炎のハーボニーは、1日何と約5万4,000円と。これらはすべて保険が適用されるわけでありまして、そして、健康保険に加入の方は自己負担の上限がありますのでね、その上限額を超えたものはすべて国保財政あるいは医療保険財政で見らんといかんと。

そうしたら、保険財政に大きな影響が出てくるということで、この薬に対するいろんな動きも

国レベルで出てきておりますけれども、本市で高額薬をですね、使用している状況、あるいは保険財政に与える影響、こういったものは担当課のほうではどのように整理されているんですか、お尋ねをいたします。

○田中義文健康課長 28年度における本市国民健康保険被保険者の高額薬剤使用状況につきましては、代表的な高額薬剤であります、オブジーボ584万6,320円、ハーボニー2,361万9,080円、ソバルディ710万4,720円、ヴィキラックス710万4,440円で合計4,367万4,560円となっております。同様に27年度では、合計で1,784万7,470円となっております。本市においては27年度より28年度の金額が約2,600万円高くなっておりますので、その分が国保財政に影響を与えているというふうに考えております。

○13番立石幸徳議員 それで、国のほうでも、例えばもう既にオブジーボあたりは、ことしの2月からですか、もう半分に薬価を下げたりしてもおりますけれども、ただ、私もこういった件は正直全然よくわかりませんけれども、この高額薬そのものは非常に効果的といいたまいますか、効くんだという話を聞かされますよね。当然、今後もこういった薬というのはいろいろ使われていくんだろうと思うんですけれども、逆に今、国の政治レベルで出ているのが、例えば非常に安価なといいたまいますか、湿布薬とか風邪薬とか、こういうものをむしろ保険適用外にしないと、ただ同然のそういった薬を病院に行ってどんどんもらってくると、こういう医療保険上は非常に問題視されるものがあるんで、そういう高額のものとは非常に安いものとの薬、今後は薬に関するいろいろな検討がなされていくんじゃないかと思っておりますので、その辺もまた怠りなく情報提供をいただきたいと思っております。

次に、診療報酬と介護報酬の見通しということで通告してございます。

診療報酬のほうは2年に1回改定をする、介護報酬は御存じのように3年に1回の改定であります。これが6年に1回、ちょうどダブル改定といいたまいますか、重なってくるわけですが、2025年のですね、団塊世代が、いわゆる75歳以上になる2025年を迎えると、今度のダブル改定が最後のダブル改定になるということで、非常に注目されているわけですね。

そこで、もう既にこの8月末の国家予算の概算要求も締め切られて、これから年末にかけて来年度国家予算の編成がスタートします。これを見ますと、医療と介護の社会保障費が西暦2000年、17年前、これは介護保険がスタートした年ですけどね、17年前と比べると、医療と介護の社会保障費だけで15兆円ふえてきているんですね。

そこで、国のほうは、2016年から18年までの3カ年のこの自然増を1年に5,000億円に抑えろと。そうしますとですね、来年度、2018年度の見通しがですね、6,300億円ですから、1,300億円を削らんといかんというような状況にあるようですが、削るための柱として、公的な医療と介護保険サービスの価格である診療報酬、介護報酬の引き下げ改定を財務省のほうは考えていると。しかし、診療報酬にすればですね、これは2016年、2年前の改定に続いて、またまたマイナス改定。介護報酬についても、介護人材不足の解消や介護職員給与底上げの課題がありますので、これも簡単には報酬引き下げというわけにいかない。

ただ、こういう国レベルの大きな課題であっても、本市の医療・介護の施策にもですね、密接に関連してくるわけでありまして。特に来年、もう第7期の介護保険事業計画を立てなければならぬというときに、この介護報酬等はストレートに影響するわけなんですけど、しっかりとした情報確認をして対応しなければならないと思っておりますけど、この2つの報酬改定、どのような見通しを立てているのかお尋ねいたします。

○田中義文健康課長 30年度診療報酬改定に向けた検討状況につきましては、6年に1度の介護報酬との同時改定になることを踏まえ、中央社会保険医療協議会としての検討項目としては、1点目は医療機能の分化・連携の強化、地域包括ケアシステムの構築、2点目は患者の価値中心の安心・安全で質の高い医療の実現、3点目は重点分野、個別分野に係る質の高い医療提供の推

進、4点目は持続可能性を高める効果的・効率的な医療への対応などについて、検討を進めております。8月9日には、中央社会保険医療協議会総会において、また細かい部分で、入院医療、外来医療、在宅医療、横断的事項、歯科医療、調剤報酬について議論を深めているようです。

詳細な内容につきましては、今後明らかにされるものと考えておりますので、介護報酬改定や制度改革にかかわる国の動向とあわせて注視していきたいというふうに考えております。

○山口英雄福祉課長 介護報酬の改定につきましては、現在、厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会におきまして、各介護サービス等の具体的な方向性について議論が進められるとともに、事業者へのヒアリングが行われているといった状況でございますけれども、今後、12月中旬ごろまでに報酬・基準等に関する基本的な考え方が取りまとめられ、平成30年2月ごろまでに介護報酬改定案が決定される見込みというふうにされておきまして、現在のところは、介護報酬がどのように改定されるのかについては示されていないところでございます。

ただ、今や介護に係る総費用が10兆円を超える状況の中にありまして、今回の介護報酬改定は非常に厳しいものになるというような見方もありますことから、私どもとしましても、今後の国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

○13番立石幸徳議員 いろいろ報酬関係、決定する直前、あるいは決定時期等を踏まえてまたお尋ねをしまして、もう時間もございませんので、残された質問項目についてはですね、さきの交通弱者の件もございました。これ、私自身が出したんじゃないじゃなくて、医師会のほうからですね、こういったことで非常に困っているということでお聞きして出しております。またの機会に質問をさせていただきたいと思っております。

質問を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後1時9分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○8番禰占通男議員 皆さん、こんにちは。よろしくお願ひいたします。

鹿児島県は6月、子供の貧困問題について、小・中学生の世帯を対象にした子ども調査の結果を公表しています。可処分所得を下回る低所得世帯において、経済的理由で子供の学習意欲にこたえられなかったり、また、医療機関の受診をためらう割合などについて示されています。

また一方、かごしま自転車条例については、この10月1日から施行されます。

それについて、本市関係の対応について質問してまいりたい。

初めに、10月1日に施行される条例の趣旨、規定の周知はなされているのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 自転車は、身近な交通手段として幅広い年齢層に利用されており、また、環境負荷の軽減や健康増進、観光など、さまざまな観点から、今後も利用の増加が見込まれています。一方で、自転車を利用する者が加害者として高額な損害賠償請求を受けるような事故も発生しています。

このようなことから、県においては、自転車に関係する交通事故の防止と被害者の保護を図り、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例を制定し、平成29年3月24日に施行されました。

この条例において、県は、国、市町村、事業者、県民及び関係団体と相互に連携・協力し、自転車の安全で適正な利用について、自転車利用者及び県民の関心と理解を深めることができるよ

うに啓発活動を行うこととしています。

なお、この条例の趣旨や規定の周知状況等につきましては、担当参事が答弁いたします。

○田中幸喜総務課参事 ただいま市長が答弁いたしましたとおり、かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例につきましては、平成29年3月24日に施行されましたが、自転車損害賠償保険等への加入及び幼児・児童または生徒のヘルメットの着用に関する規定は10月1日から施行されます。

お尋ねの条例の趣旨や規定の周知状況等についてですが、条例を制定した県においては、既に関係団体等や自転車販売業者等へ啓発用チラシ等を配布するとともに、交通安全運動等の街頭キャンペーンにおいての周知、テレビ、ラジオなどのマスメディアを通じた周知、県の広報紙である県政かわら版の全戸配布やホームページへの掲載などにより、広く県民へ周知・啓発を行っております。

本市におきましても、7月21日から実施いたしました夏の交通事故防止運動の実施要領に、当該条例の周知を特別推進事項として位置づけ、街頭キャンペーン時に県の作成した啓発用チラシを配布するとともに、本市のホームページへも掲載しております。

また、10月1日から、自転車損害賠償保険等への加入及び幼児・児童または生徒のヘルメットの着用に関する規定が施行されることを踏まえ、本市の交通安全専門指導員による幼児への交通安全教室等を通じ、市内すべての幼稚園、保育園の保護者に対しての啓発用チラシの配布や、9月21日から実施される秋の交通安全運動時において、枕崎警察署及び関係団体やスポーツ少年団と協力して、当該条例の啓発用チラシを配布するなどの活動を実施することとしております。

なお、今後とも県と情報の共有を図りながら、枕崎警察署や交通安全協会などの関係団体と協力して、自転車が関係する交通事故の防止等に努めてまいりたいと思います。

○8番禰占通男議員 市長からも答弁がありましたように、平成25年でしたかね、9,500万円、小学生の保護者に請求を裁判所が求めている、そういう驚くべき判決だったとっております。

それで、本市でそういうことは一応耳にしておりませんし、先ほど参事からありましたように、この1週間、二、三日前から、県警の活動とかそういうことがテレビ報道でも報道されております。漏れのないように、これは小学生、高齢者の対象がほとんどだと思うんですけど、そういうふうな啓発活動、また周知をしてもらいたいと思います。

それで、2番目の質問ですけど、本市の自転車に関する事故、平成28年、警察に伺いますと、1月1日と12月末日ということになっているそうですので、本市の分はホームページにも出ていなくて、県のまとめた分は出ているんですけども、本市の自転車事故に関する状況についてどのような状況であるのかをお尋ねいたします。

○田中幸喜総務課参事 枕崎警察署に照会したところ、平成28年中の本市における自転車事故件数は、物損事故が7件、人身事故5件の合計12件となっています。人身事故については、自損事故が1件、車との事故が4件であり、そのうち高齢者が4名、その他成人1名となっております。なお、児童生徒等が関連する自転車事故については発生しておりません。事故発生の原因といたしましては、指定場所一時不停止、動静不注視、安全不確認となっているようです。

○8番禰占通男議員 今、参事からもありましたように、そう重大な事故ということはないという報告でしたけど、この安全講習に至った例は警察署のほうでもないと言っておりますけど、この安全運転義務違反、今、参事からもありましたように、こういった出会い頭の事故等で、びっくりして転倒したらという、そういうのが結構あるみたいですけど、こういったことに対しての、事業所はですけど、学校関係としてはどのような自転車についての安全教育はなっているのかお伺いいたします。

○豊留信一保健体育課長 教育委員会におきましては、条例公布後、各小・中学校に対しまして、文書や広報紙等の配布、校長・教頭研修会、あるいは校外生活指導連絡会等での説明を通して、

本条例の趣旨について周知をするとともに、本条例の全面施行に伴い適切な対応がなされるよう指導してきております。

議員がお尋ねの学校関係等の事故、各学校、児童生徒に関する事故ということですかね。

○8番 禰占通男議員 いや、安全運転義務について、生徒等についての指導というか、周知はどのようにしているんですかということ。

○豊留信一保健体育課長 特に、自転車利用者につきましては、自転車損害賠償保険の加入義務があること、そして保護者に対しては、幼児、児童生徒が自転車を利用する際は、乗車用ヘルメットを着用させる義務があること、学校長は、児童生徒が自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、必要な安全教育の実施に努めること等を重点的に指導しております。また、自転車通学を許可している学校においては、通学許可条件に自転車損害賠償保険への加入を加えるなど、自転車通学生の保険加入状況を確認・把握し、自転車損害賠償保険に加入していない者については、条例の趣旨を丁寧に説明することをあわせて指導しています。

小・中学校における交通安全教室の実施状況ですけれども、年に2回行っているところが2校、それから年に1回行っているところが6校ございます。あと、歩行・横断の指導として、全校で行っております。自転車の実技指導として6校、あと交通安全協会などの警察とかですね、そういったところの講話とか映写会を7校で行っているところです。

○8番 禰占通男議員 次の質問ですけど、今、保健体育課長が半分以上答えていると思います。ダブったところは省略しても結構です。

各主体の役割として5項目の役割が列挙されてるんですが、これに対して対応はできているのかということで、自転車利用者の役割、これは一般的なもの、そして自転車貸付業者、これは本市の水産関係がレンタル自転車をやっているということ、それとあと自転車業者の役割と、これはもう我々行政とは関係ありませんけど、それは省くとして、あと子供たちの保護者の役割、高齢者を持った方の家族の役割、そしてまた、今、課長が言いましたように学校長の役割というものもあって、本市には通学というのは、別府中学校ですか、あそこと桜山中学校、これが対象になると思うんですけど、こういった先ほども出たように、この自転車損害賠償保険への加入の義務ということで、今までは自転車を購入したら、簡単に言えばTS、整備は任意で求められていたんですけど、今度、この罰則がないという条例ですけど、この自転車損害賠償保険への加入義務ということで、学校、通学に使っている学校としてはPTA保険とかなんかで対応していると思うんですけど、そういったことへの加入の説明はどのようになっているのかをまずお伺いいたします。

○豊留信一保健体育課長 学校のほうではですね、全児童に対しまして、自転車損害賠償保険の、学校が仲介といいますか、まとめて申請する保険を全児童、保護者に対して紹介しております。ただ、これは強制的なものではございません。

ほかに、自転車向けの保険でありますとか、各種の保険、自動車保険とかですね、火災保険とか、そういったものに特約で付帯しているものとかもございまして。それから、共済の保険とかですね、そういうのがありますので、そちらのほうに入ってもらってらっしゃる児童生徒さん方は、学校が取り扱っている保険とかですね、そういうものには、それはもう個人で掛かっていただくというかたちになっております。

○8番 禰占通男議員 保護者へはそういった紹介をしているということですけど、自転車の整備ということで自転車販売業者に整備をしてもらおうと、TSマークで保険つきというのがあるんですけど、これも一律、各業者さんによって金額が違おうと。先ほど課長からありましたように、自転車損害賠償に付帯するというので一緒に掛けるって、これも2,000円、3,000円、4,000円、物すごく高いんですよ。一番安いのが、学校で団体で掛かるPTA保険というのが一番安くなるんじゃないかと業者さんも言ってるんですけどね、やっぱりそこら辺を紹介、自転車を持って

いる方がほかの保険に入っていないければ、強制じゃないけど、そういうふうに扱ってもらいたいなと私は思っております。

今までただで自転車に乗れたんですけど、私もですけども、もう今から自転車はただじゃないということですよ、実際。罰則はないですよ、今度の条例は。だけど、それだけ県の条例ということで重く受けとめてもらいたいと思います。

それで、本市が貸し自転車も取り扱っているんですけど、それに対して、貸し付けの事業者として、今後の対応をどうするのかをお伺いいたします。

○下山忠志水産商工課長 枕崎市観光協会では、観光客が手軽に市内を周遊できる移動手段として、電動アシスト自転車10台の貸し出しを昨年4月から行っており、これまでのところ、事故は1件も発生しておりません。

今回、かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例において、自転車損害賠償保険等の加入、これと乗車用ヘルメット着用の義務化などが、本年10月1日から施行されることとなります。

保険等につきましては、この電動アシスト自転車導入時にTS保険に加入しておりますが、ヘルメットにつきましては、この条例の施行に伴い、中学生以下の子供にヘルメットを着用させることが保護者の義務ということになりますので、観光協会としても、ヘルメットの貸し出しについて準備を進めており、これまで以上に安全で適正な運営に努めてまいりたいというふうなことであります。

○8番禰占通男議員 今、課長から言われたように、ヘルメットも準備するというので、ありがたいことだと思っております。

それで、隣の南さつま市ですかね、あそこも貸し自転車を持っているそうで、その保険が物すごく高くなるという、説明会のときにそういう意見が出たということ業者さんから伺いまして、本市は10台ぐらいですけど、前から保険に入っているということで安心しているところです。

次の4番目ですけど、去年も、今ごろだったと思うんですけど、この自転車の通行区分帯の状況と、本市は歩道を走れる部分というのがほとんどないんですけど、この状況はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○松崎信二建設課長 本市の自転車通行区分帯の設置状況については、枕崎警察署に確認したところ、現在、自転車専用通行帯を指定している道路はありません。また、青色の丸い標識で、デザインが大人と子供と自転車が描かれている普通自転車の歩道通行可の標識を設置し、交通規制をしている道路は、国・県道に3路線あるとのこと。

道路交通法によると、自転車の通行区分は、通行規制のない道路においては、原則として歩道と車道の区分のある道路では、車道を通行しなければならない、車道の中央から左側部分の左側端に寄って通行しなければならない、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行できる、とされています。なお、例外として、普通自転車の歩道通行ができる場合としては、普通自転車の歩道通行可の標識のある道路と、運転者が13歳未満の子供、70歳以上の高齢者または身体の不自由な方であるとされています。

今後の自転車専用通行帯の整備については、現時点での本市における自転車通行量を考慮すると、道路管理者として、道路拡幅等による自転車専用通行帯設置の計画は考えておりません。しかしながら、具体的に自転車歩道通行可の標識設置の要望箇所があれば、一定の交通規制実施基準を満たす箇所においては、県の公安委員会のほうに要望していきたいと考えております。

○8番禰占通男議員 この通行区分帯がないということと、あと歩道の走行は3路線で可能ということですけど、本市もいろいろ歩道をカラー舗装化したり、いろいろ歩道も整備されてきております。

その中で、今もありましたように、13歳以下と高齢者は可能だということですけど、道路標

識なんかも必要ということですが、今後、通行可能な歩道をふやしていくという、そういう考えはないんですか。今、要望があればしたいということでしたけど、私は早急に取り組んでもらいたい事案だと思うんですけど、どうなんですか。

○松崎信二建設課長 先ほど私が言いましたのは、歩道通行可の標識の要望があればということで、歩道整備ではありませんで、自転車専用通行帯の整備についてはですね、今のところ本市においては計画しておりません。

自転車を利用される方は、自転車は道路交通法上、軽車両でありますので、道路の左側端を左側通行で自転車安全ルールを守り、歩道の例外箇所を除き、車道を通行していただきたいと思います。

それと、参考までに警察署に確認しました3路線について説明いたします。普通自転車の歩道通行可の標識を設置している道路は、枕崎市に、先ほども言いました3路線あります。

まず1つ目が、国道226号の白沢東町から花渡川の商工会議所までの区間と、国道270号の金山浄水場から花渡川の神浦橋付近までの通学路の区間と、県道枕崎停車場線の全区間、国道のロータリーから駅前広場までの区間の3路線となっております。

○8番禰占通男議員 自転車と車いす、歩行者の、幅を決めて、いろいろ歩道の条件もあるんですけど、そうした場合、今設置されている、今、商工会議所のそこまでって言いましたけど、ニシムタのあそこまで延伸することも可能なわけでしょう。公安委員会との協議になるけど。やはり、そういった必要なところというのは早急に取り組んだほうが私はいいと思います。午前中もありましたように、買い物弱者、足がないということで、自転車を利用する高齢者も今後ふえる可能性もありますよね。やっぱりそういうことで、可能な歩道、やっぱりそれもふやすべきじゃないですか。

それとあと、私が不思議に思うのは、ロータリーからお魚センター、あその道路ですよ、あその路線は入っていないんですか。

○松崎信二建設課長 枕崎市においては、先ほども言いました3路線のみとなっております。規制標識になりますので、この規制に関しては全部、県の公安委員会のほうの規制になります。それと、226号の花渡川からニシムタ等のそこら辺の区間においても、県のほうの公安委員会の規制になりますので、建設課のほうとしてどうこうできるものではありません。

○8番禰占通男議員 いろいろ調べると、歩道を自転車で走っていた場合、13歳以下と70歳以上の高齢者は走行していいということになっているんですけど、もし注意されたら、そこでおりて自転車を押していけば何も問題ないということになっているみたいなんです、警察の指示に従えばですね。だから、そういうこともありますから、なるべく可能なところは取り組んでもらいたいと要望しておきます。

次に、これも冒頭発言しましたが、かごしま子ども調査についてですけど、鹿児島県の子供の貧困率は12.9%、本市の貧困率はどの程度なのかをお伺いいたします。

○山口英雄福祉課長 鹿児島県は、ことし6月30日にかごしま子ども調査の結果を公表いたしました。この調査は、無作為抽出した県内の公立小学校に通う小学校1年生、それから小学校5年生及び公立中学校の2年生の保護者、全体で8,354人を対象に実施したもので、アンケートの回収率は33.3%となっております。

調査の結果、全国の平均的な等価可処分所得244万円でございますが、この半分である122万円を下回る世帯で暮らす子供の割合、これを子供の貧困率としておりますけど、これは、ただいま質問者が言われるとおり、調査全体で12.9%となっておりますけれども、この調査は市町村ごとの集計・分析がなされておきませんので、枕崎市の貧困率についてはわかっていないところでございます。

○8番禰占通男議員 課長もおっしゃられたように、実際、鹿児島県の担当課長にも話したんで

すけど、市町村別にも公表しましょうかという、そういう内々の話し合いもあったようですが、いろいろ問題があったのか、今回は公表しないようになったという説明を受けました。ですけど、下のほうの追加の質問とずっとかぶってくるんですけど、実際これはいい資料を県がつくってくれたわけですから、市独自でも、市内全校は対象になっておりませんでした。

それで、そういった父兄にアンケートをして、アンケートを回収して、それを集計するということがらにはできると思うんですよね。そうすれば、今後のいろいろな地方創生などにも、子供対策、いろいろ母子対策、いろいろ優遇策というのも今、地方創生なり示されていますけど、やっぱりそういうことに役立つのではないかと私は思っております。

それで、2番目の質問ですけど、この調査目的は、状況を把握し、今、私が言ったように、子育て支援に生かすとなっております。調査対象として、無作為に抽出した小学校1年生、5年生及び中学2年生の保護者となっているが、本市で対象になった保護者数は何名であったのかをお伺いいたします。

○山口英雄福祉課長 かがしま子ども調査は、対象となる学校を無作為抽出した上で、学校を経由して保護者にアンケートが配布されておりますので、私どものほうでは、対象となった保護者数については正確には把握できないところでございます。なお、県に問い合わせましたところ、本市におきましては、枕崎小学校の1年生、それから立神小学校の5年生、それから別府中学校の2年生の保護者が対象になったというふうに聞いているところでございます。

○8番禰占通男議員 ある校長が、教頭がいないとわからないということで、その回答を1校だけはもらったんですけど、資料としては、小学1年生が72名、そして5年生は78名ということでした。あと中学は、私が伺ったところは、そういうことは、教頭、校長、そして担当職員も知らないということで、本校は対象にならなかったんだらうという、そういう話でした。

ですから、そういった学校がわかっているならば、3番目の質問になりますけど、回収は郵送やインターネットでということ、学校を通じてということになってはいるんですけど、学校もその内容を知らないということですよ。できれば、先ほど私が言いましたように、やはり本市は本市の独自の方法で把握して、子育て、子供のいじめもなってくると思うんですけど、そういったことに私は生かしてもらいたいなと思っているんです。だから、この3番目の回収は郵送やインターネットとなっている。本市の回答率、この回収率の状況というのは何か把握しているものはないんですか。

○山口英雄福祉課長 今、質問者も言われましたけれども、かがしま子ども調査は、先ほども申しましたとおり、対象となる学校を無作為抽出しまして、学校を経由して保護者にアンケートが配布されていますけれども、その回収につきましては、郵送またはインターネットで回答するという方式で実施されているようでございます。そういった状況でございますので、本市のアンケート回収率についてはわかっていないところでございます。

これは、先ほど申しましたとおり、県としては市町村ごとの集計はやってないということにも起因するものでございます。

○8番禰占通男議員 今、課長もおっしゃいましたように、無回答と未回収がほとんどだったということになるんでしょうかね。

次の質問にまいりますけど、この調査で使用された所得類型による手法を用いた場合、先ほどから私が言っていることなんですけど、本市保護者の所得類型の割合はどのようになるのかということをお伺いしたいんですが、可能なんですか。

○山口英雄福祉課長 かがしま子ども調査では、調査対象世帯をその世帯の等価可処分所得に応じまして、3つの区分に分類してございます。

まず、A類世帯、これは等価可処分所得が中央値244万円ですね、の2分の1未満の世帯、すなわち122万円未満の世帯、これをA類世帯、それからB類世帯といたしまして、等価可処分所

得が122万円以上244万円未満の世帯、それからC類世帯として、等価可処分所得が244万円以上の世帯、この3つの世帯に分類しているところでございます。なお、この調査は、先ほども申しましたように、市町村ごとの集計・分析がなされておられませんので、この調査で本市の保護者の割合について幾らかということについては定かではございません。

なお、今、市のほうでは、この県の調査と同様の所得類型による分類ができないかということで作業を進めているところでございます。

○8番 禰占通男議員 その作業が整ったときには、ぜひ議員にも情報公開をお願いいたします。

次の5番目の質問になりますけど、この調査にもありますように、母子世帯、父子世帯の状況とあって、物すごく所得が低くなって、それに対して、父子世帯はある程度の雇用というものもあるんですけど、母子世帯については臨時職員とかパートとか、そういう雇用が相当占めている調査報告になっております。

それで、本市については、こういった状況はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○山口英雄福祉課長 かごしま子ども調査では、母子世帯の所得類型につきましては、A類世帯、先ほど申しました等価可処分所得が244万円の2分の1、すなわち122万円未満の世帯、これが39.7%、B類世帯、等価可処分所得が122万円以上244万円未満の世帯が35.1%。それからC類世帯、等価可処分所得が244万円以上の世帯でございますが、これが20.9%というふうになっております。また、父子世帯につきましては、A類世帯が14.7%、B類世帯が54.7%、C類世帯が28.0%となっております。

なお、この調査は、先ほども申しましたとおり、市町村ごとの分析がなされておられませんので、枕崎市の母子世帯、父子世帯の割合についてはわかっておりませんが、現在、市のほうで、この県の調査と同様の手法による分類ができないか、作業を進めているところでございます。

○8番 禰占通男議員 今の母子世帯、父子世帯について、学校関係において保護者名、子供に対しての保護者の名字、名前がどのように学校では取り扱われているのかということですよ。もう本市にはいませんけど、ある学校関係者から、名字だけでは結婚しているのか、悪く言って離婚なのか、どういう家族構成なのかというのが把握しにくい状況になっているという、個人情報をはばかってですね。それで今、学校で対応しているそういった表示方法、そしてまた今後どのようにそういった子供たちの家族の把握というのはしていくのかということをお伺いいたします。

○田淵修学校教育課長 学校において、保護者と児童の関係をどのようにとらえているかという御質問ですけれども、子供たちが学校に通うようになりますと、学齢簿といいますか、就学の通知がありまして、保護者がだれで子供がだれという通知様式ができます。それに基づいて学校のほうは、保護者はだれということで決めて、学校にある書類に記入をする、そのような手はずになっております。以上です。

○8番 禰占通男議員 もう一つ伺っておきたいんですけど、我々の時代のころは、家庭訪問といったら大体がもう親のだれが、家族構成までみんな把握していたんですけど、それもままならないということですよ。家庭訪問をしても、そこまで突っ込んで聞いていいもんか、どうだろうかと、そこまで考えているという状況だということも伺ったんですけど、今、現状はどうなんですか。

○田淵修学校教育課長 御指摘のとおり、学校におきましては、家庭訪問という行事をしております。それは、家庭に伺いまして、家庭の状況、家族の状況等を把握して、お話をしまして、子供たちの学習がスムーズにできるように、生活ができるようにしていくものです。その中の話の中で話していただいたものについては、自分たちの学級経営に使う資料として記録したりしますが、細かいところまで一様に聞くということにはしていないところです。以上です。

○8番 禰占通男議員 次の6番目の質問になりますけど、子供の放課後、部活動が終わった後とか、休日に過ごす場所等についても、この子ども調査によって明らかになっているんですけど、

本市の子供たちの放課後と一口に言って、過ごす場所とか時間というのは、現在どのようになっているんですか。

○田淵修学校教育課長 ただいま、子供が放課後、部活動や休日に過ごす場所はどのような状況なのかという御指摘ですので、教育委員会関係について申し上げます。

子供が放課後に過ごす場所として、部活動、スポーツ少年団、学習塾、習い事などがあります。現在、本市には16のスポーツ少年団があり、延べ275人の児童が放課後や週休日に活動しています。これは、枕崎市の小学生957人の約29%に当たります。部活動については、4中学校合わせて33の部活動があって、409人が取り組んでいます。これは、枕崎市の中学生512人の約80%に当たります。平成29年度学校運営状況調査によりますと、枕崎市の小学生のうち、学習塾やけいこ事に通っている児童は415人、その割合は43%です。中学生のうち、学習塾やけいこ事に通っている生徒は208人、その割合は41%でございます。以上です。

○8番禰占通男議員 中学校の部活動、小学校のスポーツ少年団、多いのかどうかはわかりませんが、この学習塾、次の質問に行く前に、この415人、208人、これはどうなんですか、多いんですか、平均、少ない、どのような感じなんですか、塾通いしている人なんか、現状の。

○田淵修学校教育課長 ただいま申し上げました数字につきましては、今年度のものを数値にあらわしているものでありますので、これが他市と比べて多いか少ないかという検討をしておりませんので、ここでは回答ができません。以上です。

○8番禰占通男議員 次に、7番の質問とこれもかぶっているんですけど、こういうふうに県の調査がそういうふうになっていましたので分けたところでした。

それで、子供の学習機会、冒頭言いましたように、金銭的なもので子供の学習意欲にこたえられなかったことがあるとなっていて、子供の学習意欲に対して経済的な理由でこたえられなかったことがあるということで、こういったことがあるとして、当局の考えについて聞かせてほしいんですけど、各自治体による学習支援というのが、国も任意事項として取り組んでいるんですけど、本市は自治体に取り組む学習支援の事業といたしますか、取り組みについてはどのような考えを持っているのかをお聞きいたします。

○山口英雄福祉課長 学習支援対策に対する本市の考え方ということでございますが、質問者がこの主題として挙げられているかごしま子ども調査でも、経済的な理由により、子供の学習意欲にこたえられなかったことがあると回答した保護者が全体の34.1%となっており、所得類型別で見ますと、A類世帯、等価可処分所得が244万円の2分の1未満の世帯では54.3%となっており、また世帯類型別で見ますと、母子世帯では48.9%があると回答しているようでございます。

学習支援の関係につきましては、今、質問者が言われました、例えば生活困窮者に対する学習支援、これが生活困窮者自立支援法の中のプログラムの中に任意事業としてありますが、そのほかにも、例えば母子家庭につきましても、国の制度あるいは県の母子寡婦福祉連合会が鹿児島県から受託して行っているモデル事業とかいったものがございます。

ところで、本市におきましては、そういったニーズがこちらのほうにまだ寄せられてきておりません。そういった状況ですので、これまで取り組んでおりませんが、具体的にそういった生活にお困りの方あるいは母子家庭の皆様から、そういった支援制度を、学習支援について要望があれば、事業の実施について検討してまいりたいと思っております。

○8番禰占通男議員 この学習支援に対しては、国の補助が2分の1ということで、幾ら学習支援の場を設けるかで予算も変わってくると思うんですけど、やはり講師の数、いろいろあると思うんですけど、先ほど課長も言いましたように、母子家庭、父子家庭、いろいろ対象者はあると思うんですけど、中にはこの学習支援所を設置しまして、そこにどういふかたちで子供たちが参加するのか。そうすると、特例な方たちだけ対象にすると、いろいろいじめ問題、いろんな問題があると、あちこちのこういうことに取り組んでいるところも弊害を述べております。

ですから、母子家庭、父子家庭、そういったことは別にして、本市独自の、所得制限を設けないとか、そういう取り組みも私は必要だと思うんですね。そうすると、予算は膨らんでいく。その予算をどこから持ってくるかということで、本市の地方創生戦略にも子育て支援も記載されているんですけど、そういった中には述べられていない。だから今回、あしたかあさってありますよね、過疎債の対象もいろいろ広げるといって、いろいろ条文整備も議案に上がってきていますが、やっぱりこうした目に見えないところで支援を求めている人たちに対しても、やはり国の補助金があるものは十分活用して対応してもらいたいと思います。

それとあと一つ、今、19市で取り組んでいるのは10市取り組んでいるんですね、県内19市で10市。取り組んでいないのが9市、そのうちいろいろこれも、ことし、来年あたりには、こういうかごしま子ども調査なんかも発表されましたから、取り組むところが出てくるとは思うんですけど、それに前向きに取り組むのかどうなのかをお伺いいたします。

○山口英雄福祉課長 もう先行してやっている自治体の事例を見ますとですね、運営に当たって、先ほど言われたとおり、今は国の制度として、生活困窮世帯あるいは母子世帯に対する学習支援となっておりますので、そういった場合に友達を連れてきたときにどうするのか、その友達を排除するのかなどといったことで悩んでいるとか、いろいろ運営上の問題点というのも生じているようでございます。

今、19市中10市、実施しているということでございますけれども、本市におきましては、先ほど申しましたとおり、これまでのところ、私どものほうにニーズは届いておりませんので、今後ですね、ニーズの把握、調査になりますか、どういった手法になりますか、ここでは明確にはお答えできませんけど、ニーズがあるのかなど、そういったものを把握して、ニーズが高いというふうになれば、実施について検討したいというふう考えているところでございます。

○8番禰占通男議員 早急に調査、そういうニーズ、それを把握して、ぜひ取り組んでもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午後2時1分 休憩

午後2時11分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○12番豊留榮子議員 皆さん、お疲れさまです。

私は、住民の福祉と暮らしを守る立場から一般質問をしてみたいです。

先日、8月29日の朝、北朝鮮が弾道ミサイルを発射し、北海道襟裳岬の上空を通過して太平洋上に落下しました。今回の発射は、国際社会が強く自制を求め、対話による問題解決を米国を含めて模索している中で、それに逆行した暴挙です。

5日には、全会一致で採択された国連安全保障理事会の新たな制裁決議は、事態の平和的・外交的解決を目指すと表明しました。対話を通じた平和で包括的な解決を促進する各国の努力や朝鮮半島内外の緊張を緩和する取り組み、これこそ国民の安全を守る責任ある行動ではないでしょうか。

安倍政権は、今は対話のときではないと繰り返し、関係する国々と比べても、やたらと北朝鮮に圧力をかけることだけを強調していますが、今、国際社会と関係国に求められているのは、経済制裁を厳格に全面的に実施することと一体に、困難はあっても対話による問題解決の道を粘り強く追求することです。おびたしい犠牲をもたらす軍事衝突は絶対に避けなければなりません。また、日本政府やマスコミは、国民の不安をあおるのではなく、冷静な対応をすべきではないで

しょうか。

それでは、子育て支援について質問していきます。

まず、学校給食の無償化についてですが、この学校給食の無料化実現で、保護者の経済的負担を減らして子育て支援につなげることはできないのでしょうか。これは、3月議会で質問したときに、本市が実施するには7,000万円必要になるということでした。まず、市長の見解をお聞きします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 学校給食につきましては、学校給食法第11条第1項において、学校給食の実施に必要な施設・設備に要する経費及び学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは義務教育諸学校の設置者の負担とし、同条第2項において、前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担とすると明記されております。

学校給食の無償化につきましては、子育て支援の観点から、現在、県内でも幾つかの自治体で実施していることは承知しておりますが、仮に本市で実施するとした場合、単年度で約7,000万円もの多額の財源が必要と見込まれますことから、現時点では実施は極めて困難であると判断しております。

○12番豊留榮子議員 3月議会でもそのような教育委員会からの御答弁があったんですけども、実際には実施している学校が幾つかあるわけですよ。ですから、本市としても全額、年間7,000万、これが毎年続くんだとなると負担も大きいということなんですけど、例えば段階的にですね、小・中学校全校が難しいのであれば、段階的に中学校の3年間だけでも実施をするとか、そういう配慮はできないものなのでしょうか。

○久木田敏副市長 ただいま学校給食の無償化につきましては、市長が答弁したとおりでございますけれども、それを例えば中学3年生だけ、あるいはどこかの学年だけといたしますと、子供たちにとっては、その学年、学校によってまた違いが出てきますし、いろいろと考慮しなければならない点が多々あるかと思えます。これをずっと続けていくということになりますと、一たん始めてしまえば、もう途中で切れなくなりますので、そこら辺の財政の状況というようなものが一番大きい問題になるかと思えますので、これは現時点では極めて困難であるというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 もうこれは、子育てをする親御さんたちからの大きな声がかんたんかん大きくなってきました。これは、ぜひ本市でも検討いただいて、段階的にでも保護者を支援していくんだという態度を見せるべきじゃないかなと思えますね。これはぜひ、早急には言いません。来年早々にしろとは言いません。ですから、ぜひこれは検討を続けていただいて、子供たちが楽しく学校生活を過ごせるようにしていただきたいと思うところです。

次に、就学援助金についてですが、この就学援助金を受け取ることのできる認定基準なんですけど、これ市町村によって違うようなんですが、本市の基準はどのようになっているのでしょうか。

○田淵修学校教育課長 本市の就学援助費の認定基準についてであります。

本市の就学援助費の認定基準は、市民税の非課税世帯や児童扶養手当の支給を受けている保護者等でございます。

○12番豊留榮子議員 そうしますと、一般的には生活保護基準並みというのが基準になっているようなんですが、そうすると、この生活保護基準から見るとどうなるのでしょうか。

○田淵修学校教育課長 先ほど、基準の主なもの申し上げましたけれども、それに加えて、生活保護を停止または廃止された保護者、それから国民年金の掛金及び国保の保険税の減免を受けている保護者等が含まれています。以上です。

○12番豊留榮子議員 ということは、生活保護基準並みということでもいいのでしょうか。これが、生活保護基準以下でないと就学援助は受けられないということによろしいのでしょうか。

○田淵修学校教育課長 一律に課税状況だけではありませんで、それぞれ保護者から申請があったものにつきまして、学校長の意見や民生委員等の意見もお聞きし、生活の状況等を総合的に判断して認定しているところでございます。

○12番豊留榮子議員 わかりました。

この基準ですよ、基準とされている部分をもう少し改善してもらえたなら、この生活困窮から救われる家庭もふえるんじゃないかという。県内の市を見てみますと、霧島市や鹿屋市は、生活保護基準の1.2倍、そして曾於市は1.3倍、鹿児島市は1.35倍だといいます。これを、本市もほかの市並みにですね、支給基準をもう少し改善すべきではないのかなと考えるんですけども、この点はどうでしょうか。

○田淵修学校教育課長 ただいま御指摘をいただきましたので、他市の状況等を調査しまして、それをもとにまた検討をしていきたいと思っております。以上です。

○12番豊留榮子議員 よろしく御検討のほどお願いしておきます。

そして、就学援助制度の改正についてなんですが、これも3月議会で質問しましたときに、入学準備金について、国は単価を増額する動きがある。本市も国に準じた支給額の引き上げを考えていると言われました。これは来年度から実施できるのでしょうか、お尋ねします。

○田淵修学校教育課長 本市におきましては、今年度から国に準じて国の単価と同額に引き上げて支給しております。平成29年度の新入学児童生徒学用品費は、小学生が平成28年度の2万0,470円から4万0,600円に、中学生は2万3,550円から4万7,400円に引き上げております。以上です。

○12番豊留榮子議員 そうしますと、29年度から実施しているということは、もう3月には…3月は違うんですね、来年ということですね、来年3月から実施できるということですね。それは額も国の額と同じということで確認してよろしいですね。

○田淵修学校教育課長 3月の時点で来年度と申し上げておりますので、29年度ということでございますので、今年度、29年度から増額して支給しております。

○12番豊留榮子議員 また、就学援助の小・中1年生の入学準備金をですね、お母さんたちはこんなふうに語っているんです。「入学前に支給してもらえたら子供の入学を安心して迎えることができ、そして子供と一緒に心から喜ぶことができます。」って、そんな願いにこたえる自治体もふえてきています。本市の支給は例年7月ごろかと思いますが、事前に調査し、入学前に実施できないでしょうか。

○田淵修学校教育課長 就学援助費の支給の時期についてのことでございますが、就学援助の申請、認定、支給につきましては、入学してから在籍する学校を通して申請し、当該年度の課税状況等を調査し、7月に1回目の支給を行っております。議員が御指摘のとおりでございます。

現在の状況では、入学前の支給は厳しい状況ですが、県内でも今年度、中学校の入学予定者に対し入学前支給をしている市町村もあるため、他の市の状況や問題点を研究しながら、入学前に支給できないか検討していきたいと考えております。以上です。

○12番豊留榮子議員 ぜひこれも検討方よろしく願いいたします。

次に、子供の医療費無料化の拡大なんですが、中学校卒業までの無料化が進み、保護者の方は胸をなでおろしているところなんです。これを引き続き高校卒業までの無料化に引き上げることはできないか、これはまず市長にお伺いをしたいんですが、どうでしょうか。

○神園征市長 仮に、医療費助成の対象を高校卒業時まで拡大しますと、少なくとも、さらに1,000万から1,500万円程度の財源が必要と見込まれることから、現時点においては、実施は非常に困難であると思われまます。

今後とも、限られた財源の中、優先順位をつけながら、さらなる市民福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。

○12番豊留榮子議員 なかなか、中学校卒業までやっとなんて無料化ができた、進んだところなんですけど、これは中学校、高校となると、病院にかかるということが、だんだん年齢が上がるとともに少なくなってくると思うんですね。この辺のことも考慮いただいて、ぜひ検討を進めていってほしいと思うところです。

そしてまた、子供の医療費の無料化ですね、これ実施できているんですけども、一たん病院に行くためには、お金がないことには、病院の窓口で一たん支払わないといけないもんですから、それが無料化という実感がわかないと言われるんですね、利用者の方たちが。これを何とか病院の窓口で無料にしてほしい。お金がなくても病院に子供を連れていけるような、そういう実際に無料なんだということが実感できるような制度にしてほしいという声は今多く寄せられているところなんです。これを病院の窓口で無料にすることはどうなんでしょうか、お尋ねします。

○山口英雄福祉課長 医療費の自己負担を病院の窓口で無料にする、いわゆる現物給付方式の導入でございますけれども、これにつきましては、各医療機関との契約や電算システムの改修等のさまざまな問題に加えまして、国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整が行われるといったことから、本市単独での実施は困難であるため、県の制度として実施できないか市長会を通じて要望してきたということは、これまで議会でも再三答弁を申し上げてきたところでございます。

なお、このうち国保療養費等国庫負担金の減額調整措置につきましては、少子化対策の一環といたしまして、未就学児を対象に、平成30年度から減額調整措置が廃止されることとなりました。

なお、現在県では、平成30年10月から、住民税非課税世帯の未就学児を対象に、子ども医療費の窓口無料化を実施する方向で調整を進めているところでございまして、現時点におきましては、平成30年10月から、住民税非課税世帯の未就学児に係る子ども医療費の窓口無料化が実施される見込みというふうになっております。

○12番豊留榮子議員 これは、ぜひ、未就学児に限らず、これをどんどんどんどん発展させて、中学校卒業までの無料化ができるように御検討をお願いしていただきたいと思うところです。

次の質問ですが、農業の活性化についてです。

今、高齢化が進む中で、後継者がいない小さな農家なんですけど、農業から離れていかざるを得ないところです。このような農家を支えるにはどんな制度があるんでしょうか、お尋ねいたします。

○川崎満農政課長 ただいまの御質問の中で、定住促進ということで、新規就農対策といたしまして現在取り組んでいるものの中に青年就農給付金事業というのがございます。これについて説明いたします。

青年就農給付金事業につきましては、現在、本市で取り組んでおりますが、この事業は、今年度から名称が青年就農給付金事業から農業次世代投資事業に変更になったところであります。

この事業については、農業を始めて間もない時期に最長5年間、年間最大150万円を支給する経営開始型があり、本市でも24年度からこの事業に取り組んでいるところでございます。また、本市では、平成24年度から28年度までの間に10の方が給付を受けておりますが、うち後継者が8人、残り2人が本市に縁故のある方のIターン者となっているところであります。

○12番豊留榮子議員 じゃあ、その制度を利用された方が今農業を続けているのは2名、8名受けられて……すいません、そこのところをもう一度。

○川崎満農政課長 今、10名の方は全部、今、就農といいますか、その事業を受けているところでございます。

○12番豊留榮子議員 このような若い方たちのね、新しい発想を、息の長い援助にさせていただきたいと思うところなんです。そしてまた、農業の担い手となるその若者の定住促進ですね、これに向けた何か新しい本市の取り組みとかそういうのはありますか。

○川崎満農政課長 今、申しあげました定住促進といいますか、こういう国からの事業、青年就農給付金ですね、これが主な事業でございまして、特別に市のほうでそれに向けた事業というのは、新しいものはないところでございます。

○12番豊留榮子議員 そうですか。この枕崎といえば、港町で、カツオで栄えた漁業のまちとして全国に今多く知られているところなんですけど、観光で見えた方もですね、地場センター、お魚センター、かつお公社と、そして枕崎の海を求めてにぎわっているところなんです。また、お魚センターでは、2階のレストランで海鮮料理なども楽しむことができます。

今度はですね、これを海から山手にちょっと目を向けていただいて、茶畑、そして季節によってはカライモ畑、そしてさまざまな種類の豆畑、ラッキョウ畑などが広がって、最近では昔懐かしい桑畑がつくられていたり、ことし初めて収穫した桑の葉でお茶が製品化されています。また、本市は菊の生産でも有名なところですよ。菊やユリを育てる農家、かんきつ類を育てる農家と、豊富な地場産品がそろっているところですよ。

この本市の農業存続をかけてですね、地元の農家や農協などとも協力しながら、地産地消で市営の農家レストランなど考えられないものかと一つ提案したいんですが、どうでしょうか。

○川崎満農政課長 現在、今、お尋ねの農家レストランでございまして、市営の農家レストランの現状については、現在把握しておりません。近隣におきましては、道の駅などにあるレストラン等について、地元農産物が食材として利用されているというふうにご検討しております。現在、市営の農家レストランについての検討は行っておりませんが、要望等があれば調査・研究したいと考えております。

なお、地産地消については、高齢者等による農産物生産出荷協議会等の活動支援を行っております。また、学校給食においても、地元産の野菜の供給を行っており、平成28年度は給食センターで使用された野菜の21.9%が地元産となっております、活用が図られております。

○12番豊留榮子議員 当然、地産地消は、そのようにね、活用されていることとは思うんです。

また、この農家レストランなんですけれども、勝手に私が農家レストランってつけたんですけれども、ちょっと調べてみたら、鹿児島島の谷山あたりで農協さんと一緒になって農家レストランをやっているという、ちょっと持ってきてないんですが、を見ました。ですから、全国ではいろんなところで、かたちでそういうのをやられているんだなということがわかるんですけれども、ぜひ本市も、今までは海の幸が主に観光客の目を引く観光資源だったんですよ、ですが、これからは山のほうにも目を向けていただいて、観光客の方が茶畑をずっと通り越してきて、海に出くわして、そこを眺めたときにですね、この岩戸のあたりからの風景が何とも言えないいい風景なんです。立神が見えて、市街地が見えて、港が広がってというところが、ワアッと見えるんですよ。ときどき、あそこ、国道通りは危ないんですが、たぶん観光客の方だと思うんですが、左側に寄せて中からカメラを出して撮影していたりとか、そういう風景をよく見るんですよ。どこかあのあたりが一番いいんじゃないかなという、景色的にはとてもいいところですよ、あそこは。そういうところで、こんな農家レストランとかバイキング風な、そんなのができたら、小さい農家の方も野菜をつくってせっせと持ってくるでしょうし、大きな農家さんは農家さんで、それなりの援助をされていくことだと思いますので、どうかこの農家レストラン、名前はどのようにしても、農家を中心となって活動できるような、観光向けでできるようなそういう場所を市が、何か明るい、今だんだん暗い暗い世の中になりつつありますよね。ですから、それをもっとパアッと明るくなるような発想といいますか、こういうことにも取り組んでいっていただきたいと思うところですよ。

次は、農地への鳥獣被害対策なんですけど、これにはどのような対策があるんでしょうか、お聞きします。

○川崎満農政課長 鳥獣被害については、平成28年度は被害面積2,078アール、被害額253万円

と、近年増加している状況であり、特にイノシシ、アナグマによる被害が増加しております。

対策については、猟期を除く期間に猟友会に対し、有害鳥獣の捕獲指示を出して捕獲を行っております。農家に対しては、県の補助金として、地区に対する電気さく等の侵入防止さく設置に対しての定額補助、わな免許の初心者講習会の半額補助があります。また、市においては、平成28年度より、電気さく等の侵入防止さく設置に対しての3分の1、上限3万円の補助があります。わな免許の初心者講習会については、市による半額補助も本年度より実施しております。

また、鳥獣による農作物の被害が多いことから、その対策として、今回9月議会において、市単独の電気さく設置補助の増額とタヌキ・アナグマ用わな購入補助について補正予算をお願いしております。

○12番豊留榮子議員 板敷のほうでも、別府のところで電気さくを見かけたんですね。あれは人間には大丈夫なんですか。

○川崎満農政課長 人間には大丈夫のようになっております。

○12番豊留榮子議員 大丈夫というのは、さわっても大丈夫ということなんですか。みんなが、「これ何だろうね、何だろうね」って、草払いのときに、電気さくじゃないかというような話であれしたんですけれども、仮にさわったとしても大丈夫なんですか。

○川崎満農政課長 ちょっと詳しくはあれですが、さわった瞬間に遮断するといえますか、危険がないようにできているとはちょっと話では聞いておりますので、安全かと思えます。

○12番豊留榮子議員 例えばその……安全なんですよ。（「はい」と言う者あり）はい。

この本市の農業者がですね、市外で農地を借りて耕作をしている場合、これもその、今の電気さくでありますとか、わなですとか、そういう補助を受けられるんでしょうか、耕作者が。

○川崎満農政課長 ただいまの質問でございますが、市の電気さく等の補助金については、補助対象者として、市内に住所を有する個人または事務所を有する法人かつ市内の農地を耕作している者と要綱に定められているため、市外で農地を借りて耕作している場合は対象とはなりません。近隣市においても同様の取り扱いとなっております。ただし、県の補助金については、地区に対する電気さく等の侵入防止さく設置であるため、利用権設定されている農地であればという条件で、市外に居住する耕作者についても補助の対象となります。

○12番豊留榮子議員 はい、わかりました。

次に、国保の問題に移りたいと思います。

国保の広域化に向けて、県に運営の主体が移るということになりました。その結果、全国では国保税が大幅に上がる市町村がふえているといいますが、本市の状況はいかがでしょうか。

○田中義文健康課長 ただいまの御質問は、本市の取り組み状況でよろしいですかね。

午前中にも答弁したところですが、現在、本市におきましては、来年度の国保制度改革を控え、市民が混乱することのないよう円滑な制度移行に向けて取り組んでおります。制度改革に関する国の動向の情報収集に努めるとともに、県や県内各市町村との関係では、国保新制度移行準備連絡会議や医療費適正化部会などに出席し、特に本市国保税に大きく影響を及ぼす国保事業費納付金や標準保険料率の算定方法などに係る協議結果を注視しております。

また、庁内関係では、市民の健康づくりと国民健康保険事業安定化対策委員会を開催し、来年度からの国保税のあり方をはじめとする制度改革への対応につきまして、庁内の横断的な共通認識を図るとともに、円滑な制度移行に向けた対応策の協議を進めております。国保運営協議会においても、委員の方々へ丁寧に制度改革の内容を説明し、円滑な制度移行について理解していただくよう努めているところです。

今後は、国のガイドラインに基づき、県が示すスケジュールに沿って制度改革に向けた取り組みを進める必要があります。今後は非常に厳しいスケジュールになることが予想されますが、市民に混乱を与えることのないよう適切に対応を図っていく考えでございます。

○12番豊留榮子議員 市民が一番心配されているのは、広域化に向けてですね、本市の国保税が一体どうなるのかというのをとても心配されているんですね。先ほども出ておりましたけれども、ちょっと先ほどの話だとよくわからない、新聞を見てもちょっとよくわからないというのが実情なんですね。で、本市の国保税がどのように試算されていくのか、また、市民への公表というのはどのようにされるのか、考えていらっしゃるのでしょうか、お伺いします。

○神園信二税務課長 午前中の答弁でも申し上げましたけれども、県は、制度移行後の各市町村の被保険者の保険税負担に関する激変緩和という作業のシミュレーションの中で6パターンの激変緩和措置を検討していたわけなんですけれども、この各激変緩和措置を前提とした市町村の保険税負担総額、これを示しまして、その額を賦課収納とした場合の標準保険料率として3方式、4方式、それぞれのパターンで、二方式ですので、合計12通りの標準保険料率を示しております。

現在、税務課におきましては、この12通りの標準保険料率を本市に適用した場合に、県が示した保険税の負担総額を収納できるんだらうかというところを、29年度の国民健康保険税本賦課データ、これが最新のものとございますが、こちらに反映させて検証する作業を進めております。それと同時に、国が4つのモデル世帯のパターンというものを示してございますので、これのモデル世帯の負担が現行の税率負担と比較してどのように変化していくんだらうかというところの検証をするための作業を進めているところでございます。ですから、12通り掛けるの4世帯のパターンということで48通りの試算というふうな作業で進めているところではございます。

このような多くのパターンの分析、それからさまざまな、税負担がどう動いていくのかという分析を行うという作業を抱えております上に、平成30年度の各市町村保険税負担総額を算出するための県の試算、最終的に30年度以降、市民の皆さんにお幾ら税負担をお願いするのかとかいうものの試算というところが、今後10月から12月にかけて行われると。それが最終的に確定するのが、年明け1月になるだらうというふうなスケジュールを示されておりますことから、確定した本市の保険税負担総額を踏まえた新しい枕崎市の国民健康保険税の姿を市民の皆さんに公表できるのは、精いっぱい作業を急ぎましても、来年1月から2月というふうな日程にならざるを得ないのではなからうかというふうに考えているところでございます。

○12番豊留榮子議員 この国保制度が県に移行してもですね、制度そのものが後退しないように、また国保税が軽減されるように市としては力を尽くすべきではないかと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○田中義文健康課長 国民健康保険は、被保険者の高齢化に伴う医療費の増大、保険税の負担能力の低い低所得者が多く加入しているなど、構造的な問題を抱えていることから、多くの自治体で極めて厳しい財政運営を強いられております。そのような状況を改善するために、国は新たな公費の投入をはじめとして、平成30年度から抜本的な制度改革を行うこととなりました。

先ほど御説明しましたとおり、制度改革により、本市の国保財政がどのような影響を受けるのか、正確に判断できるのは来年年明け1月になると考えており、現時点では不透明な状況であります。

国保財政は、制度改革後においても厳しい状況が続くと考えていることから、これまでと同様、市民が安心して医療を受けることができるよう、市長会を通じて国に対して財政支援を要望していきたいと考えております。

○12番豊留榮子議員 そうですね、国保は加入者の保険税だけで運営しているわけではありません。そもそも国保に国庫負担が投入されているのは、国保が社会保障として運営されてきたからです。自己責任や助け合いでは決して支えることのできない人々の医療保障を図って、受診する権利、健康になる権利、そして生きる権利を保障するために、公的医療保険の一つである国保が歴史的に今まで整備されてきました。

それなのに、年々高くなる国保税にしてきたのは、国保の運営に国がお金を出さなくなったからです。1980年代は50%の国庫負担があったのに、今ではその半分になっています。そして国の負担を減らした分、国保の加入者と自治体に押しつけ、それがずっと続いているということです。引き続き、国に対して国庫負担引き上げの声を上げていただくように要望しておきます。

最後ですが、環境整備についてです。

近ごろ、本市におきましても、ペット愛好家がふえてきているようです。このように、家庭で飼われているペットの火葬場を市でつくることはできないかという要望がありました。このことについて、どのように考えているのかお聞きいたします。

○加藤省三市民生活課参事 県内のペットの火葬場施設を調べたところ、16施設ありましたが、すべて民間で運営されており、自治体で運営している施設がないことから、本市としてもペットの火葬場をつくることは考えておりません。現在、ペットの火葬についての問い合わせは、年間数件程度ありますが、近隣の市の民間施設を紹介しているところでございます。

○12番豊留榮子議員 私も調べてみましたが、県内では公営のそういう火葬場というのはありませんでした。個人の方がやられているんですが、これがすごい高いんですね。目方が決まっていまして、何グラムまでは幾ら幾らというふうになっているんですが、犬だと1万円からというふうな感じなんです。今、喜入のところと指宿、それから鹿児島市内にあるというふうな感じでしたが、これはどうなんでしょうね、環境整備、犬が死んだ、猫が死んだ、皆さんどうされているのかなと思うんですね。わざわざ指宿や喜入までというのは、なかなか一般人ではそこまで行かないんじゃないかなと思うんです。これは、ほかにはないかもしれないけれども、市が率先して公営でつくろうじゃないか、犬や猫、小鳥、大事に飼育しようじゃないかという市民のそういう声を大事にして、何かそういうものがないものでしょうか。

○加藤省三市民生活課参事 年間のですね、犬の死亡届につきましては、平成26年度で113件、27年度で171件、28年度で151件の死亡届が来ております。大体、犬の寿命につきましては15年程度でございまして、平成11年から13年に登録している犬が今言った数字だと思います。

そのころはですね、毎年100頭ほど登録をしておりましたけれども、平成21年度からは2桁の登録数でございまして、平成28年度は新規登録が59頭の登録でございました。今後も犬の登録の数は少なくなるため、そのニーズが少なくなると思いますので、市で火葬場をつくってもですね、なかなか運営が難しくなるのではないかとこのように考えております。

○12番豊留榮子議員 年々減ってきているということなんですね。そうですか。

これは、だから犬や猫が死んだ後の処置を考えると、とても家では飼えないなという、何か消極的になっているんじゃないでしょうかね。これをぜひ公営で何かつくるような努力をしていたらと、また犬や猫もふえて、もう遠慮なく飼えるというそういう時代が来るんじゃないでしょうかね。ぜひこれも頭の中に入れていただいて、考えていただきたいと思うところです。

これで私の質問を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午後2時56分 休憩

午後3時6分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○4番城森史明議員 最後の質問者になります。よろしくお願ひいたします。

ことし4月、火之神岬町の海蝕双橋が、本市で初めて鹿児島県指定天然記念物に指定されました。

波に侵食された海蝕洞は日本にも多数あり、国の天然記念物に指定されているものも幾らかあ

ります。しかしながら、2連の橋がかかったような海蝕洞の報告例は、天城町のめがね岩がありますが、隆起して現在は海食されておられません。本市の海蝕双橋は、現在も海食されており、日本でただ一つの海食進行形の海蝕双橋なのです。

外国には、海食等でアーチ状となった海蝕洞があり、珍しい景観として観光地となっております。

本市の観光資源は決して豊かではありません。隣の南九州市穎娃町も、観光地ではなかったものの、大野岳や番所鼻海岸の観光資源を開発し、今では多くの観光客が来るようになりました。

海蝕双橋は、日本にただ一つのオンリーワンの景観であり、観光資源として非常に価値あるものではないでしょうか。

まず、指定された経緯と、枕崎の財産としてどのように活用されるのか質問いたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 私は、さほど詳しくないので、私よりさらにさらに詳しいと思われる文化課長から答弁させます。

○中嶋章浩文化課長 海蝕双橋の県指定までの経緯について説明いたします。

平成28年12月に、県教育庁文化財課の担当と県文化財保護審議会委員の大木公彦鹿児島大学名誉教授が現地調査を実施され、市教育委員会文化課の担当職員と市観光ボランティアガイドの北川忠武氏が対応しました。その調査結果が、県文化財調査報告書として平成29年3月に刊行されております。3月22日に県文化財保護審議会が開催されまして、海蝕双橋を文化財に指定するように県教育委員会に答申されました。4月に県教育委員会定例会に付議され、議決後の4月21日に県指定天然記念物として指定されました。

活用についてお答えいたします。

海蝕双橋が県の重要な文化財となり、県の貴重な財産となったことで、地元である枕崎市としても、今後その活用について県文化財課と連携してまいります。そのためにも、まずは市民の方に海蝕双橋を知っていただくことが大切で、11月19日に海蝕双橋史跡巡りを実施するなどして周知してまいりたいと考えております。

○4番城森史明議員 市長のお答えは詳しくないからということでしたが、非常に残念な答弁じゃなかったかと思えます。県の、枕崎初の天然記念物でありますから、その辺のところをやはりどう考えておられるのか一言聞きたかったわけです。どのように考えておられますか。

○神園征市長 枕崎で初めてそういったものが生まれたということは、大変貴重なものであろうとは思いますが、かねてが不勉強で、あまり関心を持っておりませんでしたので、答弁するほどのものでもなかったと、ただそれだけのことであります。

○4番城森史明議員 私もしっかり言って、降ってわいたような事案でした。本当にそういう、私もこの前見に行きましたが、こんな景観のやつが枕崎にあったんだなど、本当びっくりしました。それがさらに日本でただ一つしかないということですね、そういうことで非常に感銘を受けたわけです。

そして、今後どのように活用するかということで答弁がありましたが、私は文化財というのはいろんな活用の仕方があると思いますが、やはり一番、さっき私も最初に話をしましたが、やはり観光的にどれぐらい活用していけるのかということが一番枕崎にとって大事なことじゃないのかなと思いました。というのは、やっぱりあそこは、火之神公園、立神岩というかたちで、非常にやっぱり枕崎も海が特徴ですので、その辺のところをですね、点を線をつないで観光的な価値をですね、さらに観光資源として開発したらどうかと思うんですよね。その辺はどうなんですかね、さらに。

○下山忠志水産商工課長 坊野間県立自然公園の表玄関に当たる火之神公園から、立神岩、坊津の双剣石など、リアス式海岸につながっていく美しい海岸線は、本市を含めた南薩地域の魅力あ

る観光ルートであると認識しております。

こうした中、今回、本市で初めて鹿児島県指定天然記念物に指定された海蝕双橋を観光資源として活用し、さらに観光ルートの充実を図ったらどうかというふうな趣旨の御質問であろうかと思いますが、海蝕双橋をじかに見学するには、現在のところ、平和祈念展望台右側の通路及び階段をおり、そこから右のほうへ約300メートルほど玉石が続く海岸線を歩いていかなければなりません。海岸線は歩きにくく、足元に十分気をつける必要があること、また、干潮時でなければ間近で見られないこと、現地の気象状況によっては、携帯電話もつながりにくくなる状況もあるようであります。

したがって、観光資源として今後活用していくためには、まず観光客の安全面を重視した見学しやすい通路などの整備が課題となりますけれども、そこには相当な工事費用が想定されます。費用対効果等も今後見きわめながら、観光ルートの充実といった面から活用の仕方について研究を進めてまいりたいと考えております。

○4 番城森史明議員 まったくそのとおりだと思います。やはりお客さんの安全面をですね、十分に考慮しないと、なかなか難しい面があります。そして、崖が非常に、あそこは崖があるので、それが崩れるという危険性もありますが、先ほど課長の話にも出ましたが、その平和祈念展望台の右側をおりていきますよね。せめてあそこまでの通路をですね、早急に火之神海岸でしたようなあんな道路に、まずすることが先決かなと思うんですが、その辺は、土地なんかは市の土地なんではないですか、その辺はどう考えておられますか。

○下山忠志水産商工課長 今、質問者が質問されたことは、平和祈念展望台へ上っていく遊歩道のところから通路を通過して海岸線までおりるところの整備をおっしゃっているわけですかね。そこについては、一部、枕崎市の土地もありますし、個人有地もあるところがございます。

○4 番城森史明議員 そこを、平和祈念に続く道を右におりますと、海岸におりていきますよね、50メートルぐらいありますか。そして、海岸におりるとですね、その海岸の広場のところで両方とも見れるんですよ、火之神と海蝕双橋がですね、見えるわけです。ですから、要は火之神と海蝕双橋の穴が正対してるんですね。だから、その真ん中に、ちょうどそれが真ん中なんですよ、おりたところが。だから、そこまでおりるのは簡単だと思うんですよ、その道路さえできれば。だから、せめてそうすれば両方を観賞できると。そういう意味で、さらに海蝕双橋に近づくのには、確かに300メートル歩いて行って、非常に危険な道ですよ。だけど、少なからずその雰囲気は、おりたところから両方を眺めることによって、二等辺三角形になってますよ、こうして。だから、十分できるので、そういうところを早急に海岸におりるまでの道をですね、整備してほしいなと思います。

○下山忠志水産商工課長 今、質問者は、あそこの海岸におりるところまでを整備すれば両方見れるから、観光的なものになっていくんじゃないかというふうな御質問でございますけれども、あそこまでおりて、どの程度の観光的効果になるのか、また整備についてどれぐらいかかるのか、そういうこともですね、今後、研究はしてみたいと思っております。

○4 番城森史明議員 そこまでの工事は本当に、早急をお願いをしたいと思います。

それとですね、一つは、シルバーまくらざきに、大々的にこうして写真が掲載されました、海蝕双橋のですね、本当にすばらしい景観で、これ見ているとですね、私個人的に思うんですが、要は、ゴリラみたいに見えるというんですが、こう家族に見えるんですよ。この真ん中のがお父さんで、東から見ると背中に見えるんですね。隣の端の部分が、子供が甘えている姿に見えるんです。そして、この横で見ているのがお母さんですかね、この写真からすれば。ですから、非常にそういうところで、パワースポットの面も、要は家族のきずなということで売れば、非常にパワースポットのにも売れるんじゃないかと、これはあくまで個人的にですが。そして、この穴からですね、夕日も見えるんですよ、夕方の。非常に東シナ海の坊津付近のですね、サンセツ

トというのが非常に有名できれいだということですので、そういう意味でいろんなかたちにつながっていけば、おもしろいものができるんじゃないかなと思います、その辺はどう考えておられるでしょうか。

○下山忠志水産商工課長 そういった意味でも、そこまでおりて約300メートル先にそのものがあるということになりますので、観光的に効果がどれほどのものになるのか、そういったことを含めてですね、今後研究してみたいと思います。

○4番城森史明議員 そういうことで、やはり観光資源として、本当にこの観光資源の少ない枕崎の中です、火之神と組み合わせれば、立神岩と組み合わせれば、非常にいいんじゃないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう一つ、地質学や地球の科学など、学問的にも価値のある文化財とのことでありますが、どのような内容になっておりますか。

○中嶋章浩文化課長 県文化財調査報告書で、大木公彦鹿児島大学名誉教授が、学術的に次のとおり報告されておられます。

日本における海蝕洞は、その美しい景観から、天然記念物や名勝になったものが多い。その中でも、トンネル状あるいは橋がかかったように侵食された海蝕洞は珍しく、波の作用がつくり出した自然の芸術とすることができる。特に、枕崎市火之神岬町大迫の海蝕双橋のように、現在も侵食が続いている海岸で、2連になった橋状の海蝕洞は日本では報告事例がない。自然がつくり出した芸術として文化的価値が高い。

海蝕双橋のある枕崎市南西部の海蝕崖には、約700万年前の後期中新世のころ、九州から琉球列島が中国大陸大陸棚の縁辺部にあったことを示唆する湖の堆積物、その当時の火山活動の激しさを物語る火山砕屑物（火山から噴出された固形物のうち溶岩以外のもの）から成る南薩層群下部層が分布し、その堆積構造を観察することができる。さらに、約200万年前以降に九州から琉球列島に至る地域が急激に大陸から引き裂かれ、現在のような沖縄舟状海盆（海底にある盆地）と島弧（弓なりに弧を描いて並ぶ列島）が形成されたことを理解することのできる大地の動きを知る教育の重要な教材、地質遺産とすることができる。

海蝕双橋のある枕崎市南西部の海蝕崖の上部には、はるかに離れた鹿児島湾口部に位置する阿多カルデラから噴出した阿多火砕流の溶結凝灰岩が露出し、約11から10万年前の噴火の規模を知る上で、学術的に貴重で、火山の防火教育として重要である。

海蝕双橋の海側の海蝕洞を通して枕崎市沖にある立神岩を望むことができる。また、西側には、坊津町のリアス式海岸を望むことができる。海蝕双橋のある海岸の景勝はすばらしく、名勝としても遜色はない。

海蝕双橋のある海岸は東シナ海に面し、波浪が強いことから、れき浜になっている。波の侵食によって、海岸の崖を後退させ、侵食された岩石が円れきとなるそのエネルギーを実感できる場所として、大地の恵みを学ぶ上で貴重な場所とすることができる。以上でございます。

○4番城森史明議員 今、非常に理解するのに難しいんですが、200万年前、想像もつきませんが、中国大陸から分離して、今の九州から沖縄の地形ができた。その後、阿多カルデラが約10万年前に噴火して、そういう堆積物が地層として残っているということなんですね。本当にそういう意味では、地球の歴史というか、壮大な歴史がそこにあるわけで、この辺もすばらしいものじゃないかと思います。

それと、県の指定文化財が何百かあるんですが、それを見たときにですね、やはり海蝕洞のビジュアルはですね、景観はどこにも負けないと思うんですね。私も実際、全部こう、上位100ぐらい見ましたが、このような景観を持った県指定の天然記念物というのは、恐らくビジュアルでもナンバーワンじゃないかと思います。そういう意味で、将来的には国の天然記念物を目標として、さらに、今始まったばかりですから、そういう方向にもやっていけたらなど、これは要望

をしておきます。

次の質問に移ります。次に、地方創生総合戦略について質問いたします。

この枕崎市の地方創生総合戦略についてはですね、地方創生総合戦略審議会において、毎年、重要業績評価指標、K P I ですね、K P I に基づく評価をすることで、P D C A サイクルを実施するとあるが、本年度はその検証はされたんですか、質問したいと思います。

○平塚孝三企画調整課参事 去る7月31日に枕崎市地方創生総合戦略審議会を開催いたしましたして、平成28年度に実施いたしました国の平成27年度補正において措置された地方創生加速化交付金を活用した枕崎市地方創生深化のための物流・観光・交流・移住推進事業と、香港における鹿児島県南部広域観光物流加速化事業の2つの事業、そのほか、総合戦略の政策分野に掲げる14事業の進捗状況につきまして、総合戦略のK P I 達成に有効であったのかなかったのか、今後、地方創生に効果を見込めるか等を観点に検証と御意見をいただいたところです。

○4番城森史明議員 先日、鹿児島市の記事が載っていました。そこにはですね、その検証について、数値的に評価して16件は十分達成だと、不十分が13件あるということで、そういう検証をやっているんですね。その7月31日の検証の中では、どういう検証をやられたんですか。

○平塚孝三企画調整課参事 その審議会の評価につきましては、地方創生加速化交付金事業として実施した2つの事業につきましては、総合戦略のK P I 達成に有効であったとの評価を受けたところです。また、その審議会委員からは、ホームページのアクセス等を分析し、さらに磨き上げ、製作した観光P R 動画の積極的な活用に努めていただきたい。南薩周遊観光ルート構築についても、広域で取り組んでいただきたい。香港商談会出展事業や香港輸出セミナーに参加した企業の今後の取り組みに期待したいという意見が出されたところです。

その他の14事業につきましては、本市の総合戦略の「枕崎で安定した雇用を創出する」、「枕崎への新しい人の流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つの政策分野ごとにその進捗状況を説明し、御意見を伺っております。

まず、「枕崎で安定した雇用を創出する」の分野では、食のまち魅力発信事業補助、地場産品販路対策事業、特用作物振興対策事業、若者定住育成協議会事業、商店等新規出店支援事業補助、商工振興資金利子補給事業補助の6つの事業につきまして説明をし、その指標については、前年値を下回っているものも見られるが、それぞれの事業を継続することについての異論はなく、審議会委員からは、都市部への物産展出展に関し、各枕崎会などと連携して、情報周知についてさらなる強化を図ってほしいとの意見が出されたところです。

次に、「枕崎への新しい人の流れをつくる」の分野では、国内外観光客誘客事業、鹿児島県南部広域連携観光物流構築事業、枕崎国際芸術賞展開催事業の3つの事業について説明をし、熊本震災等の影響もありまして、年間観光入込客は減少しているものの、その他の指標については、目標に向け向上しているものもあることから、それぞれの事業を継続することについての異論はなく、審議会委員からは、フランスに枕崎のかつおぶし製造工場があると。フランスにおいて、鹿児島県全体の観光・物産等のP R に対する取り組みができたらいいなどの意見が出されたところです。

次の「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の分野では、不妊治療費助成事業、病児・病後児保育事業補助の2つの事業について説明をし、それぞれの事業を継続することについての異論はなく、審議会委員からは、今後、少子化対策、婚姻数をふやすための施策を講じてほしいとの意見が出されたところです。

次の「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の分野では、自治公民館再編推進事業、地域おこし協力隊推進事業、産科医療体制確保支援事業補助の3つの事業について説明をし、それぞれの事業を継続することについての異論はなく、審議

会委員からは、自治公民館の再編の推進に当たっては、市が再編するに当たってのルールづくりなどをしてはどうかとの意見が出されたところです。以上です。

○4番城森史明議員 今度の地方創生で今までと一番違ったのは、検証をP D C Aサイクルで検証しながら、K P Iを設けて、それを具体的に数値化して、それに対して検証するということが今までと違うというところで、その方法が非常にいいというか、数値的に検証しますから、その辺のところはすばらしいと思っていたんですが、要はこの「枕崎で安定した雇用を創出する」という中に、この基本目標がありますよ。そこにK P I値で目標が書いてあります。これに対して評価はしなかったのかということなんですが、その辺はどうなんですか。

○平塚孝三企画調整課参事 その数値目標を掲げてありますけれども、その28年度数値を計上いたしましたして、その審議会の中で説明をして、評価・検証を受けたところでございます。

その内容につきましては、「枕崎で安定した雇用を創出する」の分野では、指標として、新規雇用件数、新卒者の地元雇用率を平成31年に平成28年度比5%の増とすること、企業件数……（「もうその辺、わかりますんで」と言う者あり）よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

○4番城森史明議員 ですから、29年もまだ9月なのでですね、28年目標に対して何ぼだということになっているんで、ことは期間がなかったかもしれませんが、これに対して、きょう永野議員の質問に対しても具体的な数字が出ましたよね。そういうことでしてもらえればですね、非常にいいんじゃないかと思います。今後、要望しておきます。

次にですが、「枕崎で安定した雇用を創出する」の事業の中で、コンテナヤード施設の整備に向けた取り組みを強化するとあるが、具体的にどのようなコンテナヤード施設の内容なのか、それとどれほどの規模なのか、この辺はどのようになっているんでしょうか。

○下山忠志水産商工課長 コンテナヤード施設は、水産物のコンテナ取扱施設を考えております。

コンテナ取扱施設については、海外まき網船の中西部太平洋漁場における入漁料高騰への対応策としての漁船の現地化や、運搬船の老朽化などに伴い、漁獲されたカツオなど水産物のコンテナ輸送が見込まれていることから、今後のかつおぶし用原魚の安定供給のため整備が必要となる場所です。

海外まき網船による漁獲からコンテナ船での輸送行程については、海外まき網船で漁獲された水産物を中西部太平洋島嶼国のコンテナヤード施設が整備されている港で水揚げを行った後、冷凍コンテナに収納し、電源施設のあるヤードに保管することになります。その後、その港に定期に入港するコンテナ船に積み込んで枕崎漁港へ輸送し、枕崎漁港においては、コンテナ船から水揚げを行い、冷凍コンテナを仮置きするための電源等を整備した施設へ移動するといったやり方を想定しております。コンテナ船は定期航路となりますので、海外まき網船の漁獲の状況にかかわらず、一定の期間を周期として運航することになります。

一方、漁獲を行う海外まき網船は、漁場における素群れ等の魚群の状況や海域の状況、人工集魚装置F A D sの使用可否により、その日の漁獲量は一定でなく大きな波があり、また、航海日数にも大きな波があります。こうしたことから、中西部太平洋島嶼国においては、コンテナへの積みかえ基地港と漁場が近いこと、定期コンテナ船の積みかえ基地港への入港日時等を考慮すると、海外まき網船が積みかえ基地港に満船で入港しない場合も考えられます。

こうしたことから、定期コンテナ船の1回当たりの積み込みコンテナ数がどれだけになるのか現段階で予測できないことから、コンテナ取扱施設の規模等についても、現在のところ推定できないところです。

今後、コンテナ船1入港ごとのコンテナ数等を推計するとともに、関係者、関係団体と協議しながら、その形状や規模等について検討していきたいと考えています。

○4番城森史明議員 コンテナの必要性は十分わかりました。というのは、やはりそういうふうに必要な分だけコンテナ船で輸送するということですよ。

その中でですね、確かに冷凍カツオを持ってきますよ、そうしたときに、コンテナヤード施設をつくりましますけれども、そしたらコンテナを持ってきて、おろして、冷凍会社に納めて、後の空コンテナは置いておく、それを積んでいくんですか。それともかわりを持って行って、冷凍カツオを持ってきたコンテナ船に何か積まなきゃいけないんですよね。そのコンテナは、要はコンテナターミナルというんですかね、そのイメージが出てこないんですよ。だから、それを持ってきて、コンテナヤード施設に、当然そこに置いておくでしょ。そういうのがどういう流れでなるのか。例えば、空コンテナを積むのは、はっきり言ってばからしいから、例えばそしたら農産物を積むのか、何か積まなきゃいけないんですよね、また、輸出用にですよね。その辺がどういうイメージになるんですか。

○下山忠志水産商工課長 コンテナを満タンにして、水揚げを行った空コンテナについては、コンテナ船の周期がありますので、そこまで来たときに積み込むと、周期に1回、周期のときにまた空コンテナを積み込むというふうなかたちになろうかと思えますけれども、必然的に空コンテナをしないほうが航路会社としても安くなりますし、現にカツオを調達する側も安くなります。ですので、水産物の出し入れを考えておりますので、枕崎においては、海外まき網船で漁獲した水産物については、カツオのほかに、場合によっては、時期によってキハダの量が多いときもあります。あるいは別な魚種の多いときもありますので、そういったものは枕崎で加工しませんので、次のところに出すというふうなかたちで、冷凍しておいて、それをそのまま来たときに積んでいくというふうなところを想定はしております。

○4番城森史明議員 そういう意味で、当然、コンテナターミナルとして採算性がなければですね、赤字ばかり出すと何の意味もないので、まず採算性が合うというならばですね、事業化しないと、つくったけれども赤字になるとだめなので。確かに、冷凍カツオの水産加工業者にとっては非常に便利になると思えますよね。コストも、今は博多港から持ってきているんですか、コストも下がるかもしれませんが、その辺のところは十分に検討してもらって、雇用も生まれますしですね、企業誘致も今のところないところで、一つ大きな期待があるわけですよ、そこには。

○下山忠志水産商工課長 今、博多港の話も出ましたけれども、博多港の場合は、インドネシアから釜山に行って、博多に着いてというふうな航路を想定しているわけでございます。インドネシアと申しますと、外地のカツオ、外国がとったカツオをインドネシアで積み込んで、輸入品として持ってきているわけなんですけれども、今回、私どもが考えているのは、この日本船が35隻枠ある海外まき網船、これがほとんど、漁場とすると、ミクロネシア、パプアニューギニア等の赤道直下の中西部太平洋で漁獲をします。そうしたときに、今、入漁料がその辺で1日1万ドルというふうなところがございます。そう申しますと、海外まき網漁業にとっては、その入漁料が大変厳しいものになっております。そうすると、海外まき網船を現地化する、ミクロネシア船籍にすると。そうした場合には、協定によりまして、その入漁料が半額になります。そうすることによって、そういった経費を抑えることができます。ということは、今後、そういうふうなかたちで現地化して行って、おまけに目の前の海でとれると。例えば、日本から赤道直下まで行くと、ミクロネシアで大体五、六昼夜、あるいはパプアニューギニアで八、九昼夜かかります。その島でおろして、すぐ目の前でとれるということは、燃料あるいは人件費、そういうところで経費を、何とか入漁料を確保できるというふうになりますので、今後はそういった、今、運搬船で外地で転載をして持ってきておりますけれども、その運搬船が今、三、四隻おりますけれども、今現在、老朽化をして、今後つくられる見通しについてはですね、大型船になっていくだろうと。大型船については、今後、カツオではなくてマグロになっていくだろうというふうな商社筋の見解を示しております。そう申しますと、必然的に漁船で運搬する以外についてはコンテナで持ってこらざるを得ないじゃないかというふうなことから、こういった取り組みを考えているところがございます。

○4番城森史明議員 それと、ことしの広報まくらぎきで、市長の新年のごあいさつの中では、すべてコンテナヤード整備についての話になっているわけです。それは、やはり市長の並々ならぬ思いがあるんじゃないかと。そしてその中には、この表題は「日本にひとつだけの夢」ということで書いておられますが、これはやっぱり勝算がなければ書けないと思うんですよ。要は、その実現性を、確信がある程度ないとなかなか言えないと思うんですよ。その辺の実現に対する確信性とか思いはどんなもんですか、市長。

○神園征市長 実現に向けて、これからも大いに努力していこうと、そういう意気込みを書いたわけでありまして、実は、漁港にはコンテナヤードはできないと。これは、枕崎市にコンテナヤード建設期成委員会というのをつくったときに、どこかそこらの役所から来た職員からも言われました。最初に言われたのは、できませんと、漁港ですからできませんと言われた。ところが、何がそんなことがあるかと、やる気になればできるんだと。そしてまた、税関の仕事なんかをしているプロからも、尋ねたときに、これは日本で唯一の港ですよと、ぜひ志を大きく持って頑張ってくださいと、現在の時点でたがをはめると、そういうことは自分の心でたがをはめるんで、何をやる、これをやると、そういった志を持って頑張ってくださいと、こう褒められました。そういう激励をされたという思いもあって、そういった文章になったのかなと思います。それは、先ほどの海蝕双橋に対する思い入れと、あるいはコンテナヤードに対する思い入れと、ものは違えど、いろいろ志という点では似通ったようなものがあるんじゃないかなと。

ちなみに、余計なことですけども、海蝕双橋というのを、私は何が何でも売り物にしようと、そういう気には現在のところはなれないでいるわけです。なぜか、私の心筋梗塞になって死にかかった所です。以上。

○4番城森史明議員 そういうことで、これが実現できればですよ、すごい枕崎にとっては活性化になる、雇用も生まれるということで、非常にいいことじゃないかと思えます。そういう意味で、本当は今、法律で漁港にはコンテナ取扱施設はできないということになっておりますが、この中には国会議員の名前がいろいろ出ておられますが、議員立法では改正はできないんですか、法律改正は。漁港にもコンテナターミナルができるようにはできないんですか。

○神園征市長 それは現在のところはできません。しかし、やろうという機運が起こってくれば、できないことはない。人がつくった法律です。人が変えることはできるはずですよ。

○4番城森史明議員 今、非常に枕崎の水産にとっては非常に、確かにぜひ達成したいことではありますが、なかなか難しい状況ではあります。またよろしくお願ひしたいと思えます。

次に、平成27年から28年の2年間における鹿児島県の企業誘致数は82件とのことであります。この2年間です。本市における企業誘致の状況はどうなっているのか質問いたします。

○平塚孝三企画調整課参事 平成20年度から平成28年度の企業誘致の状況についてでありますけれども、本市においては誘致実績に至っていないところであります。

○東中川徹企画調整課長 ただいま参事のほうで平成20年度から28年度と申し上げましたが、27年度から28年度の2年度です。

○4番城森史明議員 次にですね、確かに近年は大きな企業誘致は望めないと思うんですよ。ですから、小企業を数多く誘致すべきじゃないかと思うんですよ。企業誘致の補助金の拡充を図るとあるが、本市の補助金内容は近隣の都市と比較し劣っているというか、企業さんにとって非常に魅力がないものになっているんじゃないかと思うんですが、この辺はどう把握されておりますか。

○平塚孝三企画調整課参事 現在、本市の企業誘致補助金制度につきましては、業種によって異なりますけれども、製造業に対する補助について申し上げますと、操業開始時における新規雇用者数が11人以上である場合に、設備投資額の2%と、新規地元雇用者数に30万円を乗じた額の合計額が補助額となりまして、上限額は2,000万円としておりますけれども、設備投資額が10億円以上であり、かつ、用地取得面積が1万平米以上の場合には、上限額を4,000万円としていると

ころです。

新規地元雇用者数の条件につきましては、県の企業誘致補助金制度と同条件としておりまして、県の立ち会いのもと、立地協定を締結することで、県、市それぞれの企業誘致補助金を活用できることとなっているところでございます。

県の補助制度を製造業について申し上げますと、設備投資額の2%と新規雇用者数に30万円を乗じた額の合計額が補助額となりまして、その上限額は6,000万円とされ、設備投資額が10億円以上かつ新規雇用者数が30人以上の場合は設備投資額の6%を補助額とし、上限額は10億円とされているところでございます。

県内他市の企業誘致補助金の状況を見ますと、それぞれ要件が異なりますので、単純に比較することは困難でありますけれども、他市と比較しますと、最上のものに及ばない状況にはあるところでございます。

市長からは、県下他市に引けをとらないものになるよう制度を見直すようにと指示を受けているところでありますので、できるだけ早い時期に、財政状況等も考慮しながら、要件等の見直しを行いたいと考えているところでございます。

○4番城森史明議員 工業用地の取得補助はどうなっていますかね。

○平塚孝三企画調整課参事 工業団地の取得に係る補助でありますけれども、工業団地につきましては本市財政を投入しておりますので、本市の企業誘致補助金制度、それと県のほうの誘致補助金制度も対象になっていないところでございます。

○4番城森史明議員 私もちよっと類似都市と比較してみたんですが、やはりそういう意味では、枕崎市は非常に限度額にしる、補助率にしる、非常に少ないというか、そういう状況にあるのはもう明らかなんですね。そして、新規雇用者数が、もうほかのところは全部5人以上なんです。11人ということは、要は10人以下であれば、枕崎市の場合は補助金が出ないわけですから、だから5人というのが、それで採算がとれるかどうかという問題もあるんですが、やはりそういう意味では、小さな企業まで呼び込んでいくと言うんだったら、やっぱり5人、それぐらいのレベルにしないと。もうこうすると、どうせ企業の人も市町村を比較して、それで選定すると思うんですよ、特に縁故がなければ。その辺の産業形態もありますが、そういう企業の誘致条件というのが、非常にやっぱりお金の問題ですから、企業は気にするところだと思うんですよ。

そういう意味で、やはりこの辺のところを、例えば南さつま市がすごい豪勢なんですよ。もうすごい、1億円以上の補助率になっております、確かに。そこまでは言わないんですよ、やっぱりバランスを見ながら、要は薩摩川内市とか鹿屋市とか、大都市はもう全然論外ですよ。ですから、要はこうして地場産業が主流の県の市町村の中で、ある程度やっぱし遜色のないものにしていかなければ、まずこれで、はねられるんじゃないかと私は思います。幾ら企業誘致で呼び込んでも、この条件ではなかなか、南さつま市、南九州市を選んでしまうと。そういうことになると思うんです、さっき早急な改正をやるということでしたので、その辺は本当に早急な改正をお願いして、小企業でも来られるような補助金制度をつくってほしいと思います。

それと、82件のうち53件がホームページで公表されているんですが、その中で見てみましても、南さつま市が3件ですね、南九州市が3件、いちき串木野市が3件になっております、この南薩地区ではですね。そういうことで、隣が2年間でこのような実績を上げていますが、確かに5人ぐらいのところもあります。この南九州市なんかはですね、新規雇用が5人だと、そういうところがありますよ、やっぱり。その辺で、この改正については、どのようなかたちで、今までどのように検討されて、どのように変えていくのか質問します。

○平塚孝三企画調整課参事 企業誘致につきましては、いろいろな産業において、立地条件、あと原料調達、輸送コスト、それと人材確保等いろいろな条件がマッチングしたときに、企業立地が成立するところにあります。それぞれ近隣市におきましても、企業誘致ということで立地協定

を成功させておりますけれども、またそういった枕崎と条件が違うところもありますので、先ほど申し上げました企業誘致補助金等を他市と遜色のないものにいたしまして、これから企業誘致に取り組んでまいりたいと考えているところです。

○4番城森史明議員 このほかにも、志布志市なんか結構、企業誘致をやっとるんですよ。その中で、やっぱり今目立つのが、いわゆる6次産業化なんですよ。例えば、農業でも、加工品をつくる会社が結構、今内容を見たら、農産物を利用して加工品をつくる、そういうのが結構、5人とか10人、小規模ですよ、多いんですよ。

そういう意味で、やはり枕崎は水産業と、さっき豊留議員の話にも出ましたが、農業がありますよ、やっぱり。そういう意味で、やはりそういうところを、食品製造業に限定したかたちで、それが枕崎の特徴ですよ。ですから、そういうところにして、水産業並びに農業の6次産業化の会社を誘致していったらどうかと思いますが、その辺はどう考えておられますか。

○平塚孝三企画調整課参事 本市におけます企業誘致の可能性が高いところでは、議員のおっしゃるとおり、本市の地場産品または農林水産資源を原料とする企業の誘致の可能性が高いというふうに考えてはいるところです。

○4番城森史明議員 そういうことで、企業誘致も本当に、小さな企業をどんどんしていけば、そこにどんどん集団化していけば、そこに大きな会社もパツてくる可能性もあるわけですよ。そういうことで、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、コミュニティ交通についてですが、これはもう何人もの方が質問されておりますが、その中で、私はちょっと財政的な規模に絞って最後に質問しますが、以前、コミュニティ交通をするなら、市の財政出動が3,000万、4,000万かかるということでしたが、南さつま市は80%を国費で賄っているということを新聞に書いてありましたが、辺地債というのがあるんですかね、辺地債、過疎債。そういう意味で、枕崎は過疎債を70%ですよ、交付税措置。その辺の利用をすれば、財政出動も30%ですから、1,000万ぐらいになるわけですよ。1,000万ぐらいだったらできやせんのかと、できますよね、実際ね。10年しても1億ですから。その辺の過疎債の活用、辺地債の活用というのができるのかどうか質問いたします。

○東中川徹企画調整課長 コミュニティ交通の構築のために過疎債の活用ということですが、そういう交通弱者の方々への支援事業というのを実施するとした場合の財源につきましては、継続的な財源の確保という面で、他の事業との調整等もございますので、過疎債の活用と限定したかたちではなくてですね、午前中の質問者にも答弁いたしました。今後、事業内容の検討をしていくのとあわせて、その財源の関係についてもあわせて検討していくということになるかと思ひます。

それともう一点、お尋ねの辺地の関係は、過疎の指定に合わせて、辺地としての該当がなくなったということで、辺地債というのには枕崎の場合には該当はしません。

○4番城森史明議員 いろいろ午前中から、給食費の無料化とか、いろいろ出ております。そういう意味では、どれを優先するかということが一番の問題だと思いますので、その辺を十分に検討してもらって、よりよい市民へのサービスができればと思います。以上、終わります。

○新屋敷幸隆議長 以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時6分 散会

本 会 議 第 3 日

(平成29年9月12日)

平成29年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第3号）

平成29年9月12日 午前9時30分開議

日程 番号	件 名
1	一般質問 清水和弘 議員（64ページ～73ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	原 田 博 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	川 崎 満 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
中原田 修 二 下水道課長	神 山 芳 文 市立病院事務長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長	山 崎 公 広 監査委員
松 田 博 監査委員事務局長	平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
吉 留 謙 二 建設課参事	永 江 隆 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事	俵積田 光 昭 選管事務局長
下 山 香代子 会計管理者兼会計課長	田 中 幸 喜 総務課参事
丸 山 屋 敏 教育長	田 代 芳 輝 教委総務課長
田 淵 修 学校教育課長	末 永 俊 英 生涯学習課長
中 嶋 章 浩 文化課長	豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 消防長	森 菌 智 之 消防総務課長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○7番清水和弘議員 皆さん、おはようございます。

9月議会、最後の一般質問者となりましたので、しばらくの時間、私のほうに耳をかしてください。

7月の南日本新聞記事に、平成30年4月から国民健康保険運営主体が市町村から移るのに合わせ、医療費抑制成果などに応じ、都道府県と市町村に500億円ずつ配分し、財政支援を決めたとの記事がありました。

本市の国保健全化行動計画の中には、本市計画のもとで国保事業の現状と課題を改めて認識し、市民と危機意識を共有しながら、スピード感を持って国保財政の健全化に向けて各種取り組みを進めなければならないとあります。

本市は、近年、赤字続きの本市国保財政状況を考えた場合、国保問題は非常に難しい問題でございますが、今回、私はこの国保財政の安定化について質問することにいたしました。

本市の1人当たりの医療費が高い理由の一つに、生活習慣病に起因するものがあります。生活習慣病は、早期発見、早期治療と言われてきましたが、最近では予防のほうがもっと大切であると言われております。本市は、生活習慣病の平成26年5月診療分では3,315人となっています。そのうち高血圧症有病者は2,017人で、約5人に1人が脳血管疾患を患い、糖尿病患者は4人に1人、脂質異常症有病者は5人に1人が脳血管疾患を患って重症化しているとありました。また、脳血管疾患における基礎疾患の重なりを見ると、高血圧が78%、脂質異常症が57.4%、糖尿病が38.1%になっている状況でありました。

そこで、子供の生活実態は、飽食、ストレス、運動不足などから生活習慣病の代表である肥満が増加していると言われております。生活習慣病の予防については、園児や小・中学生のころから食育による予防をすべきと考えますが、現在、本市の生活習慣病に対する食育による対応策はどのようなになっているのかをお伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 平成17年に制定された食育基本法では、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するため、家庭、学校、保育所、地域等を中心に国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題であると基本理念の中でうたわれています。

市では、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、本市の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施してまいります。

食育に関する具体的な取り組みについては、担当課長が答弁いたします。

○豊留信一保健体育課長 教育委員会では、食育の推進として、食に関する指導の充実を重点項目と定め、推進策として、家庭での望ましい食生活の啓発、具体的には、食事バランスガイドの活用促進、食育月間、食育の日、ふしの日、学校給食週間の取り組み、中学校における弁当の日の取り組みを進めております。また、地産地消の推進として、郷土料理を取り入れた献立や枕崎市食育・地産地消推進計画を生かした地場産品の使用率をふやすなどの取り組み、学校においては、食に関する指導の全体計画・年間指導計画に沿った取り組み、栄養教諭を活用した食に関する指導の充実等に取り組んでおります。

小・中学校での生活習慣病の予防に関しての学習としては、小学校体育科保健領域の6年生において、病気の予防、中学校保健体育科保健分野の3年生において、健康な生活と病気の予防、

家庭科における栄養素の学習、学級活動における虫歯予防と関連づけた間食のとり方等の指導をしております。保護者へは、学校保健委員会や家庭教育学級のテーマに食育を設定したり、給食便りや保健便り等の各便りに関連記事を掲載したりして啓発しております。以上です。

○7番清水和弘議員 1995年に厚生労働省が出した資料があるんですよね。ここにはですね、脂肪及び動物性たんぱく質摂取量の増加と、糖質摂取量は減少していると、これが小児肥満の原因と言われとるとありますけど、現在本市も、先ほど栄養についてもと言われましたけど、この糖質摂取量についてはいかが考えておりますか。

○豊留信一保健体育課長 学生の糖質の摂取量ということでしょうか。

肥満になると、いろいろな生活習慣病にかかる危険性が高まると思います。これは、糖分でありますとか、脂肪分の取り過ぎ、運動不足などが原因ではないかと考えられます。

先ほど議員がおっしゃられましたように、ストレスもその一つの要因かと思いますが、その脂質の取得量については、こちらのほうでですね、1人の児童当たりの脂質量というのを把握できてはいないところです。

○7番清水和弘議員 厚生省のほうでもですね、糖質をとる量が少なくなっていると、現在の子供たちはですね。これも肥満の理由ではないかという資料が出ているんですよ、ここにですね。

次にですね、子供たちの生活習慣病について、6歳から中学生の間では、この20年間で肥満が2倍以上になっているようです。生活習慣病の原因となる肥満の原因についてお伺いいたします。また、児童生徒の肥満とは、同身長、同年齢、同性で、標準体重の20%以上のものを肥満というそうであります。本市各小・中学校で肥満といわれる児童はどのくらいいるのか、また、全児童に占める肥満の割合はどのくらいになるのかお伺いいたします。

○豊留信一保健体育課長 毎年、県下全小・中学校で実施しております学校保健活動状況調査、この調査では、小学4年生と中学1年生の肥満とやせについて調査しております。それによりますと、平成29年度の本市の小学4年生の肥満の割合は3.4%、中学1年生は5.8%となっております。

○7番清水和弘議員 昨日、私も中学校の運動会を見に行っただけですけど、中学生でも肥満の少年が何人か見受けられました。それとですね、所管事務調査で各小学校回りましたけど、ほとんどが大体2名、3名、いるようでした。やっぱりそういう方についてですね、将来の生活習慣病の大きな要因となりますから、食について注意を促しとってほしいと、これは要望ときます。

それとですね、3番目、小・中学校の肥満の大部分は肥満成人となるわけなんですね。糖尿病や高血圧などの生活習慣病になると言われる都市部と地方、これは生活習慣病になる割合はどのようになっていますか。

○豊留信一保健体育課長 都市部と地方の状況はということで、先ほどの平成29年度学校保健活動状況調査を本市と鹿児島市とで比較してみますと、鹿児島市の小学校4年生の肥満の割合は7.5%、本市小学校4年生は3.4%です。4.1ポイント本市のほうで低くなっております。鹿児島市の中学1年生は8.3%、本市中学1年生が5.8%となっており、2.5ポイント低くなっております。

○7番清水和弘議員 今、課長が言われました答弁はですね、私が調べた母子健康協会の資料に言わせるとですね、都会のほうで肥満が少ないというふうになっているんですよね。そのことについては、健康課長、保健体育課長も少しはわかっていると思いますから、もう追及はいたしません。

次に移ります。

生活習慣病の予防として、1日当たりの平均歩行数も関係あると言われております。都会と地方では、地方の子供たちが1日平均の運動量は少ないと言われております。その理由についてのどのように考えるのか、また、改善策はどのように考えているのかですね。先ほどの答弁では、

地方のほうが運動量も多くて肥満が少ないような答弁でしたけど、こういうふうにして記録が出とるわけなんですよ。それについてどう思いますか。

○豊留信一保健体育課長 こちらのほうもですね、平成28年度全国体力・運動能力運動習慣等調査というのを実施しておりまして、この調査によりますと、1週間の運動実施時間におきまして、本市の小・中学生はおおむね全国平均を運動量は上回っている状況にあります。各校、年度初めに運動実施時間の目標値を設定し、いつ、どんな取り組みをどのように取り組むのかという運動時間確保プランに沿って体力の向上を図っています。

具体的には、始業前の時間や休み時間を活用して、各校の課題に応じた一校一運動を継続的に実施したり、興味・関心に応じた運動を楽しませたりして、運動の日常化、生活化を図っています。

具体的な取り組みとして実例を紹介しますと、小学校では、学級単位で取り組む長縄の八の字跳び、長縄エイトマンと呼ばれておりますけれども、これを全校で取り組んでおり、随時、記録の申告をしております。中学校では、朝の授業開始前に、駆け足と校庭でのインターバル走を組み合わせ、年間を通して実施している学校もございます。以上です。

○7番清水和弘議員 なぜ私がこの質問をしたかということですね、本市の場合、登校中、親御さんがですね、学校の手前まで車で送ってきている状況が頻繁に見られるわけなんですよ。都会のほうはですね、そうじゃなくて、自分が電車、バスを使って、車で送ってくる親御さんはいないという記録がありました。だから、こういうふうにして1日平均の歩行数のことも私は先ほど述べたわけなんですよ。

次の質問に移ります。

幼稚園、学校教育、PTAなど、保護者会では、現在、子供たちの将来を考えた生活習慣病対策として、どのような計画を立て、実施しようとしているのかをお伺いいたします。

○豊留信一保健体育課長 教育委員会では、今年度も昨年度に引き続きまして、元気まくらざきっ子3アップ作戦というのを展開して、児童生徒の体力・運動能力の向上、望ましい食生活習慣の定着、虫歯治療率のアップを重点課題として取り組んでおります。

生活習慣病の予防としては、この3アップ作戦の望ましい食生活習慣の定着の中で、特に朝食の摂取について、朝食を必ず毎日食べる児童生徒の割合を95%以上に、また、虫歯治療率のアップについては、虫歯治療率を75%以上にすることを目標にしております。

望ましい食生活習慣の定着については、栄養教諭を積極的に活用したりするとともに、アンケートの実施や給食便り等の発行等を通して家庭へ啓発したりしています。

虫歯治療率のアップについては、治療勧告後の進行管理を適切に進めたり、学校保健委員会や学級PTA等の組織的な活動の活性化を図ったりしております。

○7番清水和弘議員 今、朝食を95%とするようにという答弁でしたけど、現在ですね、実際何%ぐらいの、私から見てですね、若い家族に大変失礼なことかもしれないけど、朝食を食べてない子供たちも何%かおるんじゃないかと思うんですけど、その辺は把握してますか。

○豊留信一保健体育課長 これは昨年度の調査結果ですけれども、朝食を必ず毎日食べるのが小学校で88.4%です。中学校では89.6%、これを小・中ともに95%に目標を掲げているところです。

○7番清水和弘議員 生活習慣病と睡眠には、深い関係があると言われております。子供たちの睡眠不足の原因として、スマホ、タブレットなどの使用が挙げられております。そういった使用についての指導は、保護者などに対してどのようにしているのかお伺いいたします。

○豊留信一保健体育課長 学校では、児童生徒向け、保護者向け、それぞれの目的に合わせた外部講師等を招き、インターネットや携帯電話の正しい使い方についての教室を開催したり、学校保健委員会や家庭教育学級のテーマに設定したりして意識を高めております。

また、ノーメディアデーの実施や、インターネット機器の使用に関する家庭内ルールやフィルタリング設定の重要性等についても継続して指導をしているところです。

○7番清水和弘議員 今、ノーメディアデーを実施しとると言われましたけど、1週間に何日なんですか。

○田淵修学校教育課長 このノーメディアデーにつきましては、各中学校のテスト期間に合わせて、小学校でも実施をしたり、もちろん中学校でもテストに向けて勉強したりということで、中学校のテスト期間に合わせている学校が多いです。

○7番清水和弘議員 テスト期間中で、あとはもうやってないということの理解でよろしいんでしょうか。

○田淵修学校教育課長 多くの学校で、中学校のテスト期間中にこれを実施しているということは事実ですけれども、事の詳細については把握しておりません。

○7番清水和弘議員 子供たちのですね、健康に対して重要なことですから、できるだけ把握するように、これも要望しておきます。

それとですね、厚生省が平成14年に制定した健康増進法の責務には、健康増進事業実施者として、保険者、事業者、市町村、学校などと、健康増進のための事業を積極的に推進するよう努めるとありました。このことから、園児、小・中学校の生活環境の中で、御父兄をはじめ、将来の生活習慣病対策として、食育環境に対する意見交換などをした経緯があるのかお伺いいたします。

○田中義文健康課長 健康課といたしましては、園児や小・中学生など、次世代の健康は大変重要であると考えております。子供のころから望ましい生活習慣を身につけ、健やかに発育することで、生活習慣病を予防し、将来の健康につなげることができると考えております。

小・中学生の食生活に関しましては、栄養教諭と情報の共有を図っております。また、幼稚園及び保育園の食生活に関しましては、幼稚園及び保育園の栄養士と情報の共有を図っております。そのほか、乳幼児健診を通して、保護者に対して栄養指導を行っております。

今後は、健康まくらぎ21に沿って、子供の体の健康づくりを推進・支援するため、園児や小・中学生の保護者など、関係者との連携強化に努めていきたいと考えております。

○7番清水和弘議員 今、父兄に対しても意見交換をしているという話でしたけど、この父兄からの反響はどのようなものでしょうか。

○田中義文健康課長 保護者からの反響ということでございますが、すべてを把握しているわけではございませんけれども、子供たちの食生活に関して、管理栄養士のほうで、さまざまな機会を通じて、いろいろと情報交換を行ったり栄養指導を行ったりする中で、その点については保護者の皆さんも御理解いただいていることと考えております。

○7番清水和弘議員 私は常々ですね、本市の場合、このPDCAサイクルのPとDはすごくいいわけなんです。ところが、今のようにですね、今答弁がありましたけど、CとAなんです。チェックとアクション、これが非常に行き届いてないという状況を私は思っております。

次に移ります。

健康まくらぎ21について質問します。

本市は、平成13年3月に健康まくらぎ21を作成し、健康づくり事業を推進してきましたとあります。本市の平成21年度から25年の国民健康保険者の1人当たりの医療費を見ると、毎年増加し、また、後期高齢者の1人当たりの医療費についても増加している状況にあります。平成13年度に策定した健康まくらぎ21では、健康寿命を延ばしていくことを目標に推進してきたとあります。

健康まくらぎ21策定後、本市の健康寿命はどのように推移したのか、また、国保財政に対してどのような効果を上げられたのかお尋ねいたします。

○田中義文健康課長 健康寿命の推移につきましては、加世田保健所が作成いたしました平成23年度の結果によりますと、男性は健康寿命77.38歳で、女性は82.86歳であります。なお、算定に当たり、各市の国民生活基礎調査のデータがないため、日常生活に制限のない期間の平均に類する指標として、日常生活動作が自立している期間の平均を指標といたしまして、本市の介護保険の介護情報など既存の資料を用いて算出しているということでした。同様に、25年度の結果では、男性は健康寿命75.03歳で、女性は82.08歳であります。

これらの結果から、23年度と25年度の比較になりますので、非常に近いということもありますが、平成23年と平成25年を比較いたしますと、男性で2.35歳、女性で0.78歳減少していることがわかります。

健康寿命の推移により、国保財政へどのような効果があるのかという御質問ですが、効果額の算出は現在のところ行っていないところです。しかしながら、健康寿命が延伸することにより、医療費や国保財政の効果は大変大きいことは間違いないと考えております。

今後とも、健康まくらざき21に沿って、健康寿命の延伸に向けたさまざまな取り組みの強化に努めていきたいと考えております。

○7番清水和弘議員 今、課長が健康寿命について、77.38歳、女性82.86歳と言われましたけど、ここに平成22年鹿児島県健康寿命の資料があるんですけど、男性が71.14歳、女性74.51歳となってるんですよ。それとですね、全国平均を見ても、77.38歳とか82.86歳というのは、これは平均寿命のほうになるほうだと思うんですよ。健康寿命でこういう数字は出てきませんよ、どこを探しても。

次の質問に移ります。

鹿児島県の健康まくらざき21においては、生活習慣病の発症の予防に加え、重症化の予防も推進、高齢化の進行に伴う生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）の向上策の一層の推進とあります。本市の政策策定の趣旨よりも力強さを私は感じております。

本市は、計画策定の趣旨では、数値目標による進行管理などの視点を取り入れたものとしますが、本市の数値目標による進行管理とはどのようなことなのかをお伺いいたします。

○田中義文健康課長 健康まくらざき21におきまして、計画の推進体制として、それぞれ市民・家庭、地域団体、保健医療専門家、職域・事業所、そして行政の役割を掲げております。

健康まくらざき21は、平成28年度からスタートしており、数値目標に基づく進行管理につきましては、平成28年度決算を踏まえ、現在、庁内の福祉課、地域包括ケア推進課、健康課の3課で、地域包括ケアシステムの推進などに向けた協議を行う連絡会議を設置しており、その会議において評価を行う考えです。

○7番清水和弘議員 健康まくらざき21、この第2次ですね、計画策定体制の中には、「計画素案に対する市民からの意見公募手続を行い、市民の意見を反映した計画策定に努めました。」とありますが、市民からのパブリックコメントはどのようなかたちで求めてですね、また、意見がどのようなかたちで反映されたのかをお伺いいたします。

○田中義文健康課長 健康まくらざき21を策定するに当たりまして、健康まくらざき21の案につきまして、枕崎市意見公募手続実施要綱に沿ってパブリックコメントを実施いたしました。実施期間は、平成28年2月8日から3月8日までといたしまして、実施方法につきましては、市役所本庁、健康センター、市民会館、各地区公民館に健康まくらざき21の案を掲示し、意見を書面で提出するための意見回収箱の設置や、市ホームページに健康まくらざき21の案の掲載と意見募集などを行ったところです。パブリックコメントの結果につきましては、意見はありませんでした。

○7番清水和弘議員 ということは、意見の反映はされてないという理解でよろしいわけですね。パブリックコメントがなかったということですからね。いいんですね。

○田中義文健康課長 市民の意見を反映しなかったということではなくて、市民の意見を反映するためにパブリックコメントを実施したけれども、市民からの意見がなかったということです。

○7番清水和弘議員 次にですね、健康まくらざき21（第2次）にはですね、平成25年度の現状値と平成37年までの目標値、また、主な施策・事業を記載してあります。私は、この計画策定した内容を実現するためにも、P D C Aサイクルを活用し、平成37年終了時点において、計画策定したものは実現可能にすべきだと考えております。

また、ここに休養・こころの健康について、市が取り組むことの欄にはですね、睡眠による休養が十分にとれている人を増加させるとあるんですよ。これは具体的にどのような施策なのかお伺いいたします。

○田中義文健康課長 健康まくらざき21（第2次）の推進に当たり、P D C Aサイクルの活用は必要であると考えております。計画にP D C Aサイクルの記載はありませんが、私どもとしては当然、P D C Aサイクルを活用した評価、改善については着実に実施したいというふうに考えております。

睡眠に関するメンタルヘルスの対応といたしましては、加世田保健所と連携をいたしまして、こころの健康相談会を実施するなど、市民が心の不調を訴えた場合などへの対応を行っております。

現代社会は、就労状況や家庭環境、人間関係など、多様なストレスを原因に心の病気が増加している傾向にあります。睡眠やストレス解消により心身の疲労を回復し、健康を保持することができるよう取り組みを進めるとともに、心の病気を早期に発見し、早期支援、早期治療につなげたいと考えております。

○7番清水和弘議員 睡眠による十分な休養というのは、大体1日の睡眠をどのぐらいとお考えおるんですか。

○新屋敷幸隆議長 調べているので、次に。

○7番清水和弘議員 次にですね、平成30年4月から始まる国保の制度改正について質問していきます。

平成30年4月からの改正により、市区町村の35%は加入者の支払う保険料が上がると予想しているとの記事が8月27日の新聞記事にありました。

そこで、都道府県向けの特別調整交付金、保険者努力支援制度で反映される都道府県に交付する国の特別調整交付金と保険者努力支援制度についてお伺いいたします。また、この部分で本市への影響はどのようになるのかをお伺いいたします。

○田中義文健康課長 ことしの7月10日付で国から示された国保事業費納付金等ガイドラインの改定版によると、事業費納付金の算定において、30年度以降に都道府県に交付される国の特別調整交付金及び保険者努力支援制度分につきましては、県全体の事業費納付金算定基礎額から減算することを基本としますが、市町村との合意のもと、各市町村の事業費納付金算定時に減算することも可能とされております。

本県におきましては、県に交付される国の特別調整交付金については、各市町村の事業費納付金算定時に減算する方向で検討されております。また、県に交付される保険者努力支援制度分については、県全体の事業費納付金算定基礎額から減算する方向で検討が進められております。

本市への影響につきましては、どちらも納付金の減額に働くものと考えております。

○7番清水和弘議員 納付金の減額というふうに働くということですけど、今現在、鹿児島県の9月4日に、大体……、健康保険運営協議会が終わって決定されたと言われとるんですけど、これによる情報は何かつかんでいますか。この問題に対してですよ、どれぐらいの金額、影響というのか、影響額というのか。

わかってなかったら後でいいですよ。

すいません、もう時間がないから。

○新屋敷幸隆議長 はい、どうぞ。

○7番清水和弘議員 この問題は、後でまた、県が9月4日に決めてますから、後で資料でもお願いします。

次にですね、財政運営について、改正後は都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保など、国保運営に中心的な役割を担うようになるとありました。

本市の場合、これまでの国保財政運営は、一般会計からの繰り入れや県のほうにも借金している状況で、国保財政の累積赤字が続いている状況です。

このような多額の累積赤字があり、低所得者層の加入割合及び年齢構成が高い保険者である本市において、国民健康保険税の収納率の状況はどのようになっていくのか。また、この制度改正により、本市の国保財政に与える影響はどのように変わっていくのかをお伺いいたします。

○神園信二税務課長 最新の数値でございますが、28年度決算におきまして、本市の国民健康保険税の収納率、これにつきましては、現年課税分につきましては96.7%、滞納繰越分につきましては25.4%、合計で87.6%となっています。

ちなみに、県下19市の平均で申し上げますと、本市の87.6に対しまして、19市の平均合計で71.9%、また、県下全市町村の合計の収納率が73.6%となっております。

このように、本市の収納率は、合計分で県下19市の平均を15.7ポイント、県下全市町村の平均を14.0ポイント上回っておりまして、収納率ランキングでは2年連続1位となっているところでございます。これにつきましては、市民の皆さんの御理解と御協力のたまものと感謝を申し上げますとともに、税務課管理収納担当の努力の結果であると考えております。

次に、収納率が国保財政に与える影響というお尋ねでございますが、収納率が高い水準で推移・安定をすれば、国保財政も安定した運営ができるということになると考えております。以上でございます。

○7番清水和弘議員 私も調べて、本市の収納率は高いというのは伺っております。ところがですね、国民健康保険税の不納欠損、これはどのようになっているんですか。

○神園信二税務課長 不納欠損につきましては、地方税法第15条の7第4項及び第5項並びに第18条第1項に定められた処分であり、その法的要件を満たしたものを処分しているところでございます。

最新の数字で申し上げますと、平成28年度における国保税の不納欠損額につきましては、およそ800万というところで推移していたと記憶をしているところでございます。国保税につきましては、874万6,000円程度というところで決算の統計をしているところでございます。

ただ、処分に至るまでにつきましては、管理収納担当が昼夜を問わず滞納者宅を訪問し、滞納者の生活状況を調査・観察し、納税、差し押さえ等の可能性を探りながらも、その調査・観察の結果、やむを得ないという状況のときに不納欠損処分を行うものでございまして、処分前には、課内・係内で、本当にやむを得ない案件であるのかということの再検討を加えた上で、起案、決裁を受けた後に法に従って処分を行うという経過でございます。

○7番清水和弘議員 この不納欠損をですね、できるだけなくするように、実は私、23年度に議員になったんですけど、そのとき給食費の未納が何%かありました。この件について私は質問したんですけど、そのときの課長は、これ、未納をゼロにしたんですよ、これ。すごい私は頑張ったと思います。このようにしてね、頑張れば、これはできるということを私は言いたいんです。

次にですね、市町村の合意のもと、都道府県の定める指標に基づいて、市町村に重点配分を行う分については、各市町村の納付金算定時に減算することも可能とするという記事を見ましたが、この内容と本市に与える影響はどのようになるのかをお伺いいたします。

○田中義文健康課長 先ほどの御質問でも答弁をいたしましたとおり、本県におきましては、平

成30年度の制度改革に伴う都道府県に交付される保険者努力支援制度分につきましては、県全体の事業費納付金算定基礎額から差し引かれる方向で検討が進められておりますので、御質問のような取り扱いにはならない可能性が高いというように考えております。

○7番清水和弘議員 次にですね、市町村標準保険料率の算定方法における低所得者の負担が著しく増加しないよう、市町村標準保険料率の算定では、これまで基本的な応能・応益、50対50の設定ですが、現在、本市の場合、応能・応益割合が54.53対45.47の状況だと思えます。保険料の賦課については、所得割48.41%、資産割6.12%、均等割29.34%、平等割16.13%の4方式となっております。

平成30年度の改正では、資産割をなくし、3方式になると言われております。現在、鹿児島県43市町村の中で、12市町村は資産割賦課がない状況にあります。9月4日の県国保運営方針では、3方式になると決定されたと聞いておりますが、この3方式にした場合、1人当たりの本市の保険税はどのようになるのか、また、この場合、現在、資産割6.12%をなくした場合ですね、この3方式になった場合、各賦課の割合はどのようになるのかをお伺いいたします。

○神園信二税務課長 質問にお答えします前に、議員の御指摘で、現在、資産割がない市町村のほうが多いかのようにちょっと質問が流れたもんですから……（「いや、少ないですよ」と言う者あり）

○7番清水和弘議員 資産割のない部分が12市町村、あるほうが多いんですよ。

○神園信二税務課長 資産割の持っている4方式で課税しているところが多いというところで、その御認識のとおりだと思います。

どのようになるのかというところですが、昨日の質問者にもお答えをしましたが、県のスケジュールの都合で、平成30年1月以降にならないと、その保険税負担総額というところが明確になってまいりませんので、それ以降、30年1月以降にならないとお答えできない状況でございますというところは昨日からお話を申し上げたとおりでございます。

後段のお尋ねで、資産割の分をどのように配分するのかというふうなところでございますが、4方式から3方式になったと仮定した場合でも、基本的に現在の資産割分をどのように分割して平等割・均等割・所得割に上乘せしていくのかというふうな考え方ではございませんで、30年1月に示される本市の保険税負担総額を賦課・収納するために、3方式となりますと、応能割・応益割の割合を考慮しながら、所得割の税率、それから平等割・均等割の税額を検討するというふうな基本的な考え方になろうかというふうに思っているところでございます。

○7番清水和弘議員 ということはですよ、現在この応能と応益、54.53対45.47とあるんですけど、これは所得割、今54.53の部分が所得割だけ残るわけですね。そうじゃなくして、応能割と応益割、これは何対何になるんですか。

○神園信二税務課長 第3回の試算で、県が激変緩和の検討の中で、いろんなパターン、6パターン示していると。その中で、3方式と4方式を示してございますということは昨日申し上げたとおりでございますが、応能割・応益割の考え方につきましては、30年の1月の状況、総額のかたち、それから3方式で標準保険料率というのを示しておりますけれども、その標準保険料率どおりに課税した場合に、本市の納税義務者のところにどのような影響が出るのかというところの分析をした上で、実際それで御負担をいただけるのか、賦課・収納できるのかというふうな検討がこれから行われるところでございますので、30年度以降の応能割・応益割を今ここで何対何になりますというふうな答弁はできないところでございます。

○7番清水和弘議員 この部分の質問がありますけれども、飛ばします。

次にですね、平均寿命と健康寿命と1人当たりの医療費の関係について質問いたします。

長野県の平均寿命は日本一で、男性80.88歳、女性が87.18歳となっております。長野県の2013年度医療費総額及び入院患者の1人当たりの額は、それぞれ全国平均を大きく下回ってい

る状況にあります。特に、高齢者医療費については、全国平均を大きく下回っております。

本市の医療給付費、療養諸費について、過去5年間の本市の一般、退職、後期高齢者1人当たりの医療給付費及び療養諸費はどのようになってるのかをお伺いいたします。

○田中義文健康課長 県が作成した国民健康保険事業状況に基づき、本市の一般、退職合計の国保被保険者と後期高齢者につきまして、過去5年分の推移を説明いたします。

国保被保険者では、平成24年度44万0,676円、25年度45万6,551円、26年度44万5,773円、27年度48万3,684円、28年度47万9,469円となっております。

後期高齢者では、24年度102万0,413円、25年度106万1,795円、26年度111万0,643円、27年度115万1,934円となっております。28年度につきましては、広域連合から数値の提供を受けることができませんでした。後期高齢者分の28年度の数値につきましては、判明し次第報告したいと考えております。

○7番清水和弘議員 27年度がですよ、26年度に比較して4万ぐらい上がってるんですけど、また25年度は106万1,795円ということでしたけど、急激に後期高齢者の医療費が上がっているんですけど、この原因はどのようにとらえておるんでしょうか。

○田中義文健康課長 後期高齢の分析でしょうか。（「はい」と言う者あり）

申しわけありません、後期高齢の分析というのはですね、現在持ち合わせていないところです。

○7番清水和弘議員 後もって、資料でもいただければと思います。

次にですね、長野県の男性の平均寿命は、平成7年度以降、現在まで日本一、女性の場合、平成22年からですね、長寿日本一になっております。長野県が平均寿命日本一を続けている状況なんですけど、これは何が影響していると思われませんか。

○田中義文健康課長 長野県では、健康、生活習慣病対策のためにさまざまな取り組みを行っておりますが、その中で減塩運動が有名です。

長野県は、冬の寒さが厳しい土地なので、漬物など塩を使った保存食が定着しておりましたが、塩分の過剰摂取をしている人が非常に多かったと言われております。そのため、長野県では、昭和30年代ごろから脳卒中による死亡率が高い状況にありました。そこで、脳卒中の原因と考えられる高血圧を予防するために減塩運動が始まったと言われております。

減塩運動の内容は、塩分の過剰摂取が高血圧につながるということについて、住民への意識づけや郷土料理等の減塩メニュー、健診の受診勧奨、食生活改善推進員の地域への普及活動、保健指導員の自主的な健康づくりに関する地域活動など、地道な取り組みが挙げられると考えております。

○7番清水和弘議員 次にですね、もう途中を飛ばしますよ。5番目の質問に行きます。

山梨県が健康寿命日本一の記事がありました。男性72.52歳、女性75.78歳となっております。

本市の場合、健康寿命の男女別はどのようになっているのか。これまで聞いたところ、各自治体では算定できないというようなこともありましたけど、今回、私は厚生労働省から取り寄せて資料をもらいました。これによるとですね、各自治体で、長野県が単独で健康寿命を計算しているようです。本市もこういうふうな枕崎独自の健康寿命積算に努めようという考えはありませんか。

○田中義文健康課長 健康寿命の算定につきましては、これまで加世田保健所のほうに依頼をして算定していただいております。今回、加世田保健所の助言等をいただきまして、今後は本市で独自に健康寿命を算出していく考えでございます。

○7番清水和弘議員 先ほど課長が健康寿命を言われましたけど、すごい差があるんですよ、国が出しとるやつとですね。国が出しとるやつは、4つの指標を集めてやると。

それで、長野県の場合は、介護者を中心とした算定方法、資料はたぶん自分たちでとることはできると思いますよ。

なぜ私はこれを言うかというたらですね、医療費を削減するためには健康寿命を延ばすことな
んですよ。これに対してP D C Aサイクル、どのように取り組もうとしてるのかですね。これに
は、もう質問は……言っていないませんでした。このですね、だから、本市の場合、健康寿命積算に、
いろんな、国に問い合わせ、厚労省に問い合わせたらくれますよ、これ。それをやる気持ちは
……、ただ、なぜ私はこの保健所のやつと違うかというたら、健康寿命がだいぶ差があるんです
よ。その差によって取り組む気持ちが変わると思うんですよ。国のやり方、長野県のやり方を取
り入れてやると、そういう気はないんですか。

○田中義文健康課長 先ほど申し上げましたように、本市におきましては、長野県と同じだと思
うんですけども、要介護認定状況等をもとにですね、この健康寿命の算定というものを行って
いきたいというふうに考えております。

○7番清水和弘議員 平成22年度の鹿児島県の健康平均寿命は、男性71.14歳、そして女性が
74.51歳となっております。先ほど来から健康課長はこの数値よりはるかに寿命の長い数値を言
われております。

今後ですね、本市の国保財政状況を考えたとき、私はこのP D C Aサイクルを極限にまで追い
詰めて努力すべきだと思うんですけど、最後にP D C Aサイクルに取り組んだ国保財政健全化に
ついての気持ちをお聞きいたします。

○田中義文健康課長 先ほども申し上げましたが、健康まくらざき21のみならず、データヘル
ス計画につきましても、P D C Aサイクルに沿って評価、そして取り組みの改善ということを行
いまして、国保の医療費抑制、もしくは脳卒中の死亡率の減少に向けて取り組んでいきたいと考
えております。

○新屋敷幸隆議長 これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時30分 散会

本 会 議 第 4 日

(平成29年9月27日)

平成29年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第4号）

平成29年9月27日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	51	枕崎市過疎地域自立促進計画の変更について	総文
2	陳2	若者も高齢者も安心できる年金制度実現のための意見書の提出を求める陳情	産厚
3	46	平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）	予特
4	47	平成29年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
5	48	平成29年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
6	49	平成29年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
7	50	平成29年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
8	53	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書	
9		議員派遣について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	原 田 博 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	川 崎 満 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
中原田 修 二 下水道課長	神 山 芳 文 市立病院事務長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長	山 崎 公 広 監査委員
松 田 博 監査委員事務局長	平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
吉 留 謙 二 建設課参事	永 江 隆 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事	俵積田 光 昭 選管事務局長
下 山 香代子 会計管理者兼会計課長	田 中 幸 喜 総務課参事
丸 山 屋 敏 教育長	田 代 芳 輝 教委総務課長
田 淵 修 学校教育課長	末 永 俊 英 生涯学習課長
中 嶋 章 浩 文化課長	豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 消防長	森 菌 智 之 消防総務課長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長	中 山 俊 吾 総務課行政係主任

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第1号を議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

禰占通男議員。

[禰占通男総務文教委員長 登壇]

○禰占通男総務文教委員長 おはようございます。

ただいま議題となりました日程第1号について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

本件は、枕崎市過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

具体的には、平成28年3月定例会で議決した平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする枕崎市過疎地域自立促進計画について、平成29年度の当初予算及び6月補正で計上した事業並びに現時点で次年度以降に実施を予定している事業の計14件を追加するとともに、事業の見直し等による6件の事業内容の変更と1件の削除を行うほか、文言等の整理を行うものであるとのことです。

今回の事業の追加等により、当計画期間中における事業数としては、平成28年度末の182事業に対し、195事業となっているとのことです。

委員から、今回、小中一貫教育（連携型）から小・中連携教育へ改められるが、違いについて説明を求めたところ、平成27年度の学校教育法の改正により、義務教育学校が設置できるようになり、従来の小中一貫教育の連携型及び併設型の定義づけが変わったことから、文言上、混乱を生じることのないよう変更するとのことです。なお、本市の場合は、小学校・中学校が1小1中であることから、9年間の教育を見通しつつ、それぞれの学校がそれぞれのよさを発揮して連携を深めることで、個性豊かでたくましい児童生徒の育成をすることができると考えており、小・中連携教育というかたちが適しているのではないかと考えているとのことです。

また、今回の計画変更に係る県との手続はどのような対応になるのかということに対し、あらかじめ県とは協議をしており、地域振興局、さらには本課まで確認していただき、協議が整ったことから議会の議決を得ることになっているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号を議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

吉松幸夫議員。

[吉松幸夫産業厚生委員長 登壇]

○吉松幸夫産業厚生委員長 おはようございます。

ただいま議題となりました日程第2号について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

本陳情は、全日本年金者組合枕崎支部の代表の方から、若者も高齢者も安心できる年金制度実現のための意見書の提出を求めて、提出されたものです。

委員から、年金の隔月支給を毎月支給としたときは、支払い手数料が多額になるのではないかととの質疑に対し、毎月支給としたときは、事務量や手数料がふえると思うが、詳細には把握していないとのことです。

また、年金額に係る特例水準とマクロ経済スライドは、どのようなものかとの質疑に対し、特例水準とは、年金額は、毎年の物価や賃金の変動に応じて翌年度の年金額を改定する仕組みとなっており、平成12年から平成14年の物価の下落時に、特例措置として年金額を減額せずに据え置いたことにより本来の年金額よりも2.5%高い水準であったことを特例水準というとのことであり、マクロ経済スライドとは、現役人口の減少や平均余命の伸びなど、そのときの社会情勢に合わせて年金の給付水準を自動的に調整する仕組みであるという説明がありました。

委員からは、これ以上、年金を引き下げないでほしい、もう食べていけないという声があちこちから聞こえてくる。年金制度を守っていくためにも、この要請は必要ではないかと思うという意見がありました。

本件は、全会一致で採択すべきものと決定し、意見書については、産業厚生委員の連名で本会議に提出することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第2号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は、採択と決定いたしました。

次に、日程第3号から第7号までの5件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

永野慶一郎議員。

[永野慶一郎予算特別委員長 登壇]

○永野慶一郎予算特別委員長 おはようございます。

ただいま議題となりました日程第3号から第7号までの5件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員会は、委員長に永野慶一郎、副委員長に吉松幸夫委員を選出いたしました。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので、特に意見等の出されたものについて、簡潔に報告いたします。

まず、日程第3号平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、平成28年度決算剰余金の財政調整基金への積み立て及び公債費で地方債の繰上償還の実施、生活保護費など平成28年度の事業費確定に伴う国県支出金の精算返納金、交付決定に伴う橋梁補修事業などの防災・安全交付金事業、中学校施設整備費、補助災害復旧事業などであります。

中学校施設整備費に関し、委員から、市内小・中学校の校舎等の雨漏り補修や、老朽化した箇所の改修工事の計画はどうなっているのかとの質疑に対し、校舎等の大規模改造は今のところ計

画はないが、屋内運動場の雨漏りのほか、渡り廊下、体育館等の床などで補修等が必要なところがあり、来年度以降、年次的に補修等を行う計画であるとの答弁がありました。

危険空家等の状況に関しては、空き家を解体したときに、以前、住宅特例が撤廃されるから増税になるとのことだったが、固定資産税はどういうふうに変化するのかとの質疑に対し、危険空家等の所有者等に法に基づく勧告を行った場合は、税務課へ通知することになっており、勧告を行った時点で、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例措置はなくなるということです。なお、危険空家等を解体撤去したときの固定資産税は、一般的に市街地の宅地等については上がるが、その土地の現況地目や周辺の地価の状況等によって評価が変わることから、一概に固定資産税が上がるということではないとの説明がありました。

委員からは、所有者等が明らかでない危険空家について、他の自治体では、解体などの代執行に係る条例を設けている事例も見受けられる。本市においても、二次災害が発生することがないように条例の検討とあわせて危険空家対策に取り組んでほしいとの意見も出されました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号平成29年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,232万1,000円を追加し、予算総額を44億2,857万7,000円にしようとするものです。

委員から、財政安定化支援事業繰入金の前減額分について、歳入欠陥補填収入を今回の補正で増額し、その額を年度末に法定外繰り入れとして措置せず、その減額分を今回の補正で一般会計から法定外繰り入れで措置することについて質疑があり、当局からは、平成29年度までは財政健全化行動計画の期間内であり、財源不足については法定外繰り入れで措置するという考え方が確認をされている中で、平成29年度当初で1億5,000万円を超える歳入欠陥補填収入を予算計上しているところであり、法定外繰り入れについては、一般会計と国保会計の両方の財政状況を勘案しながら決定するという基本的な考え方を踏まえ、財政安定化支援事業の関係で歳入欠陥補填収入が増額することに対し、財政課のほうで措置をしたとの答弁がありました。

委員からは、法定外繰り入れをすると市民全体にかかわることとなり、住民には年度末の国保財政の不足分と今回の9月補正での一般会計からの繰り入れのやりくりというのはわかりにくいことから、法定外繰り入れについては、市民にわかりやすいかたちで対応してほしいとの要望がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号平成29年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ229万8,000円を追加し、予算総額を3億3,504万1,000円にしようとするもので、補正の内容は、平成28年度決算に伴う精算分で、後期高齢者医療広域連合納付金及び一般会計繰出金精算返納額の増額であるということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号平成29年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,831万5,000円を追加し、予算総額を26億2,526万1,000円にしようとするもので、補正の内容は、介護給付費準備基金積立金、介護給付費負担金等返納金及び一般会計繰出金の増額であるということです。

委員から、第7期老人福祉計画・介護保険事業計画の策定はスケジュールどおりに進行しているのかとの質疑があり、現在、各課へ取り組むべき事業等の見込み等について提出依頼をしているところであり、今後もスケジュールに沿って計画の策定を行っていきたいと考えているとの答

弁がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号平成29年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的支出において、給与費の減に伴い医業費用を1,751万3,000円の減、消費税課税事業者に該当することになったため、消費税及び地方消費税等の納付の必要が生じたことに伴い、医業外費用を137万円増額、特別損失を435万1,000円追加しようとするものです。

委員から、平成29年度の入院・外来患者の状況について質疑があり、4月から7月の累計部分においては、入院患者数は伸びているものの、外来患者数は減少傾向が続いている状況であるが、入院のほうの患者数が増になっている関係で、入院・外来の総合の収益面では前年度を上回っているとの答弁がありました。

また、消費税がこれまで納付されていなかったことに対する今後の対応等について質疑があり、当局からは、これまで医業収益が入院費用や外来費用も入った収益であったことから、医業収益全体は非課税として処理し、その他医業外収益の一部を除く部分だけが課税対象の売り上げに当たると考えていたが、今回、調査の結果、医業収益においても、その他医業収益の部分、文書料、検査料関係、室料等が対象となることから、今後は適切に課税ということにとらえ、医業収益の中でも課税部分があるということで対応していきたいとの答弁がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第3号から第7号までの5件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号から第50号までの5件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

吉松幸夫議員。

○5番吉松幸夫議員 ただいま議題となりました日程第8号若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書について、提案理由の説明をいたします。

先ほど採択となりました陳情第2号の願意のとおり、国会及び政府に対しまして、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現のために、これ以上年金を引き下げないこと、年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること、年金支給開始年齢は、これ以上引き上げないことについて、措置を講じられるよう強く要請することから、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○7番清水和弘議員 ここに、年金を引き下げないこと、1から3までいろいろありますけど、政府のほうもですね、この社会保障費、これが政府の一般会計に占める割合も33%ぐらい大体あるようです。

それとですね、この問題はですね、私は今政府もですね、日本企業の内部留保金、これはいろいろ300兆円から400兆円あると言われておるんですけど、これを基金とした話をしているのかですね。私は、この内部留保金を目当てにしたことであればですね、この内部留保金というのは、このグローバル社会の中で、結局、為替レートによって一夜にして乱高下する、そして、アメリカの金融政策によって内部留保金というのは乱高下が大きいと考えておるんです。そのことをですね、この問題に関してですね、委員会の中では、財源についてはどのような意見が交わされたのか、このことについて質疑いたします。

○5番吉松幸夫議員 財源に関しては、質疑は出ておりません。

○7番清水和弘議員 まず、物事を実施する場合は、財源なくして運用はあり得ないわけなんですよね。そこに一抹の意見も出なかったんでしょうか。

○5番吉松幸夫議員 出ておりません。

○7番清水和弘議員 次にですね、本市の場合、年金支給問題について、先般、人的ミスにより支払うべき年金が支払われていなかったという問題もありました。このことについて、委員会のほうでは何の指摘もなかったんでしょうか。

○5番吉松幸夫議員 特になかったと思います。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○新屋敷幸隆議長 これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○新屋敷幸隆議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第9号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前9時54分 散会

本 会 議 第 5 日

(平成29年10月3日)

平成29年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第5号）

平成29年10月3日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1	54	平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員

11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

9 番 沖 園 強 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	原 田 博 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	川 崎 満 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
中原田 修 二 下水道課長	神 山 芳 文 市立病院事務長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長	山 崎 公 広 監査委員
松 田 博 監査委員事務局長	平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
吉 留 謙 二 建設課参事	永 江 隆 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事	俵積田 光 昭 選管事務局長
下 山 香代子 会計管理者兼会計課長	田 中 幸 喜 総務課参事
丸 山 屋 敏 教育長	田 代 芳 輝 教委総務課長
田 淵 修 学校教育課長	末 永 俊 英 生涯学習課長
中 嶋 章 浩 文化課長	豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 消防長	森 蘭 智 之 消防総務課長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おきます。

日程第1号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第54号平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,450万円を追加し、予算総額を108億1,360万円にしようとするものです。

補正予算の内容は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の実施に要する経費であります。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○新屋敷幸隆議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

日程第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前9時32分 散会

本 会 議 第 6 日

(平成29年10月10日)

平成29年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第6号）

平成29年10月10日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	認1	平成28年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	決 特
2	認2	平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
3	認3	平成28年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
4	認4	平成28年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
5	認5	平成28年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃
6	認6	平成28年度枕崎市立病院事業決算	〃
7	認7	平成28年度枕崎市水道事業決算	〃
8	55	北朝鮮によるミサイル発射及び核実験実施に対する意見書	
9		国保運営健全化・健康増進対策特別委員会の中間報告	
10		継続調査申し出について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第6号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	原 田 博 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	川 崎 満 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
中原田 修 二 下水道課長	神 山 芳 文 市立病院事務長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長	山 崎 公 広 監査委員
松 田 博 監査委員事務局長	平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
吉 留 謙 二 建設課参事	永 江 隆 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事	俵積田 光 昭 選管事務局長
下 山 香代子 会計管理者兼会計課長	田 中 幸 喜 総務課参事
丸 山 屋 敏 教育長	田 代 芳 輝 教委総務課長
田 淵 修 学校教育課長	末 永 俊 英 生涯学習課長
中 嶋 章 浩 文化課長	豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 消防長	森 菌 智 之 消防総務課長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おきます。

日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

決算特別委員長に報告を求めます。

下竹芳郎議員。

[下竹芳郎決算特別委員長 登壇]

○下竹芳郎決算特別委員長 おはようございます。

ただいま議題となりました日程第1号から第7号までの7件について、決算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員会は、委員長に下竹芳郎、副委員長に永野慶一郎委員を選出いたしました。

また、審査に先立ち、平成28年度実施の事業成果の現地調査を行いました。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してあります。

また、決算額のほか各会計における詳細にわたる決算の概要についても、その中に記載してありますので、委員長報告では主な点のみ申し上げます。

まず、日程第1号平成28年度枕崎市一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

企画費中、委員から、乗合タクシー等の取り組みについて質疑があり、当局からは、交通弱者に対しては何らかの支援が必要であるということは認識しており、本年度、地域包括ケア推進課において、生活支援における地域の課題やニーズを把握する中で、高齢者、障害者を中心に、どのような移動手段の支援、またどういった利用形態を希望するのかという意向もあわせて把握し、その集約の結果をもって交通事業者の方々との協議を行っていきたいと考えているとの答弁がありました。

この件に関し、委員からは、高齢化、過疎化が進行している中、即座に実現できないのであれば、つなぎの措置として何らかの暫定措置を講じてほしいといった要望がありました。

土木費中、市道の街路樹等の管理について質疑があり、通常、街路事業として整備する場合は道路工事と植栽をセットで計画するようになっており、植栽部分は市街地に緑をつくるという目的で高木、低木を植栽しているということですが、平成27年度から整備中である立神通線の街路事業については、街路樹の植栽はせずに車道と歩道のみを整備しているということです。

また、既に植栽されている街路については、交通安全の面からも維持管理に努めており、植栽が視界の妨げになっているとの声があれば、すぐに剪定等を実施するなり迅速な対応をとっているとの答弁がありました。

委員からは、街路樹が植栽された市内の街路においては、場所によってその植栽が通行上の視界の妨げになっているとの市民の声をよく耳にするので、今後とも、交通事故が起きないように日頃の点検、維持管理に十分配慮してほしいといった意見がありました。

教育費中、就学援助費に関し質疑があり、小学校費の就学援助費は、要保護及び準要保護の世帯の児童200人に援助を行っており、全児童の約20%が必要な援助を受けているということです。

また、中学校費の就学援助費は、要保護及び準要保護の世帯の生徒110人に援助を行っており、全生徒の約20%が必要な援助を受けているということです。なお、就学援助は、援助項目の区分に応じて必要な援助を行うこととしており、児童生徒のおのおので必要とする援助は異なるということです。

また、入学準備金の支給時期を入学前にできないかということに対し、その方向で実現できるように検討していきたいとの答弁がありました。

歳入中、地方交付税に関し、平成28年度の普通交付税が前年度と比較して大きく減額となっ

た主な要因として、普通交付税の算定において用いられる人口数値は、平成27年度までは平成22年度の国勢調査人口で算定され、平成28年度からは平成27年度の国勢調査人口で算定されており、平成27年度の国勢調査人口が平成22年度と比較して約1,500人減少したことが影響しているということです。また、公債費の減少に伴って公債費に係る交付税措置額が減少し、基準財政需要額を押し下げていることも影響しているということです。

なお、普通交付税の算定における人口数値は、国勢調査人口に合わせて5年に1回置きかわり、今後5年間の中で平成28年度の算定額に対する影響が最も大きい、置きかわった年度に交付される額が一気に減額とならないように、人口数値急減補正により5年間かけて徐々に減額される仕組みになっているとの説明がありました。

本件は、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び日程第3号平成28年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

保険給付費に関し、1人当たり医療諸費について、入院は21万0,814円、入院外は15万4,221円であるということです。また、1人当たりの医療費については、本市は平成28年度で、19市中4番目に高い金額と見込まれているということです。

医療費が高額となっている理由については、本市は生活習慣病、特に循環器系の受診率が高いことや、入院では精神科の入院患者が多いことなどが原因であると考えており、その対策として、精神疾患の入院費もしくは治療費を引き下げることが難しいことから、生活習慣病発症予防もしくは重症化予防に取り組んでいくことが現在の重点項目であるということです。

委員からは、前期高齢者の医療費が全体の医療費に影響を及ぼすことから、きちんとデータをつかんで分析していく必要があると思っており、医療費が年度によって大きくぶれたら国保会計に大きく影響してくることから、きちんとチェックしてほしいという要望がありました。

この2件は、それぞれ賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号平成28年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

委員から、新しくできた地域包括ケアシステムは、どのような活動をされているのかという質疑に対し、当局からは、だれもが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる地域包括ケアシステム構築に向けて、市民向け講演会を開き意識啓発をしたり、地域や多様な事業者等による支え合いのシステムづくりに取り組んでいるということ、また、新しい総合事業の取り組みのための事務を平成28年度中から進めており、平成29年度から事業を開始しているとの答弁がありました。

委員からは、要介護認定のおくれにより、その間サービスを受けられない状態の生活を強いられるといったことがないよう、認定審査をもっとスムーズにできるようにしてほしいとの要望や、成年後見制度については、より理解してもらえるような効果的な周知に努めてほしいとの要望がありました。

本件は、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号平成28年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

委員から、現認可区域における今後の整備計画について質疑があり、当局からは、現在整備中である立神北町が終われば外港のみが残るが、外港のほとんどは県の所有地であることや、この区域は、夜間は人がおらず昼間の使用料しか得られないことが想定されることから、今後、費用対効果の面、接続の可能性についての意向等も調査しながら検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

委員からは、今後の事業のあり方を分析、検討する上で、使用料に関しても区画ごとに詳細な分類、整理をしてほしいとの要望がありました。

本件は、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号平成28年度枕崎市立病院事業決算について申し上げます。

委員からの患者数の推移についての質疑に対し、患者数の減については、本市人口の自然減も一要因として考えられるが、そのほかにも、複合的な要因が影響しているのではないかと判断しているとの答弁がありました。

これに対し、平成27年度、28年度の患者数が減となったことは、人口減により自然に減少したとは考えられない。さまざまな要因があると思うので、きちっと分析して病院経営に生かしてほしいという意見がありました。

本件は、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号平成28年度枕崎市水道事業決算について申し上げます。

委員から、建設改良積立金に関し、今後の建設計画について質疑があり、当局からは、水道ビジョンに基づいて長期的な計画を策定中であり、片平山配水池の更新事業に2億円程度要すると見込まれることから、現在、老朽化や耐震性について考慮しながら、優先順位を検討しているところであるとの答弁がありました。

本件については、まず、平成28年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、全会一致で原案のとおり可決、認定事項第7号は、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○12番豊留榮子議員 ただいま報告のありました認定事項第1号平成28年度枕崎市一般会計歳入歳出決算から認定事項第7号までに対して、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

まず、認定事項第1号の平成28年度枕崎市一般会計歳入歳出決算におきましては、26年ごろからの引き続きで、28年度も公営住宅の維持・改善が進められてきたところです。

権現団地1号から5号、そして西之原団地の3号棟におきまして、台所や浴室、そして洗面所に給湯設備が設置され、快適な生活を送ることができるようになったということです。さらに、権現団地1号から5号においては、老朽化対策として長寿命化工事も行っています。これは、国道に面した権現団地、交通量も多く、市民はもとより、観光や仕事で通りかかる人たちに好印象を与えることと思います。

また、潟山団地の建てかえ工事も始まり、市民の方からは、若い人からお年寄りまで幅広い層が入居できるようにと期待の声も寄せられているところです。観光やスポーツ競技で本市を訪れる人たちも、きれいな景観に心を和ませることでしょう。

このように、放置状態にあった公共の団地が解体され、新築でよみがえることができたのは、当局の粘り強い取り組みがあつてのこと。このように、市民に喜ばれる事業は大変評価すべき点ではありますが、政府が進めていますマイナンバー制度にかかわる住民情報、社会保障システムの改修が引き続き行われています。

マイナンバーをめぐっては、年金機構による個人情報の流出や100以上の自治体によるマイナンバー付きの通知書の誤配送など、事故が絶えないところです。憲法13条が保障する個人の尊厳を冒すとの根本的な批判に加えて、流出や漏えいによるプライバシー侵害の危険が常に指摘され、現実のものとなっています。個人情報流出の危険が伴うマイナンバーは、国が必要というだけで国民に必要性は感じられません。

また、子育て中の方々は、就学援助の助成があり、また、子供の医療費の無料化が中学校卒業

まで拡大されて本当に助かっていると話されますが、本音を言えば、病院の窓口で支払いの心配をせずに済むよう現物支給にしてほしいと言われます。これは、どなたも感じていることで、医療費無料化を実感できるように市も積極的に取り組むべきではないでしょうか。

また、学校給食費の無料化についても、本市にとっても人口減少が大きな課題となっている中、子育てしやすい環境を整えるのは行政の務めです。

先行きの人口減少に歯どめをかけ、福祉や暮らし、教育に光を当てた、子育てしやすいまちづくりこそ市民が求めているところではないでしょうか。

次に、国民健康保険特別会計におきましては、来年4月には、国保の運営を市町村から都道府県に移すという改変を目前にして、国保加入者の不安は尽きないところです。

本市は、平成25年度から法定外繰り入れをしながら国保税の値上げを抑える努力をしてきたところですが、国は広域化に向けて、財政支援を拡充して加入者への影響を抑えると言いますが、市民が望んでいるのは、そのような一時的な支援ではなく、憲法でも保障されているだれもが健康で文化的な生活が安心して送れるように、国は国保会計への負担割合をもとに戻すべきと強く要望すべきです。

さらに、後期高齢者医療特別会計においては、75歳以上の高齢者を国保から切り離し、2年ごとに保険料の見直しが行われてきました。医療費の自己負担は1割ですが、現役並みの所得がある人は3割負担となりました。広域化になる平成30年には、1割負担の人はいなくなります。今のように年齢で保険制度を分けるのではなく、国民皆保険を維持していくためには、後期高齢者医療を廃止し、国保に戻すべきです。

次に、介護保険特別会計におきましては、3年に一度の見直しがされた28年度は、保険料の大幅見直しで、平均保険料の4,800円が5,500円に引き上げられました。3年前の改定では、利用料が1割から2割負担となり、保険制度はあっても介護は受けられないと市民は嘆いています。実際に、施設利用者の方は、家族の支援なしには介護サービスが受けられない状況に置かれているのではないのでしょうか。

また、介護要支援1・2の方から介護サービスを取り上げ、保険料や利用料の引き上げがなされ、サービスも制限されるような介護保険制度では、自宅や地域で安心して暮らすことはできません。介護保険制度は、支える家族も、そして高齢者も安心して利用できる制度であるべきではないのでしょうか。

次に、公共下水道事業特別会計におきましては、28年度の水洗化戸数が5,723世帯となり、昨年より45戸の増加となり、水洗化率は87.3%になったということです。

ところが、水産加工業者の下水道への未接続業者がまだ7社あるとのこと。2社は、2年後には接続予定のようですが、5社については経費が高くかかるためにちゅうちょしていると言います。市からの補助は20分の3、この補助も翌年の30年には打ち切られるという。悪臭はもとより、川や海に及ぼす影響や、観光で立ち寄った人に悪い印象を与えてしまうことなどを考慮し、大事な地場産業を守るためにも、すべての業者が市の下水道に接続できるよう早急な手当てをとるべきではないのでしょうか。

次に、市立病院事業については、小児科医療は年間53回の医師派遣により、延べ425人の診察を行ったということですが、昨年よりマイナス98人、そして入院患者1万6,957人、これも昨年よりマイナス1,906人、外来患者数1万4,933人、昨年よりマイナス1,150人、この1日の平均患者数は5.7人減の57.9人、子育て支援対策として取り組んだ病児保育の利用者も205人、昨年よりマイナス75人とのことです。

このように、市立病院の利用者がマイナス傾向にあるのは、病気にかかる人が減少したからなのか、また、病院の対応に問題があるかなど、また、経営の安定化と市民に親しまれる病院を市が本当に目指すのであれば、アンケート調査をするなど、真摯な取り組みが必要ではないでしょ

うか。

最後に、水道事業についてですが、平成28年度の給水戸数1万0,583戸、給水人口は1万9,037人で、前年度と比較すると74戸の減、給水人口は347人の減となり、利用戸数、人口とも年々減る傾向にあります。

そうした中で、27年度から取り組んでいた金山浄水場の急速ろ過池更新事業が完了しましたが、老朽化した施設の整備など、施設の維持管理等、災害に強い施設づくりに取り組んでいます。人口減少が進んでいく中、このままでは市民に安心・安全な水を供給していくことが難しくなってくるのではないのでしょうか。

これも、一般会計からの繰り入れも考慮しながら、市の水道を守るべきだと思います。

以上の点から、日本共産党は、認定事項第1号から第7号まで反対をして、討論を終わります。

○新屋敷幸隆議長 これをもって、討論を終結いたします。

これより日程第1号から第7号までの7件について、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第1号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第2号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第3号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第4号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第5号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第6号は、認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、日程第7号中、平成28年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、平成28年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決されました。

さらにお諮りいたします。

日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第7号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第8号を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、議長を除き、全議員が提出者となっておりますので、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議するとともに、提案理由の説明、質疑及び討論は省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第9号を議題といたします。

国保運営健全化・健康増進対策特別委員会委員長に報告を求めます。

立石幸徳議員。

[立石幸徳国保運営健全化・健康増進対策特別委員長 登壇]

○立石幸徳国保運営健全化・健康増進対策特別委員長 国保運営健全化・健康増進対策特別委員会の中間報告をいたします。

本委員会は、平成29年第1回定例会最終本会議において設置されました。

委員長に立石幸徳、副委員長に依積田義信委員を選出し、8回の委員会を開催する予定ですが、既に4回の委員会を開催しましたので、これまでの委員会での調査を整理し、今後の調査のあり方についての課題を明確にするため中間報告をするものであります。

まず、委員会の名称となっている国保運営健全化の意味について、これは当然、本市国保財政運営の健全化が中心になることではありますが、財政面に限らず、国保運営全体についての健全化を意味するものであるとの共通認識を確認いたしました。

そして、各委員から提出された委員会での調査項目について、大きく国保運営健全化部分と健康増進部分に振り分けをして、健康づくりの面から調査を行うことといたしました。

第2回目の委員会においては、執行当局に出席を求め、現在実施している本市の健康づくり事業の現状と課題について調査を実施。本委員会においては、健康づくり事業については継続的に不断の調査を行うこととし、本委員会の調査の成果として、枕崎市健康づくり推進条例（仮称）の制定について検討を行うことといたしました。

条例（案）の検討においては、既に健康づくり推進条例を制定している県内の日置市や鹿屋市、また、県外の宮崎県川南町の健康づくり条例を参考にしながら、本市に適合する条例を、その必要性を含め、条文案を各条項に従い検討してまいりました。

条例制定の背景として、医療費が県内上位（平成27年度県下43市町村中第4位）であること、国保税の1人当たりの調定額が県下5位と高い税額であること、また、法定外繰り入れも平成28年度までに約6億4,800万円が投入されていること、さらに、来年度30年度の国保制度改正を見通したとき、どうしても今、市民の健康づくりを市全体としてより一層推進していくため必要な条例であるとの認識で委員会は一致したところであります。

法制上は、この条例の上位法として、平成15年施行されました健康増進法を位置づけ、上位法を超えるものではなく、罰則もなく、努力義務であり、法的義務に当たらず、人権侵害に当たらないと確認されています。

健康づくりにおける市の責務、市民の努め、議会の努めが規定されている中、特に自治公民館の役割を定めることに強い要望が出されたため、条文案として挿入いたしたところですが、他市で見られる保健医療福祉関係者の役割については、医師会との意見交換会を踏まえ、規定しなかったところであります。

また、本市が現在設置している健康まくらぎ21策定検討懇話会について、本条例案に適合するかたちになるよう健康づくり推進協議会への発展解消を要望する意見が多く出されたところです。

委員会として期待する枕崎市健康づくり推進条例（仮称）（案）は、最終的に委員全員の合意を得てまとめられたところですが、本条例を制定するには、本市行政の中で中心的な部分である保健行政にかかわる条例であることから、委員会としては、執行当局による条例提案を希望しました。

また、条例制定に当たっては、遅くとも12月議会での提案、平成30年4月1日から施行することを確認し、審議を進めてきたものであり、できるだけ早く実現するように中間報告を行うこととしたものです。

今後の委員会は、来年度の制度改正まで半年を切った中で、制度改正に伴う納付金、標準保険料税率をはじめ、特に国保財政運営に関する調査を深めていくこととしております。

以上で報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

ただいまの報告については、御承知おき願います。

ここで暫時休憩します。

午前10時6分 休憩

午前10時8分 再開

○新屋敷幸隆議長 再開いたします。

次に、日程第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務文教・産業厚生各常任委員長から、お手元に配付のとおり、所管事務の継続調査の申し出がありましたが、それぞれ申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ申し出のとおり決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成29年第4回定例会を閉会いたします。

午前10時8分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算特別委員会における当局説明
及び各委員から出された意見・要望

平成29年 第4回定例会一般質問及び要旨

質問者	質問の主題	質問の要旨	答弁者
①永野慶一郎	枕崎市地方創生総合戦略について	<p>1 枕崎で安定した雇用を創出する</p> <p>(1) 地場産業の活性化を促すことにより、地域に密着した雇用創出数をふやすとあるが、昨年度の新規雇用件数・新卒者の地元就職率はどうなっているのか</p> <p>(2) 平成31年には平成28年度と比較し、新規雇用件数・新卒者の地元就職率を5%増にするとの目標が掲げられているが、具体的にどういった取り組みをしているのか</p> <p>(3) 企業誘致事業に向けた推進員を配置するとあるが、現在どのような取り組みをしているのか。また、今後どのように企業へのアプローチをしているのか</p> <p>2 枕崎への新しい人の流れをつくる</p> <p>(1) 空き家バンクの登録件数は、空き家数に対してどのくらいの割合であるのか。また、問い合わせの件数は現在どのくらいあるのか</p> <p>(2) お試し暮らしツアーの実績はどうなっているのか</p> <p>3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>(1) 婚活イベント事業の実施とあるが、年間どのくらい開催されているのか</p> <p>(2) 婚活イベントを成功に導くために、どのような趣向を凝らしているのか</p> <p>4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する</p> <p>(1) 地域おこし協力隊の活用とあるが、今後、協力隊員を毎年採用していく予定なのか。また、どのようにして活躍の場を提供したいと考えているのか</p>	市長 副市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	交通弱者対策について	<p>1 運転免許返納者がふえてくると予想されるが、返納者への優遇制度など、どのような対応をしているのか</p> <p>2 車がなく、近くに親族などいない交通弱者と呼ばれる方々への対応はどうしているのか</p> <p>3 県内で、行政とタクシー会社がタイアップし、高齢者の方々の負担を抑えて利用できる乗合タクシーがあると聞くが、本市では今までに乗合タクシーの活用を検討したことはないのか</p>	市 長 副市長 課 長
②立石 幸徳	水産振興について	<p>1 マグロ漁獲規制による本市漁業への影響と対応策について</p> <p>2 7月5日付の全国紙報道の中で、「枕崎漁港にコンテナ施設」「今年度から9年かけ整備」の見出しで記事が掲載された。本市はどのように考えているのか</p>	市 長 課 長
	国民健康保険制度運営の動向について	<p>1 来年度からの新・国保制度への改正の日程が極めてタイトになっているが、円滑な制度移行のため、本市はどのように取り組んでいるのか</p> <p>2 県への納付金第3回試算結果について</p> <p>3 本市標準保険税率は、県から3方式（平等割・均等割・所得割）で示されてくるが、資産割賦課について、本市はどうするのか</p> <p>4 本市における高額薬剤（オプジーボ、C型肝炎治療薬など）利用状況と国保財政への影響について</p> <p>5 平成30年度の診療報酬と介護報酬の同時改定について、どういった見通しを立てているのか</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
③禰占 通男	医療費抑制対策について	1 病院に通院するための足（交通）の確保ができないため、患者そして病院側も困っている状況がある。行政として何らかの対策を検討すべきと思うが、どのように考えているのか	市 長 課 長
	かごしま自転車条例について	1 10月1日に施行される条例の趣旨や規定の周知はなされているのか 2 本市の自転車に関する事故（平成28年）についての状況はどのようになっているのか 3 各主体の役割として、5項目が列挙されている。対応はできているのか 4 本市の自転車通行区分帯の設置状況は	市 長 課 長
	かごしま子ども調査について	1 鹿児島県の子供の貧困率は12.9%、本市の貧困率はどの程度なのか 2 調査目的は、状況を把握し、子育て支援に生かすとなっている。調査対象として無作為に抽出した小学1年生、5年生及び中学2年生の保護者となっているが、本市で対象になった保護者数は何名であったか 3 回収は、郵送やインターネットでとなっている。本市の回答率、回収率の状況は把握しているのか 4 調査で使用された所得類型による手法を用いた場合、本市保護者の割合はどのようになるのか 5 母子世帯、父子世帯の割合はどのようになっているのか	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
④豊留 榮子	子育て支援について	<p>6 子供が放課後（部活動や休日）に過ごす場所についてはどのような状況なのか</p> <p>7 子供の学習機会で、子供の学習意欲に対して、経済的な理由でこたえられなかったことがあるとなっている。当局としての考えについて伺いたい</p> <p>1 学校給食の無料化実現で保護者の経済的負担を減らし、子育て支援につなげることはできないか</p> <p>2 本市の就学援助費の認定基準はどのようなになっているのか</p> <p>(1) 就学援助制度の改正で、入学準備金について国は単価を増額する動きがある。本市も国に準じた支給額の引き上げを考えていると言われた。来年度から実施できるのか</p> <p>(2) 就学援助の小・中1年生の入学準備金を入学前に支給する自治体がふえてきている。本市も実施できないか</p> <p>3 子ども医療費の無料化について</p> <p>(1) 医療費無料化を拡大し、高校卒業まで引き上げることはできないか</p> <p>(2) 子ども医療費の無料化が実感できるよう、病院の窓口で無料にすることはできないか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	農業の活性化について	<p>1 高齢化が進む中、後継者がいない農家は農業から離れていかざるを得ないところだが、農家を支えるにはどのような制度があるのか</p> <p>(1) 農業の担い手となる若者の定住促進に向けた本市の取り組み状況はいかがか</p> <p>(2) 農業の存続をかけて、地元農家や農協などと協力して、地産地消で、市営「農家レストラン」な</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑤城森 史明		<p>ど考えられないか</p> <p>2 鳥獣被害対策について</p> <p>(1) どのような対応策があるのか。また、本市の取り組みは</p> <p>(2) 本市の農業者が、市外で農地を借りて耕作している場合も適用できるのか</p>	
	国保広域化による本市への影響について	<p>1 国保広域化に向け、鹿児島県に運営主体が移り、その結果、国保税が大幅に上がる市町村がふえることが見込まれる。本市の進捗状況はいかがか</p> <p>(1) 広域化に向け、本市の国保税はどのように試算されているのか。また、市民への公表はいつになるのか</p> <p>(2) 運営主体が県に移行しても市民が安心して医療を受けられるよう、また、国保税が軽減されるように力を尽くすべきではないか</p>	市 長 副市長 課 長
	環境整備について	<p>1 ペット愛好家がふえている中、家庭で飼われているペットの火葬場を市でつくる考えはないか</p>	市 長 副市長 課 長
	火之神岬町の海蝕双橋について	<p>1 本年の4月に火之神岬町の海蝕双橋が、枕崎初の県指定天然記念物に指定された。指定された経緯と枕崎の財産としてどのように活用していくのか</p> <p>2 火之神海岸から立神岩、海蝕双橋、坊津のリアス式海岸と続く海岸はすばらしい景観で、観光的価値も高い。海蝕双橋へのアクセスを含めて観光ルートをどのように検討するのか</p> <p>3 地質学や地球の科学など、学問的にも価値のある文化財とのことであるが、どのような内容か</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	地方創生総合戦略について	<p>4 現在も浸食を続けている海蝕双橋は、日本では唯一とのことであり、国の天然記念物にも指定されるよう今後活動すべきであると思うがどうか</p> <p>1 地方創生総合戦略に記載された事業について、地方創生総合戦略審議会において、毎年KPIに基づく評価をすることで、PDCAサイクルを実施するとあるが、本年度は検証を実施したのか</p> <p>2 「枕崎で安定した雇用を創出する」の事業の中で、コンテナヤード施設の整備に向けた取り組みを強化するとあるが、具体的にどのようなコンテナヤード施設なのか。どれほどの規模なのか</p> <p>3 本年1月の広報まくらざきの市長の新年のごあいさつは、すべてコンテナヤード整備についての話となっている。読売新聞においては、枕崎漁港にコンテナ施設が全国で初めて整備されることになったと報道された。漁港にはコンテナ取扱施設は整備できないとのことだが、実現性はどうか</p> <p>4 平成27年から28年の2年間における鹿児島県の企業誘致は82件とのことである。本市における企業誘致の状況はどうなっているか</p> <p>5 近年は大きな企業誘致は望めない。小企業を数多く誘致すべきと思う。企業誘致補助金の拡充を図るとあるが、本市の補助金内容は近隣の都市と比較し劣っていると思うが、どのように考えているか</p>	市 長 副市長 課 長
	コミュニティ交通について	<p>1 県下19市の中でコミュニティ交通がないのは本市と指宿市の2市とのことである。高齢者等の交通弱者対策の現状と、乗合タクシー等のコミュニティ交通の導入に向けてどのように考えているのか</p> <p>2 先日、市内の交通業者と意見交換会を行ったところ、乗合タクシーの実現に対し非常に前向きであっ</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑥清水 和弘	本市の国保財政安定化について	<p>た。高齢者の自動車免許の返上もますますふえ、必要性はますます高くなっている。財政的に過疎債の活用を検討し、コミュニティ交通の構築を検討すべきではないのか</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本市の幼児や小・中学生の生活習慣病の原因、状況及び改善策について 2 健康まくらざき21について <ol style="list-style-type: none"> (1) 策定した目的と効果、評価について (2) 数値目標による進行管理について (3) 市民からのパブリックコメントの内容と反映について (4) 健康まくらざき21（第2次）の内容及び実現可能にするための取り組みについて 3 平成30年4月から実施される国民健康保険制度の改正内容と本市への影響について 4 平均寿命、健康寿命の延伸への取り組み及び本市国保財政に与える影響について 5 本市成人の生活習慣病に対する取り組み及び国保財政への影響について <ol style="list-style-type: none"> (1) 本市の透析患者数を人口比で比較した場合、県内43市町村中何番目になるのか (2) 透析患者が腎臓移植した後の健康状態及び医療費について並びに移植の啓発活動について 6 健康づくり推進条例（仮称）に対する当局の考え方について 	市 長 教 育 長 課 長

平成29年第4回定例会予算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第46号平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億0,870万円を追加し、予算総額を107億9,910万円にしようとするもので、当初予算額より3.8%の伸びとなる。
- ・ 地方債の補正は、県単補助治山事業及び補助災害復旧事業の追加と、過疎対策事業ほか5件の変更によるものである。
- ・ 補正予算の主なもの、平成28年度決算剰余金の財政調整基金への積立及び公債費で地方債の繰上償還の実施、生活保護費など平成28年度の事業費確定に伴う国県支出金の精算返納金、交付決定に伴う橋梁補修事業などの防災・安全交付金事業、中学校施設整備費、補助災害復旧事業などである。
- ・ 補正財源は、繰越金2億4,170万円、市債5,282万4,000円、県支出金967万7,000円、繰入金256万4,000円、諸収入158万3,000円、分担金及び負担金ほか135万円の増、国庫支出金95万1,000円、寄附金4万7,000円の減で措置した。
- ・ 水防費の排水機場整備事業の補正内容は、平成29年3月に実施した深浦水門の点検結果による老朽箇所の、子招き扉、水密ゴム、レバー、水位計、発信受信機の更新に伴う工事費386万3,000円と、雷感知制御装置の事業費確定に伴う17万8,000円の減額である。
- ・ 深浦水源地周辺の住宅等は、平成十一、二年ごろに深浦グラウンドの上流までの改修を終えた以降においては浸水の被害はない。
- ・ 中学校施設整備費に関し、立神中学校以外の小・中学校で雨漏りを確認している校舎等は、全部で10棟である。内訳は、校舎が3棟、体育館、武道館等が7棟であり、うち全面的な補修工事が必要なところが2棟である。
- ・ 校舎等の大規模改造は今のところ計画はないが、屋内運動場の雨漏りのほか、渡り廊下、体育館等の床などで補修等が必要なところがあり、来年度以降、年次的に補修等を行う計画である。
- ・ 鳥獣被害対策事業に関し、鳥獣対策協議会が現在保有しているタヌキ・アナグマなどの小動物用箱わなは4基で、猟友会と個人所有のものまで合わせると約12基である。鳥獣被害の件数はかなり多いと認識している。
- ・ 電気さくは、鳥獣を追い払うことにより農作物等を守る効果を得るものであり、直接捕獲するものではないため、鳥獣の個体数の減には影響しない。
- ・ 鳥獣被害対策は、寄せつけない、捕獲する、集落ぐるみで取り組むといった総合的な取り組みが必要だと考えている。また、個体数を減らすには捕獲する必要があることから、猟友会とも協議の上、箱わなにより捕獲する取り組みについて検討している。
- ・ 鳥獣の平成29年度の捕獲実績は、9月5日現在で、イノシシが64頭、タヌキ・アナグマが135頭、カラスが133羽となっている。
- ・ 鳥獣被害により耕作放棄地がふえていることは聞いているが、耕作放棄地となる要因はさまざまであり、鳥獣被害を原因としてふえた面積等は把握していない。
- ・ 今回のわなの購入は、協議会が12基を購入し、わなの免許を持っている猟友会の方々に依頼して設置してもらうこととしている。
- ・ イノシシを捕獲するための箱わなは、大型であり運搬等の経費がかかることから、実際にはくくりわなによって捕獲していることが多い。
- ・ 捕獲した鳥獣をジビエとして活用する取り組みに関しては、広域的な取り組みの会議におい

て、処理施設等の経費がかかることや、獲物がたくさん獲れないと運営できないことなどの問題点が出されている。

- ・ 市町村境を越えた鳥獣捕獲の取り組みについては、県の主宰により各市町村の担当者及び関係者を集めて協議を進めている。県の担当者からは、大隅などにおける事例も紹介されており、今後、その取り組みに向けての協議が進んでいくものと考えている。また、現在、猟友会とも情報交換をしながら意見を聞いているところである。
- ・ 危険空家等解体撤去事業補助は、当初予算において、上限額30万円の4件分で120万円を計上していたが、平成29年7月現在において、本事業に対する申請が既に5件あり、交付決定額が118万5,000円となった。また、今後においても、申請予定の危険空家等が3件あり、さらに、解体に関する相談等も寄せられていることや、勧告を行っている物件等もあることから、今回、上限額30万円の4件分である120万円の補正を計上したものである。
- ・ 空き家等の管理については、第一義的には、その所有者等が、みずからの責任によりの確に対応することが前提となる。しかし、空き家等の所有者等が、経済的な事情等からみずからの空き家等の管理を十分に行うことができず、その管理責任を全うしない場合は、所有者等の第一義的な責任を前提にしながら、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空き家等については、所要の措置を講ずるなど、空き家等に対する対策を実施していくことが重要であると考えている。
- ・ 指摘のあった空き家については、住民からの情報提供によって、総務課において外観調査を実施している。また、平成27年10月23日には危険空家判定のための調査を関係課の職員により行い、危険空家A判定と認定し、助言・指導の文書を相続人と思われる方に送付している。その後、2回目、3回目の調査を実施し、さらに平成29年6月26日に4回目の調査を実施して、助言・指導の文書とあわせて回答期限を明記した文書を送付するも音信不通で、対応が滞っている状況である。しかしながら、当該物件の状況から判断すると、早急な対策が必要であることから、今後も相続人であると思われる方への連絡や、接触しての状況説明が行えるように努めるとともに、接触ができない場合や対応がなされない場合においても、指導レベルの引き上げ等も行いながら、緊急・応急的な措置等も含めて対応に努めたいと考えている。
- ・ 所有者等が明らかでない危険空家で周囲に影響を及ぼすことが見込まれる場合は、台風が接近したときに警戒等に当たっている。今後、個人の財産を侵さない程度に飛散防止対策などの緊急・応急的な措置が図られるよう検討したいと考えている。
- ・ 危険空家等の判定の定義は、A判定が危険空家で、倒壊や建築材の飛散などの危険が切迫しており、緊急度が極めて高く解体が必要と思われるもの、B判定が不良空き家で、今すぐに倒壊や建築材の飛散等の危険性はないが、管理が行き届いておらず老朽化が著しいものとしている。また、調査表の様式に基づき加点方式で分類しており、合計点数が一定の点数を超えたときは、A判定の危険空家、それ以下については、B、C、Dと、点数に応じて分類している。なお、毎年、定期的に全体の空き家調査を行っており、その調査で損壊度が上がっていると認められたときは判定をし直して、その結果、一定の点数に達したときはA判定の危険空家となり、その所有者等に対して助言・指導をすぐに行うこととしている。
- ・ 平成24年度に調査を始めてから、解体撤去は進んでいるものの、新たにA判定となるような危険空家等がふえてきており、総数としてはほとんど変わらない状態になっている。なお、毎年、定期に調査を行っており、所有者等に対しては、まず、助言・指導を行い、改善等が見られないときは、法律・条例に基づいて勧告を行うなど、確認のたびに通知等をしながら対応を促している。
- ・ 危険空家の解体撤去費用に関し、市と金融機関において、融資に対する金利優遇制度の協定を結んでおり、その案内等も含めて通知しているところである。
- ・ 危険空家等の所有者等に法に基づく勧告を行った場合は、税務課へ通知することになってお

り、勧告を行った時点で、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例措置はなくなる。

なお、危険空家等を解体撤去したときの固定資産税は、一般的に市街地の宅地等については上がるが、その土地の現況地目や周辺の地価の状況等によって評価が変わることから、一概に固定資産税が上がるということではない。

- ・ 今回、繰上償還する退職手当債は、平成21年度に借り入れた分の利率が1.5%、平成22年度に借り入れた分が1.4%であり、元金の合計4,904万4,000円を繰上償還するものである。なお、この繰上償還に伴う今年度以降の利子の削減額は約154万円である。
- ・ 地方債の残高は、平成29年度末で約107億円が見込まれている。最近の地方債の借入利率は、0.01%程度のもが多い。また、民間資金についても0.3%台で借り入れており、今回繰上償還をする1.5%、1.4%の退職手当債は、残高の中でも高い利率である。

なお、退職手当債は、交付税措置のない借金であり、それを繰上償還して同額の過疎債のようなものを新たに借り入れるほうが、同じ残高であっても、残高に関しての交付税措置率は上がり、実質の負担は少なくなる。

- ・ 分担金及び負担金還付金（保育料）については、平成28年度の国の多子世帯に関する軽減が拡大されたことに伴う過徴収の保育料の返還分である。
- ・ 保育料に過徴収が生じた要因は、平成28年4月1日施行の制度改正に対するシステム改修が間に合わなかったため、平成28年度の保育料は職員が手計算で算定したが、制度改正に対する十分な理解ができていなかったことと、事務処理に対するチェック体制が不十分であったことによるものである。

今後は、主担当者、副担当者、担当係長、課長により、毎年の制度改正に対する検討会を行い、各職員の知識、スキルの向上を図るとともに、決裁・稟議におけるチェック体制を強化する。また、システムの運用において制度が正しく適用されているかどうかシステム業者と連携してチェックする体制の確立を図り、再発防止に努めたいと考えている。

- ・ 入漁料の補助の対象は、前年の1月から12月に支払った入漁料及び登録料の総額となっている。今回の補正は、地元遠洋カツオ一本釣り船3隻のうちの1隻について、平成28年中に支払った入漁料の追加報告があったことによるものである。具体的には、平成29年の第1航海として平成28年12月15日に出港し、ソロモン諸島の200海里水域内に入り、操業する入漁料を平成28年12月27日に227万1,470円支払ったもので、補助金額は68万円を計上している。
- ・ 一本釣り船の入漁料については、毎年、行われる2国間協議により決められており、その国によって、課せられる入漁料の算出方法等が異なる。例えば、ソロモン諸島においては、年間許可で一括払いの形式で、前年の域内の全漁獲高を全漁獲漁船隻数で除して年間入漁率を乗じて算出されている。また、キリバス、ツバル、マーシャルなどは、一航海ごとの入漁料となっており、前年及び前航海水揚金額に対する比率により算出されている。
- ・ 遠洋カツオ一本釣り漁船低温活餌槽等導入事業補助金は、今回の漁船建造に当たって、本市の補助制度として当初予算に計上したところであるが、国のもうかる漁業創設支援事業の事業主体である水産業・漁村活性化推進機構が漁船改革型漁船の実証事業の行うため、今回建造する漁船を用船として事業実施されることになり、事業主体から用船先にもうかる漁業創設支援事業以外から補助を受けることは好ましくないという旨の通知が来たことによって、漁船主から市の補助金の申請はしない旨の申し出があったことによるものである。今回行われているもうかる漁業創設支援事業は、事業主体と用船漁業者等で行われており、本市の事業として行っていないことから、どのようなことを根拠にもうかる漁業創設支援事業以外の補助を受けることが好ましくないと判断されたのかわからないが、もうかる漁業創設支援事業がメニューとなっている水産業体質強化総合対策事業費補助金交付要綱によると、補助金の額の確定という項目で、「大臣は、事業主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超

える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。」と規定されており、事業主体は、この規定を引用して漁船主に通知されたのではないかと考えている。

- ・ 庁舎整備事業については、当初予算で、庁舎の非常用発電設備を起債対象とし、庁舎本館のトイレ改修事業は財源の一部をふるさと応援基金の取り崩しで賄うこととしていた。また、予算計上と同時に、交付税措置が30%ある地域活性化事業債についても並行して起債申請をしていたところである。地域活性化事業債は、地域の活性化のための基盤整備事業を対象としているが、今年度から、公共施設における男女別トイレ、授乳室、託児室等の整備も対象となったことにより、今回、ふるさと応援基金から交付税措置のある起債に振りかえるものである。
- ・ 庁舎別館は長寿命化を図るため、今後、外壁の補修等を行っていきたいと考えており、その財源は、現状では、庁舎整備基金からではなく、ふるさと応援基金の繰り入れで賄いたいと考えている。
- ・ 庁舎整備については、本館庁舎は平成28年度までに耐震化と長寿命化を図り、使用可能年限を20年程度延ばしたところであるが、今後、新たな庁舎の整備も検討していかなければならないと考えている。また、基金もなかなか積めない状況の中、庁舎整備に対する有利な地方債等もないことから、財政状況も見ながらできるだけ基金残高の充実を図っていく必要があると考えている。
- ・ 県単補助治山事業の概要は、宝寿庵地区の民家の後ろのほうのシラスのがけが不安定な状態になっている部分を削って、コンクリート吹付工により復旧を図るものである。
- ・ 農地災害復旧工事については、5月の大雨により、茅野地区、真茅地区、道野地区の3カ所の農地が被災したため、国の農地災害補助に申請し、今回、復旧工事を行うものである。工事費の内訳は、茅野地区が110万円、真茅地区が210万円、道野地区が80万円であり、茅野地区と真茅地区については、のり面の勾配が急であることから、ブロック積み工と土羽工を施工するため、工事費が上がっている。なお、被災したのり面の勾配が急なところは、構造物を構築して農地の復旧を図る工法が認められている。

○委員からの意見・要望

- ・ 鳥獣被害によって基盤整備地区の農地でも耕作放棄地となっていると聞く。電気さく設置等への国の補助は全国で要望がありなかなかおかないことから、市の補助率を上げ、また、一定の地域を囲むぐらいの補助をするなどして、鳥獣被害対策に真剣に取り組んでほしい。
- ・ イノシシ捕獲用のくくりわなは、捕獲した鳥獣の管理が難しい状況があるので、箱わななど大きなわなに対する補助や貸し出しについて検討してほしい。
- ・ 桜山校区などでハクビシンの被害が出ていると聞いている。被害状況を調べて、対策を講じてほしい。
- ・ 所有者等が明らかでない危険空家について、他の自治体では、解体などの代執行に係る条例を設けている事例も見受けられる。本市においても、二次災害が発生することがないように条例の検討とあわせて危険空家対策に取り組んでほしい。
- ・ 住民等から、危険空家についての相談が来るのを待って対応するというのではなく、周辺の生活環境に影響を及ぼすと見込まれる場合は、市のほうから周辺住民やその地域の公民館長等へ取り組み状況を説明するなどの対応をしてほしい。
- ・ 危険空家等の指導・助言を行う場合、法に基づく勧告をしたとき、または解体撤去をしたときに、危険空家等に係る固定資産税についても、所有者等へ説明をするようにしてほしい。

◎議案第47号平成29年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,232万1,000円を追加し、予算総額を44億2,857万7,000円にしようとするもので、当初予算より0.3%の伸びとなる。
- ・ 補正の内容は、総務管理費については、制度改革に係るシステム改修費267万6,000円の増額である。
- ・ 前期高齢者納付金については、本年度社会保険診療報酬支払基金からの確定通知に基づく9,000円の増である。
- ・ 償還金及び還付加算金については、国保税算定誤りによる一般被保険者分及び退職被保険者等分の保険税還付金及び還付加算金111万5,000円と、平成28年度療養給付費等交付金の精算返納金1,094万9,000円を合計した1,206万4,000円の増額である。
- ・ 後期高齢者支援金及び介護給付費・地域支援事業支援納付金については、それぞれ本年度社会保険診療報酬支払基金からの確定通知に基づく101万9,000円及び140万9,000円の減額である。
- ・ 補正財源は、国庫支出金267万6,000円、前期高齢者交付金82万4,000円、諸収入483万3,000円及び繰越金398万8,000円の増額で措置した。

去る5月17日に開催された全員協議会において、厚生労働省が提供する電算処理システムの設定誤りに起因する後期高齢者医療制度の保険料軽減判定誤りによる保険料の過大、過少徴収についての報告の中で、本市の国民健康保険税軽減判定についても、後期高齢者医療制度と同様の保険料軽減判定誤りがあるのではないかと調査中であるとの説明と報告をしたところである。調査の結果、本市被保険者19人について軽減判定誤りがあり、その内訳としては、保険料の還付を伴う減額修正となった方が16人、影響額は還付金合計で106万6,800円、還付加算金4万6,500円、合計で111万3,300円となった。また、増額修正となった方が3人で、内訳は2万4,500円の追加納付が必要な方が2人、4万0,800円の追加納付が必要な方が1人、合計で8万9,800円となった。

なお、該当者への説明とおわび、また、還付手続の案内、振り込み及び追加納付のお願いについては、当補正予算が成立した後に、税務課職員がそれぞれ個別にお宅を訪問して行いたいと考えている。

- ・ 電算処理システムの設定誤りについては、後期高齢の制度発足の時のシステムを国保から後期高齢者の分を離すというシステム改修が全国的に行われたが、軽減判定について、青色申告の方の世帯所得のとらえ方において、特別な計算をしなければならない部分があり、後期高齢制度の発足時点で国保も後期高齢者も一緒にシステムを組み直す必要が生じ、それぞれ改修が行われたが、改修の際のシステムの要件定義書において後期高齢の部分について、特別な計算をして世帯所得をとらえなければならないところの処理がなされていないことに後から気づき、同時に行われた国保のシステム変更についても国が要件定義書を同様に示していたことから、国保についても後期高齢と同じような計算方法になっているのではないかと話題になり、全国の市町村でシステムの設定を見直す動きが始まり、本市においても調査を行ったところ、19人について軽減判定誤りが見つかったところである。
- ・ 財政安定化支援事業に係る交付税額全体の配分割合は変わらないのに昨年度と比較し減額になった理由として、まず、被保険者の応能割保険税負担能力が特に不足していることにおいて、本市国保世帯数に占める保険税の軽減を受けている世帯数の割合が平成28年度は3,946世帯中2,551世帯で64.6%、平成29年度は3,954世帯中2,475世帯で62.6%となり、2.0ポイント減少していることが大きな理由である。

病床数が特に多いことについては、算定基礎となる実績給付費において、本市の医療費実績

が全国平均を上回る部分の金額が、昨年度の3億6,083万2,000円に対して、今年度は3億0,794万2,000円と減少していることが理由であると考えている。

- ・ 財政安定化支援事業繰入金の減額分について、歳入欠陥補填収入を今回の補正で増額し、その額を年度末に法定外繰入として措置せず、その減額分を今回の補正で一般会計から法定外繰入で措置することについては、平成29年度までは財政健全化行動計画の期間内であり、財源不足については法定外繰入で措置するという考え方が確認をされている中で、平成29年度当初で1億5,000万円を超える歳入欠陥補填収入を予算計上しているところであり、法定外繰入については、一般会計と国保会計の両方の財政状況を勘案しながら決定するという基本的な考え方を踏まえ、財政安定化支援事業の関係で歳入欠陥補填収入が増額することに対し、財政課のほうで措置を行ったということである。
- ・ 県の運営方針案を受け、市の方針を取りまとめたものを作成し市民へ周知することについては、現在、市内において、市民の健康づくりと国民健康保険事業安定化対策委員会を開催し、制度改革への対応について協議している段階であり、その方針がまとまり次第、国保運営協議会において審議が行われ、その結果を受け、条例案等が議会に出されると考えており、住民への周知については、必要な時期を見て対応したいと考えている。今の段階で取りまとめというような明文化したものを作成する考えはない。
- ・ 新聞報道された1人当たりの保険料必要額の試算は9万8,810円となり、平成27年度と比較しマイナス16.42%となっていることについては、平成27年度の額の算出において決算補てんのための法定外繰り入れの6,200万円程度、基盤安定の金額の1億0,400万円程度等が反映されておらず、また、社会保険診療報酬支払基金から交付または納付する金額等を後年度精算額の確定数値に置きかえている数字もある。

また、法定外繰入等を加味した比較を市民に周知することについては、前提を丁寧に説明しなければ正確に伝えられないことから、市民への周知は難しいと考えている。

- ・ 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金は、平成30年度からの制度改革に関するシステム改修経費に充てるものであり、内容については、平成30年度からの資格管理や高額療養費の事務処理変更に対応する現行システムの改修などとなっている。

補正については、年度当初430万円計上していたが、国がシステム改修費用の全国の自治体の調査を行った結果、もっと費用がかかっているということが判明し、補助限度額を引き上げたことから、本市においては限度額となる267万6,000円の増額を行うところである。

○委員からの意見・要望

- ・ 法定外繰入をすると市民全体にかかわることとなり、住民には年度末の国保財政の不足分と今回の9月補正での一般会計からの繰り入れのやりくりというのはわかりにくいことから、法定外繰入については、市民にわかりやすいかたちで対応してほしい。
- ・ 今の段階では国保の制度改革に向けた本市の方針を明文化する予定はないとのことだが、いずれかの時期には、住民へ説明するため、まとめたものを作成し周知してほしい。

○議案第48号平成29年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ229万8,000円を追加し、予算総額を3億3,504万1,000円にしようとするもので、当初予算より0.9%の伸びとなる。
- ・ 補正の内容は、平成28年度決算に伴う精算分で、後期高齢者医療広域連合納付金173万5,000円及び一般会計繰出金精算返納額56万3,000円の増額である。
- ・ 補正財源は、繰越金229万5,000円及び諸収入3,000円の増で措置した。

◎議案第49号平成29年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,831万5,000円を追加し、予算総額を26億2,526万1,000円にしようとするもので、当初予算額よりも約5.1%の伸びとなる。
- ・ 補正の内容は、介護給付費準備基金積立金3,581万5,000円、介護給付費負担金等返納金6,328万9,000円及び一般会計繰出金2,921万1,000円の増額である。
- ・ 補正財源として、繰越金1億2,831万5,000円で措置した。
- ・ 介護給付費準備基金積立額については、今回の補正予算の執行後に1億8,000万円程度となる。
- ・ 第7期老人福祉計画・介護保険事業計画の策定スケジュールについては、現在、各課へ取り組むべき事業等の見込み等について提出依頼をしているところであり、今後もスケジュールに沿って計画の策定を行っていきたいと考えている。
- ・ 介護給付費に係る負担金等返納金については、平成28年度の決算確定に伴い、国庫負担金分の精算返納額が4,289万円程度、県の負担金の精算額が393万円程度、支払基金交付金は介護給付費交付金分が817万円程度となっている。
- ・ 国県支出金等精算返納金については、事業を行わなかったため返納するというのではなく、平成28年度の介護給付費の計画と実際の給付実績と比較して、その残額分をそれぞれの負担割合に応じて返納するというものである。
平成28年度の介護給付費においては、居宅サービス等の利用について、当初見込みよりも利用実績が落ち、給付費が下がっていることが大きな原因である。
- ・ 総合事業については、平成29年度から実施している。実施に当たっては、チェックリストで該当する場合、総合事業へ移行していただいている方もいるが、これまでの約半年の実績は、移行された方が約60人と聞いている。
対象者は、要支援1・2の方々、要支援認定を受けてないの方々、要支援に移行する可能性のあるの方々であるが、福祉用具の貸与といったサービスも受けている方は総合事業の対象とすることができないことから、従来どおりの予防給付の対象となる。

◎議案第50号平成29年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、収益的支出において、給与費の減に伴い医業費用を1,751万3,000円の減、消費税課税事業者になったことになったため、消費税及び地方消費税等の納付の必要が生じたことに伴い、医業外費用を137万円増額、特別損失を435万1,000円追加しようとするものである。
- ・ 補正後の収支は、総収益6億0,984万9,000円に対し、総費用7億1,429万となり、1億0,444万1,000円の純損失となる見込みである。
- ・ 平成29年度の入院・外来患者の状況については、4月から7月の累計部分において、対前年度比では、入院患者数は伸びているものの、外来患者数は減少傾向が続いている状況である。ただし、入院のほうの患者数が増になっている関係で、入院・外来の総合の収益面では前年度を上回っている状況である。
- ・ 消費税について、未納が判明した経緯については、平成28年度決算の整理をしていく中で、他の類似の公立病院が消費税の課税事業者であるのに対し、本市立病院が今まで免税事業者であることに疑問を感じ、調査をしていく中で課税事業者になったことがわかり、6月30日に課税事業者の届け、消費税本税分の納付を行ったところである。
- ・ 消費税の申告納付は、6月30日が納期限であり、その時点で本税を納付しなければならないこと、納期限を超えるとさらに延滞税が加算されること、企業会計の弾力的運用を図るため、

管理者の決裁を得て予算の流用ができるという規定があることから、既存予算の流用で対応した。

- ・ 消費税額は確定したが、あとの延滞税、加算税の額についてはまだ確定していなかったことから、予算というかたちで議会に示すことができないと判断し、臨時会の開催は考えなかった。
- ・ 監査の対応については、消費税関係が判明したのは7月の例月現金出納検査のとき、その他雑損失で四百数万円が出ており、病院に問い合わせたところ、消費税であるということであった。

なお、平成27年度に、消費税の課税事業者ではないのかと尋ねた際、病院はまだ課税事業者になっていないとの返答であったことから、それ以後は追求していない。

このようなことが起こってしまったことについては、本来、課税売上となる収入を非課税とした仕訳に誤りがあったのではないかと思っている。また、今回の費用処理は、その他雑損失勘定ではなく、特別損失勘定に値するのではないかということで指導をしたところである。

- ・ 消費税に関し、文書料等については例規にも示しており、内税として徴収している。
なお、平成26年度に消費税が5%から8%へ引き上げられた際、文書料関係、室料関係をどのように判断するかということで協議を行い、端数で100円、500円ないし1,000円単位で上がらなかった関係で据え置いたことから、その際も消費税を含んでいる額での表記ということになっている。
- ・ 今後の対応については、これまで医業収益が入院費用や外来費用も入った収益であったことから、医業収益全体は非課税として処理し、その他医業外収益の一部を除く部分だけが課税対象の売り上げに当たると考えていたが、今回調査の結果、医業収益においてもその他医業収益の部分、文書料、検査料関係、室料等が対象となることから、今後は適切に課税ということでとらえ、医業収益の中でも課税部分があるということに対応していきたいと思っている。

平成29年第4回定例会決算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎認定事項第1号平成28年度枕崎市一般会計歳入歳出決算

○決算の概要

- ・ 平成28年度の歳入総額は114億2,767万7,000円で、前年度に比べ1億7,980万1,000円の減、率にして1.5%の減となっている。
- ・ 歳出総額は110億5,001万3,000円で、前年度に比べ1億6,680万2,000円の減、率にして1.5%の減となっている。
- ・ 歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は3億7,766万4,000円の黒字で、前年度に比べ1,299万9,000円の減、率にして3.3%の減となっている。
- ・ 平成29年度への繰越事業に係る翌年度に繰り越すべき財源は1,962万2,000円で、形式収支からこの翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は3億5,804万2,000円の黒字で、前年度に比べ2,867万1,000円の減、率にして7.4%の減となっている。
- ・ 実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、実質収支が2,867万1,000円の減となったことで、同額の赤字となっている。
- ・ 財政調整基金の積み立てである積立金は1億5,080万円で、前年度に比べ685万円の減となっている。
- ・ 財政調整基金の取り崩しである積立金取り崩し額は1億9,000万円で、前年度に比べ1億1,000万円の増となっている。
- ・ 地方債繰上償還金は、平成19、20年度に借り入れた退職手当債の繰上償還を4,902万8,000円実施した。
- ・ 実質単年度収支は1,884万3,000円の赤字で、前年度に比べ1億1,239万5,000円の減、率にして120.1%の減となっている。
- ・ 実質単年度収支は、単年度収支から実質的な黒字要素である積立金、地方債繰上償還金、赤字要素である積立金取り崩し額を加減したもので、その年度における実質的な収支を把握するための指標であり、積立金取り崩し額が大きかったため、平成18年度以来10年ぶりの赤字となっている。
- ・ 歳入決算額の構成比は、地方交付税31.3%、市税19.4%、国庫支出金14.0%、市債10.1%、県支出金6.9%の順に続いている。
- ・ 前年度決算額との比較において増減額の大きなものは、市債が庁舎本館耐震補強工事や庁舎本館大規模改造工事等の実施などがあったものの、汚泥再生処理施設整備事業に係る南薩地区衛生管理組合負担金や小・中学校屋内運動場等非構造部材耐震化事業の皆減、臨時財政対策債や排水ポンプ設置事業の減などにより4億1,364万1,000円の減となったのをはじめ、地方交付税が公債費の交付税措置額の減や測定単位である国勢調査人口の減などに伴う基準財政需要額の減により普通交付税が減となったことなどにより1億8,933万8,000円の減、県支出金が種子島周辺漁業対策事業補助の減などにより1億3,539万6,000円の減、地方消費税交付金が消費の低迷により5,185万9,000円の減となる一方で、繰入金で財政調整基金繰入金や庁舎整備基金繰入金の増などにより1億5,812万7,000円の増、財産収入が臨空工業団地売払収入の皆増などにより1億1,956万9,000円の増、寄附金がふるさと応援寄附金の増などにより1億1,909万2,000円の増、諸収入が資源リサイクル畜産環境整備事業参加者負担の皆増などにより1億0,907万5,000円の増、国庫支出金が年金生活者等支援臨時福祉給付金の皆増などにより5,716万2,000円の増、市税が固定資産税において太陽光発電設備の増加、家屋の新築等により、市税総体で3,949万4,000円の増となっている。

- ・ 目的別の歳出決算額の構成比は、民生費36.2%、総務費17.5%、公債費11.8%、土木費9.6%、教育費6.5%の順に続いている。
- ・ 前年度決算額との比較において増減額の大きなものは、衛生費が汚泥再生処理施設整備事業に係る南薩地区衛生管理組合負担金の減などにより3億1,231万6,000円の減、教育費が小・中学校屋内運動場等非構造部材耐震化事業の皆減などにより1億8,971万円の減、農林水産業費が種子島周辺漁業対策事業補助の減などにより1億4,193万9,000円の減、消防費が排水ポンプ設置事業の減などにより1億1,152万5,000円の減となる一方で、総務費が庁舎本館耐震補強工事や庁舎本館大規模改造工事の実施やふるさと応援基金積立金の増などにより2億7,240万1,000円の増、土木費が公園施設長寿命化対策支援事業や公営住宅建設事業の増などにより2億0,313万3,000円の増、諸支出金が臨空工業団地取得事業の増により9,892万5,000円の増などとなっている。
- ・ 財政力指数は0.397で前年度に比べ0.015ポイント高くなっている。
- ・ 標準財政規模は61億4,188万7,000円で、固定資産税などの増に伴い標準税収入額は増加したものの、基準財政需要額の減に伴い臨時財政対策債を含む普通交付税が減少したことにより、前年度に比べ1億8,780万9,000円の減となっている。
- ・ 経常一般財源収入額は58億7,256万2,000円で市税は増となったものの、普通交付税や地方消費税交付金の減などにより前年度に比べ1億9,226万1,000円の減となっている。
- ・ 標準財政規模に対する臨時財政対策債を加えた経常一般財源収入額の割合で示される経常一般財源比率は100.3%で、地方消費税交付金が前年度には標準税収入額を大きく上回って収入されたが、平成28年度には標準税収入額を下回ったことにより前年度に比べ1.2ポイント低くなっている。
- ・ 標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される実質収支比率は5.8%で、実質収支の減に伴って前年度に比べ0.3ポイント低くなっている。
- ・ 財政の弾力性を示す経常収支比率は93.7%で、前年度に比べ1.9ポイント高くなっている。
 なお、経常収支比率が前年度に比べ1.9ポイント高くなったことについては、比率を求める算式の分子となる経常経費充当一般財源が生活保護費や障害福祉費などが増となったことにより扶助費は増となったものの、公債費が大きく減少したことをはじめ、人件費において退職手当債を借り入れなかった影響はあったが、職員給及び共済費が減少したことなどから前年度に比べ1億3,095万円の減となった一方で、算式の分母となる臨時財政対策債を加えた経常一般財源収入額は、普通交付税、臨時財政対策債、地方消費税交付金などの減により2億6,830万2,000円の大幅減となったことが要因となっている。
- ・ 地方債現在高は106億6,871万6,000円で、汚泥再生処理施設整備に係る南薩地区衛生管理組合負担金が減になったことなどによる過疎対策事業債の借り入れなどが減少したことに加え、平成19、20年度に借り入れた退職手当債の繰上償還を実施したことなどにより、前年度末に比べ5,069万円の減となっている。また、交付税措置率の高い地方債の活用を図った結果、地方債残高に対する交付税措置等を除いた実質的な負担額は、将来負担比率を算定するようになった平成19年度から9年連続で減少しており、将来負担比率の改善も図られている。
- ・ 積立金現在高は16億9,711万4,000円で、ふるさと納税返礼事業や災害復旧事業、国民健康保険特別会計の累積赤字への対応などで、前年度に引き続き財政調整基金を取り崩し、庁舎本館大規模改造工事への対応で庁舎整備基金を取り崩したものの、地方財政法に基づいた財政調整基金への積み立てや過疎対策事業債ソフト分の発行による後年度の公債費負担への対応などの減債基金への積み立て、ふるさと応援基金や地域振興基金への積み立てなどにより前年度末に比べ1億1,364万4,000円の増となっている。
- ・ 歳入決算額の財源構造は、自主財源は32.8%で、繰入金や財産収入、寄附金などが増とな

ったことなどで自主財源が5億4,784万7,000円の増となったことから、前年度に比べ5.4ポイント高くなっている。

- ・ 依存財源は67.2%で、地方債や地方交付税、県支出金、地方消費税交付金などが減となったことなどで依存財源が7億2,894万6,000円の減となったことから、前年度に比べ5.4ポイント低くなっている。
- ・ 歳出決算額の性質別経費の構成比は、義務的経費は54.2%で、人件費が職員給や共済組合負担金、退職手当負担金が減となったことから減少したほか、公債費が自然災害防止事業債の減などにより減となったものの、扶助費が年金生活者等支援臨時福祉給付金の皆増などにより増となり経費全体で480万円の増となったことから、前年度に比べ0.8ポイント高くなっている。
- ・ 投資的経費は14.0%で、普通建設事業費のうち補助事業費が小・中学校屋内運動場等非構造部材耐震化事業の皆減などにより減、県営事業負担金が広域漁港整備事業負担金の減などにより減となったものの、単独事業費が庁舎本館耐震補強工事や庁舎本館大規模改造工事、臨空工業団地取得事業などにより増となったことで、経費全体で1億3,809万1,000円の増となったことから、前年度に比べ1.5ポイント高くなっている。
- ・ その他の経費は31.8%で、積立金がふるさと応援基金積立金等の増により増となったものの、補助費等が汚泥再生処理施設整備事業に係る南薩地区衛生管理組合負担金の減、繰出金が国民健康保険特別会計への赤字補填財源繰り出しの減などにより経費全体で3億1,099万1,000円の減となったことから、前年度に比べ2.3ポイント低くなっている。
- ・ 市税の徴収率は94.6%と前年度に比べ0.7ポイント高くなっている。
- ・ 財政健全化法に定められている実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの平成28年度決算に基づく健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、引き続き該当はなく、実質公債費比率は11.3%で、比率を求める算式の分母となる標準財政規模から交付税算入公債費を差し引いた額が前年度に比べ1億1,264万2,000円の減となり、分母では比率の増への影響があったものの、分子は一般会計の元利償還金の額が減となったことなどで3,911万2,000円減少したことにより、単年度の実質公債費比率が前年度より0.5ポイント低い10.8%となり7年連続で改善したことから、前年度に比べ0.7ポイント低くなっている。
- ・ 将来負担比率は110.7%で、同様に比率を求める算式の分母となる標準財政規模から交付税算入公債費を差し引いた額は減少し、分母では比率の増への影響はあったものの、分子では一般会計の地方債の現在高をはじめ、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債額等負担見込額の将来負担額を構成するすべてが減となったことから、将来負担額が前年度に比べ3億8,598万1,000円減少したことに加え、充当可能基金が1億4,018万7,000円増加するなど充当可能財源等については増加したことから、分子全体として実質的な将来負担額が5億7,370万円減少し、前年度に比べ8.3ポイント低くなっている。
- ・ 平成28年度の地方消費税交付金のうち社会保障財源化分については1億6,145万円であり、前年度に比べ2,105万1,000円の減となっている。また、その収入を充当した社会保障施策に要した経費については34億5,779万円であり、前年度に比べ5,615万9,000円の減となっている。これは、国民健康保険会計繰出金の赤字補填分が1億2,000万円減少したことによる影響が大きいものである。なお、充当に当たっては、社会福祉、社会保険、保健衛生に係る具体的な対象範囲が示されていることから、それらの経費に要した一般財源の額で按分して充当してある。

○当局説明

(議会費～衛生費)

- ・ 議会費中、専決処分については、議会に報告しなければならないものと、議会に報告し、その承認を求めるものがある。
- ・ 平成28年中において地方自治法第179条に基づき専決処分の承認をした件数は条例関係の3件である。また、同法第180条に基づく専決処分の報告については4件である。
- ・ 予算執行と議決権の関係については、歳出の場合は、予算がないと執行できないことから、予算の立て方としては、通常、議決をいただくが、議会を招集する時間的余裕がないときなどには専決処分という方法があり、それよりまだ軽微なものとして、一般会計の場合、予備費を充用して必要な予算に充てる方法がある。また、基本的に款項を超えては流用はできないが、項内、目内での流用で予算を充てて執行する方法もあることから、議決がないとすべての予算が執行できないということではない。
- ・ 総務費中、平成28年4月1日の職員採用は15人で、一般会計14人、水道会計1人となっており、性別は男性9人、女性6人である。
職種の内訳は、一般事務職10人、うち水道課の配置が1人、保健師2人、土木技師1人、消防士2人となっている。
- ・ 職員採用については、1次試験、2次試験と区分し採用試験を行っている。1次試験は筆記、2次試験は面接としており、消防士については、1次試験の段階で体力テストも実施している。
- ・ 1次試験の筆記試験は、どの職種においても一般教養を実施している。なお、保健師等の専門職については、専門試験が加わることとなる。
- ・ 採点については、作文まで含めて委託をしており、問題集自体は貸与、解答したものを業者が採点し、採点結果を市に報告してくるという状況である。
- ・ 面接については、市長、副市長、教育長、総務課長の4名で行い、消防の場合は消防長も入り5名となる。
- ・ 一般的な面接試験のあり方について、本市の場合は、長年、市長も入って面接を行うかたちになっている。本市のような規模の自治体においては、大方、市長も入って面接を行っているという方向性がある。なお、県や総務省あたりから、面接を誰がしなければならないというような通知はない。
職員採用試験については、どのようなことがあっても厳正に対応することは基本中の基本であり、職員採用において、疑われるようなことは一切ない。今後ともそのような姿勢で取り組んでいく。
- ・ 県からの通知等で、採用については厳正に行い、面接に当たってはこういう質問は望ましくないなど、聞いてはいけないという通知はある。
- ・ 早期希望退職者については、平成27年度から県市町村総合事務組合の退職手当制度に加入した関係で、総合事務組合の退職手当に関する条例及び本市の規定に基づいて運用しているところである。
- ・ 平成28年度に定年退職となった14人中、平成29年度から再任用となった職員は、男性2名、女性が4名の計6人である。
- ・ 平成28年度の再任用の配置については8人で、前年度より1人増となっている。
- ・ 職員の勤務時間については、週の勤務時間が38時間45分と規定されている。業務によっては長期的な時間外勤務も発生しており、去年も災害等の発生により、建設課及び農政課では災害復旧の関係で、税務課では課税時期の時間外勤務があるが、他の部署については健康面に大きな負担をかけるような状況にはなっていないと考えている。
- ・ 職員の勤務時間を把握するためのタイムカードを設置することについては、土日や時間外の勤務においては、職員が宿直を通りチェックする体制となっており、現在、宿直による時間チ

ェックについては問題が発生していないこともあり具体的な検討は行ってないが、今後、県内の導入状況の調査を行ってみたいと思っている。

- ・ 職員健診について、平成28年度は人間ドックを受けた者を除く165人の職員が受診し、異常率は83.03%となっており、血中脂質、肝機能や血圧などが異常率の高い項目となっている。
なお、平成27年度の地方公務員安全衛生推進協会が出している資料において、公務員全体での異常率は75%程度となっており、それと比較しても高く、何らかの所見が出されている状況である。
- ・ 異常率83%が勤務へ及ぼす影響については、異常率が高い項目として、血中の脂質、肝機能や血圧等となっているが、それを放っておくと将来大きな病気につながる可能性もあるが、現段階で職務ができないような状況にはないと思っている。
- ・ 血中脂質、肝機能、血圧の状況について、血中脂質の異常率は、男性が平成27年度59%、平成28年度47.0%、女性が平成27年度49%、平成28年度41%、肝機能の異常率は、男性が平成27年度56%、平成28年度51%、女性が平成27年度24%、平成28年度25%、血圧の異常率は、男性が平成27年度31%、平成28年度20%、女性が平成27年度9%、平成28年度9%という状況である。
- ・ 人事評価については、現在、全職員に対し導入している状況であり、管理職においては、予算の範囲内において、評価が昇給や勤勉手当等に反映されているところである。
- ・ 評価が給与に反映される特定職員の評価については、行動評価及び能力評価において能力と業績の両面にわたり、さらに細かい評価項目により絶対評価ということで評価をしている。
- ・ 一般職員の評価については、給与に反映しないかたちでの評価で、各管理職の段階において評価を行っている。
- ・ 防犯灯の設置については、公民館から要望を上げていただき、市公連に全体で補助している。また、鋼管柱を除いて費用は生じないが、設置後の電気代については、補助はあるものの、維持費については公民館に費用の負担が生じる。
平成28年度は19公民館から24カ所の設置要望があり、各公民館に行き渡るように考慮し19カ所設置している。
- ・ 防犯灯設置における防犯灯設置補助を活用しての整備については、公民館からの要望が必要な理由として、設置後の電気代の負担が生じることなどからである。
- ・ 枕崎高校前から弓道場付近までの間に防犯灯を設置することについては、その地域の公民館長に相談をしており、公民館の中から要望が出てくれば、地域の方の要望ということで考えるが、公民館加入者以外のさまざまな方が通行し利用していること、また、今のところ公民館の中から設置の要望も出ていないことから、公民館としては設置する予定はないと聞いている。
- ・ 枕崎高校の前から弓道場の付近にかけては、夜間は、散歩者にとってはかなり暗い状況であると認識はしているが、比較的明るい川沿いのコースに変更するとか、懐中電灯を持って対応をしてほしいと思っているが、今後、検討していく課題の一つだと思っている。
- ・ 下水道処理施設付近の花渡川において、街灯を設置する場合は、河川管理者が設置するのではなく、地域の公民館が要望し設置することになると思っている。
- ・ 街灯を設置するに当たっては、安心・安全の面等から、市として設置するのか地区の公民館で設置すべきなのかを精査し、関係者を含め検討したい。
- ・ 全国市長会及び九州市長会への出席については、平成28年6月7日に東京で開催された全国市長会に市長が出席している。また、平成28年5月11日及び10月15日に開催された九州市長会にそれぞれ市長が出席している。なお、会で提出された資料等については、各課へ供覧している。
- ・ 昨年の開催ではないが、九州市長会において、合併により優遇措置を受けている団体から、

優遇措置期限後においても措置を継続してほしいという意見が出た際、表現については確かではないが、甘えたことを言うな、合併していない団体はそれぞれ努力してるんだと市長が発言され、合併していない団体からは賛同いただいたという話を聞いている。

- ・ 例規集更新経費については、1本当たり14,700円で211本を議会ごとに区分して3回更新した費用と固定費を合わせたものになる。

なお、更新については、本冊子とコンピュータ上で見られるデータの両方の更新を行っているが、本冊子の更新を補遺版等で対応し年1回に減らしたとしても金額に変更はないと考えている。

- ・ 文書配布委託料については、広報紙、お知らせ版の配布委託料であり、広報紙の配布件数が年間延べ940世帯減少したことに伴い、前年度比4万4,800円減少してる。

- ・ 広報紙の配布委託料については、公民館長と委託契約を結んでいる。

なお、委託については、公民館には4月に配布部数を確認し、1世帯当たり50円で契約しており、郵送した場合と比較しても経費的に安く経済的である。

- ・ 広報紙については、市の情報を広く伝える重要な手段として考えており、公民館に配布を委託した場合、公民館に加入していない方に配布されない状況もあるが、その対策として、スーパー、コンビニ、地区館等、人が多く集まるようなところに広報紙を置いており、加入されていない方でも入手できる方法をとっている。

公民館によっては、加入世帯が入り混じっている地域があるが、その加入状況に応じて、公民館がそれぞれ加入世帯に配布していると考えている。

- ・ 配布の確認については、4月にその公民館長と委託契約を結ぶ時点でその館長を信頼する以外にないと思っている。
- ・ 公民館への加入については、ごみ収集問題や公民館活動における支障も出ていると思っていることから、前提として全世帯の加入をお願いしており、公民館としても取り組みは行われていると思っている。
- ・ 基本的に住民基本台帳の住所地地番で公民館が設定されるようになっているが、本人の申し出で、別の公民館に設定を変えることもできる。

なお、各公民館からの申し出で、毎年、公民館に加入している住民の状況を公民館長にお知らせしている状況である。

- ・ 自治公民館加入の申し出については、昔からの地縁等により、住所地地番で該当する公民館以外の公民館に加入している事例は以前からある。この解消については、本人の都合、自治公民館の考え方、あるいはその隣の自治公民館とのつながり等があることから、尊重する以外にないのではないかと考えている。

- ・ 路線バスも人口も減っていく中、3つの補助制度のある地方バス路線維持費補助を行う必要性については、地方バス市内路線維持費補助は、金山道野線に対して行っており、市民生活にとって必要不可欠な市内のみを運行するバス路線であるということから、その維持を図るため補助を行っている。

地域間幹線系統確保維持費補助については、鹿児島から川辺経由の枕崎の特急の路線、鹿児島から中央駅前・川辺高校を経由して枕崎の路線、枕崎・坊・泊・久志・今岳までの路線、枕崎から坊・泊・清原・枕崎の循環路線、伊集院高校から加世田・田之野を経由して枕崎の路線の5路線に対し補助を行っており、高校生の通学、部活での利用や鹿児島への用事など、地域住民の福祉を確保するための広域的・幹線的なバス路線の確保として維持が必要であることから補助を行っている。

地方公共交通特別対策事業補助については、空港バスの路線に対するもので、空港への市民生活にとって必要な交通手段の確保を図るため補助を行っている。

- 平成28年度補助申請による年間の各路線の総体の輸送人員については、道野金山線が7,898人、空港バスは平成27年10月1日から平成28年9月30日までの期間が4万2,384人、鹿児島・川辺・枕崎の特急の路線が5万6,874人、鹿児島から中央駅・川辺高校・枕崎の路線が12万2,785人、枕崎・坊・泊・久志・今岳の路線が3万3,915人、枕崎・坊・泊・清原・枕崎の循環線が2万7,515人、伊集院高校・加世田・田之野・枕崎の路線が8万1,407人と報告を受けているが、枕崎市の区間のみの乗降数については把握できていない。
- 乗合タクシーを実施するとした場合の財源については、直ちに過疎債の活用ということではなく、事業を進めるに当たり継続的な財源の確保という面ではほかの事業との調整を図りながら、事業自体の検討を進めることになると思っている。
- 県内のコミュニティバス、乗合タクシー等の運行状況については、平成28年度版の鹿児島運輸支局の業務概況によると、平成28年3月末現在、バスのみが3市、タクシーのみが3市、併用が10市で、16市が何らかの交通手段を取り組んでいる。いずれもないのが本市、志布志市、奄美市となっている。
- 乗合タクシー等の検討については、平成24年、25年当時、市民会議の中で検討していただいたが、交通事業者の方々の統一した了解・理解が得られなかったことなどから、協議はストップしている段階である。
 なお、交通弱者に対しては何らかの支援が必要であるということは認識しており、本年度、地域包括ケア推進課において、生活支援における地域の課題やニーズを把握する中で、高齢者、障害者を中心に、どのような移動手段の支援、またどういった利用形態を希望するのかという意向もあわせて把握し、その集約の結果をもって交通事業者の方々との協議を行っていきたいと考えている。
- 地域包括ケア推進課が実施する地域課題及びニーズ把握の詳細については、高齢者等の在宅での日常生活、家事支援や移動手段の確保という面も含めた生活支援について、どの地域の方々がどのような課題を持っているか、またどのようなニーズがあるかを、生活支援体制整備の事業で把握をしようと思っている。
- 平成28年度に生活支援体制整備の研究会を設けており、その中で、各地域で地理的状況が異なるのではないかとといった意見もあり、各校区ごとに意向を伺い、ニーズ把握をしていこうと思っている。なお、ニーズ把握等の業務については、生活支援体制整備のコーディネート業務の委託事業となるが、現在、社会福祉協議会と調整を進めており、秋以降、業務委託契約を締結して高齢者等の移動手段の支援ニーズについても把握していきたいと考えている。
- 指宿枕崎線輸送強化促進期成会の活動については、毎年、関係市でJR九州本社と鹿児島支社への要望活動を行っており、要望事項の1番として採算性の観点のみによる路線廃止の検討は行わないことを掲げている。
- JR九州が行った輸送密度に対する公表については、今までより拡大したかたちでの公表のあり方となっており、指宿枕崎線の中で山川以南の部分の数字がとても低いことから、本市としても危機感を持っている。

また、鹿児島県内のJRの沿線自治体と県で構成している県鉄道整備促進協議会で行った意見交換の中では、各自治体では広域でさまざまな利用促進を図るための取り組みは行っているが、さらに利用促進を図るためにはどのようなことが必要なのか、何か取り組むべきものがあるのかという意見も出されている。本市における利用促進の対応としては、既に市民の寄附をもって駅舎も建設し、駅から始まるまちづくり事業等のさまざまなイベントの開催により誘客に努めているが、意見交換の中では、イベント的なものは一過性に終わってしまうのではないかと、もっと学生に対する定期の補助等を行うことも含めて今後検討したらどうかという意見も出されているなど、沿線自治体はそれぞれ危機感を持っているものと思っている。

- ・ J R 指宿枕崎線の平成27年度の駅別年間乗降客数の合計は、指宿駅56万6,345人、山川駅13万7,037人、西颯娃駅5万4,781人、枕崎の薩摩板敷駅3万7,371人、枕崎駅1万9,585人となっている。
- ・ 枕崎駅までの路線の維持・存続については、今後もJ Rに強く要請をしながら、駅前広場等を活用したイベント等により誘客に努めるとともに、市民に少しでも利用していただくことも利用促進につながるものと考えている。
- ・ 地域おこし協力隊導入事業及び地域おこし協力隊推進事業に関し、平成28年度から隊員を採用しているが、平成28年度に採用した隊員の活動内容は、田布川地区における農業への従事、地域行事や市の事業への参加、ビオトープの整備などを行いながら、当地区の活性化に取り組んでいる。平成29年度から採用した隊員の活動内容は、観光関係を中心に、お魚センターにある観光案内所に活動の拠点を置き、市のPR資料等を作成する取り組み等を行っている。
- ・ 平成28年度に採用した隊員の活動の中で、テレビの取材等を受けたり、テレビ番組等への積極的な出演等により、さまざまなところから視察に見えるなど、枕崎のPRにつながっているものと思っている。

また、交流人口として幾らふえたという数値的なものは言えないが、実際に田布川地域の活動に興味を持たれて視察等に訪れているということから見ても、交流人口の増にはつながっているものと考えている。

- ・ 地域おこし協力隊員と地域の団体の方々との意見交換については、隊員の日程の都合、判断によって各団体等の会合に出席して行っている。
- ・ 地方創生加速化交付金事業のうち、香港における鹿児島県南部広域観光物流加速化事業については、枕崎市、南さつま市、南九州市、指宿市、南大隅町の4市1町で取り組んでいる事業である。

鹿児島から香港への直行便ができたことにより、現在、香港の観光客がこちらに見えている状況であるが、香港人は地理的に九州または鹿児島というとらえ方をしており、さらに本市を含め構成市について鹿児島の南部または「ナンカゴ」ととらえられている。そのような状況の中でどのような方法で観光客を誘客するかということでさまざまな施策を立てている。

物流部門では、構成市の商品をどのようなかたちで香港に提供できるかということで、香港の商談会における事業者の出展や、香港の通販出店事業、輸出スキルアップ事業等を実施している。

観光部門では、誘客戦略として、観光関係の展示会のセールス活動や香港の雑誌である「香港ウォーカー」に鹿児島県南部の観光と物流について広告を出し、情報発信を行う事業等を進めているところである。

- ・ PRについて、観光部門では香港の観光関係者を招請し、漁港のマイナス50度冷蔵庫の体験、かつおぶし工場見学、火之神公園、平和祈念展望台、お魚センターでのカツオ生切り、わら焼きたたき体験、船人めし、薩摩酒造明治冷蔵での焼酎の体験、電動アシスト自転車を使った青空美術館、かつ市、南溟館といった周遊などを体験してもらっている。また、物流部門では、本市の事業者が香港商談会である「フードエキスポ」において、商談や紹介を行っている。
- ・ 火之神の海蝕双橋を観光ルートとして加えることについて、海蝕双橋を近くで観光させるには、火之神の平和祈念展望台横の通路を歩いて海岸に出て、そこから300メートル程度の距離を歩くことになるが、海岸の状況は現在、玉石が並んでおり、歩くには大変危険な状態であることから、観光客に安心して行き来できる園路などを設置することを考えると、測量設計は行っていないが、標準的な工事で想定すると工事費の概算は、重機の海上施工が考えられ、擁壁工事だけでも5億8,000万ぐらい、また園路の整備まで加えると6億から7億程度かかるのではないかと想定される。観光につながるような環境を整えた場合、観光の効果がどれほどある

のか、またどのような方法でPRできるのか、どのような方法で観光ルートとして加えるかどうかについて今後研究していきたいと考えている。

- ・ 地域産業競争力強化に向けた漁港活性化事業については、まず、平成25年度から平成26年度にまたがり半年ずつ、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業で実施、平成27年度にふるさと特産品新展開のための社会基盤整備可能性事業、地方創生先行型の交付金事業を活用して実施、平成28年度に地方創生加速化交付金事業を活用して実施し、これまで3回実施している。事業費は、平成25年度774万3,114円、平成26年度920万7,334円、平成27年度431万3,520円、平成28年度270万円となっている。

- ・ 鹿児島港利用による輸出入促進に向けた実証実験調査については、インドネシアからの輸入カツオについての実証であり、博多に陸揚げしてから陸送してくる場合と枕崎に直接コンテナ船で水揚げする場合の比較調査を行うものである。枕崎にコンテナを陸揚げする施設がないため、枕崎に一番近い鹿児島市谷山港に台湾経由でコンテナを輸送するRORO船が着くことから、その辺を踏まえて、枕崎に持ってきた場合にどれぐらい差が出るかという実証を行ったところである。

なお、将来的には、現在、インドネシアや台湾からのRORO船が錦江湾を航行して鹿児島港に入港しているものを、枕崎で受け入れ可能となった場合、錦江湾を航行するリードタイムが短縮されることから、可能になってくるのではないかという調査も行ったところである。

- ・ 高雄港（台湾）の視察研修については、平成28年7月30日から8月2日の間で実施しており、事業の委託先のコンサルタントと本市職員が台湾の高雄港と基隆港を視察している。なお、オブザーバーとして、鹿児島で実証実験に係る荷物を取り扱う業者等も同行している。
- ・ 視察の最終的な考察として、機能集中と集中投資の効果による国際化を見据えた大規模な開発事業の賜物であると感じた。漁業、コンテナターミナルを中心とする海運業、商業、重工業、観光のすべてが高雄港に集約をしている。台湾では国家事業として将来的に第7コンテナターミナルの整備、それからCIQ機能を強化する。ASEAN、中国などのアジア各国の輸送需要が増大して、高雄港はもちろん香港、シンガポール、釜山などのアジア港湾の整備が大型コンテナに対応したものに進んでいることなどとなっている。
- ・ コンテナ船の対応を進めることについては、現在、本市のかつおぶし用原魚の約7割程度は海外まき網船による漁獲となっており、その漁場は、PNA8カ国の南太平洋漁場である。現在、我が国においては35隻の枠で海外まき網船が漁場にいるが、現在、1日当たり約110万円の入漁料を支払い漁獲している。海外まき網船にとっては入漁料が大きな負担で大変厳しい状況となっており、海外まき網業界においては、島嶼国に船籍を移してきている状況である。移籍先においては合弁会社を設立することや、出資や建物を建設すること、移籍先住民の雇用などを行っているが、その場合には、規定により入漁料が2分の1となる。移籍後、漁獲したものを日本に運ぶ場合には、大体2,000トンから3,000トンの運搬船に転載を行っているが、今後運搬船の老朽化に伴う新船建造は、マグロ用の大型運搬船に移行していくのではないかと予想している。

また、水産庁からは、現在ある35隻枠を減らすことを条件に大型船を作るということのような方向性が出されている。現在、船齢も高くなってきており、いつかは大型船になっていくことが予想される。枕崎から漁場までは、ミクロネシアだと4日から5日、PNGだと6日から7日を費やすこととなるが、燃料費や入漁料等踏まえれば、運搬船に転載したほうが有利となると考えられる。

運搬船の老朽化に伴う運搬船の老朽化に伴う新船建造でマグロ対応となった場合、必然的にカツオをコンテナに積みかえて、定期航路であるコンテナ船での輸送が見込まれることから、今後はコンテナ船への対応を考えている。

- ・ マイナンバーについて、平成29年3月31日現在、交付件数は1,853件、人口に対する比率は8.44%である。なお、8月31日現在では、交付件数は2,071件、比率は9.48%になっている。
- ・ マイナンバー交付のメリットについては、本人確認をする身分証明書になるということがある。運転免許証を返納した後、顔写真つきの身分証明書がなくなることから、マイナンバーカードがその重要な役割をしていくということになると思っている。今後、インターネット等で自分の情報を得たり、確定申告をしたり、さまざまな申請の手続きが可能になってくるとなっており、今年の7月からはマイナポータルという制度が始まり、自分に対する情報、自分のマイナンバーがどうかたちで使われているかという情報を見ること、自分の税情報を調べることができるようになっている。また、コンビニで住民票などの証明書を受け取るという制度が進んでくるとそのようなことにも活用でき、今後さまざまな活用がされてくると考えている。
- ・ 自治体情報セキュリティ強化対策事業については、基幹系のシステムの端末からの情報持ち出し等を管理し住民情報の流出を防止すること、また、マイナンバーによる情報連携に活用されるL G W A N環境のセキュリティを確保するため、インターネット接続を分割して別回線とすることで、情報セキュリティの強化を図ったものである。
4月から職員が通常使用するL G W A N接続系とインターネット接続系を分割している。仮想化技術によりインターネットは自席で閲覧できるものの、データのダウンロード等に制限があることから、主な部署にインターネット専用のパソコンを設置し、そこでデータのダウンロードやプリントアウトをするようにしている。なお、現在、出先機関で分割ができていない状況があることから、9月補正で回線を5カ所増設することとしている。
- ・ 民生費中、福祉バスについては、老人福祉センターを利用される方を送迎するバスのことで、1日当たりの利用者は、枕崎・立神方面6.9人、別府方面は9.4人、木口屋・籠原方面3.9人で、木口屋・籠原方面の利用者がほかの地区に比べると少ない状況である。
- ・ 枕崎・立神方面で近隣の方は、徒歩や車で来たり、また家族の方が連れてくる場合もあり、福祉バスの利用者数とその地区ごとの利用人数をあらわしているとは考えていない。
- ・ 老人福祉センターで運用している福祉バスについては、あくまでも老人福祉センターへの送迎バスであり、周回バスのものとは目的が違っており、今後もそのような運行は考えていない。
- ・ 病児・病後児保育事業の体調不良児対応型については、現在、妙見保育園において実施している。なお、妙見保育園では看護師の資格を持った方が対応している。
- ・ 体調不良児対応型は、児童が体調不良になった場合に、安心かつ安全な体制を確保するということで、保育所における緊急的な初期の対応を図ること、また、保育所に通所する児童に対しては、インフルエンザの流行時等に、うがいや手洗いをさせる指導や体温を測らせて健康管理を行うなどの保健的な対応等を図るものである。
- ・ 家庭児童相談室へ来られる方の相談内容については、経済的なこと、子育てのこと、借金の関係など多種多様であり、平成28年度は相談を517件受けている。そのうち児童の福祉に関することが154件となっている。
- ・ 相談後の対処については、児童生徒の相談であれば、福祉の担当職員にもその案件が来て、家庭児童相談員を含めて相談に当たったり、学校とも連携して、学校での見守りが必要な場合にはスクールソーシャルワーカーへつないだりしている。また、県の児童相談所につなぐ必要がある場合には、その手続きを取ったり、相談内容により、弁護士や専門家がかかわったほうがいいというものについては、法テラスなり、弁護士へつないだりしており、ただ受けるばかりだけではなく、その後の解決につながるアドバイスや機関を紹介する手助けをしている。
- ・ 相談の結果、見守り支援が必要な児童がいた場合には、福祉、学校、教育委員会、必要に応じては地域の民生委員の方々や保健所の方も加わり個別の支援会議を開催し、児童が健全な生

活を送れるように支援しており、学校での状況等については随時連絡が来たり、地域の民生委員の方々からも連絡が来たり、どういった状況にあるのかというのは随時把握をしている。

- ・ 家庭児童相談室費の需用費が当初計上額と同じ額、3万5,000円が不用額となっていることについては、プリンターのトナーカートリッジ等の消耗品が要らなかつたということである。
- ・ 衛生費中、がん検診の受診率について、平成27年度から前年度と比較し非常に低くなっている理由は、平成27年度から国へ報告する受診率の算定基礎が変更になり、受診率を算定する際の分母となる対象者の部分が、大腸がん等については40歳以上の全人口、子宮頸がんについては20歳以上の女性人口、乳がん検診については40歳以上の女性人口となったことによると考えている。

また、特定健診の受診率は平成28年度の速報値が約43%であり、がん検診の受診率と比較し高い受診率となっているが、特定健診は、医療保険者に対して実施が義務づけられた健診であるのに対し、がん検診は健康増進法に基づき市町村が実施する検診という違いがある。
- ・ がん検診の受診率向上については、健康まくらぎき21に沿って、最終的には50%を目標に取り組んでいきたいと考えている。
- ・ 特定健診は、それぞれ社会保険、国民健康保険、共済保険等の医療保険者に実施が義務づけられた制度であり、それぞれの医療保険に加入している方が対象になることから、市においては国民健康保険の方が対象になる。また、がん検診は、市が全市民に対して行う事業であることから、対象者については全医療保険の加入者等となる。
- ・ 受診率については、国保の特定健診の場合、人間ドック等の数字も含めており、今後は事業所健診等も含めて、さらに確実に受診者を把握していく考えであるが、一方で、がん検診については、人間ドック等は含まれない数値となっている。今後、人間ドックやほかの検診等を受けている方の把握が可能であれば把握したいと考えているが、個人レベルになることから、対応策については検討が必要と考えている。
- ・ がん検診の周知については、市報で随時行っている。また、各集落の保健推進員が担当世帯を2月から3月にかけて希望調査を実施しており、市民全体に行き届いていると考えている。
- ・ 平成29年度実施された膵臓がん検診の研究事業について、参加者は1,353人で、精密検査の対象となった方が79人おり、率にして5.84%となっている。
- ・ 本事業は、国立がん研究センターと日本対がん協会及び鹿児島支部である県民総合保健センターを事業主体として、本市は協力というかたちで実施している。精密検査については、県民総合保健センターから対象者に連絡し、鹿児島大学病院及び鹿児島市立病院と連携を図りながら精密検査を行った後、本市に対し報告が来ると考えているが、現時点で報告はないところである。
- ・ 今後、国民を対象とした膵臓がん検診を行うかどうかについては、国立がん研究センターの医学博士から、ほかのがんと比べ発症件数が少ないことから、一般検診として行うことが妥当なのか、今回の研究データをもとに、改めて厚生労働省が検討していくこととなると考えており、今の段階ではわからない。また、世界的にも一般検診として実施しているところはなく、一般検診として行うには、まだハードルが高いのではないかと話されていた。
- ・ 市立病院負担金について、平成28年度の負担額は9,946万5,000円となっており、平成28年度普通交付税において病院に対するもので算定されている額は9,018万6,000円であり、実際繰り出した額はそれより多くなっているが、繰り出し基準に基づいて繰り出しをしており、法定外繰入という範疇には入らないのではないかと考えている。
- ・ 過疎対策事業債のソフト分については、それぞれの団体の財政力に応じて限度額が決まってくるものであり、事業を新たに組み込むものに対しさらに交付されるということではなく、定められた過疎対策事業債ソフト分の範囲の中でどの事業に充てていくかというかたちになる。

- 充当している事業については、過疎地域自立促進特別措置法の規定の範囲内で充てており、子ども医療費の助成、予防接種事業、がん検診事業、妊婦検診事業、学校の特別支援教育支援員事業等となっており、定められた範囲でそれぞれの自治体の判断で、どの事業に充てるかを決定していくものと思っている。

(労働費～土木費)

- 農業振興資金預託金の平成28年度貸付実績については、件数4件、貸付額の内訳はそれぞれ280万円、500万円、519万円、2,000万円で、すべて製茶機械の設備整備のために貸し付けられたもので、利率は0%である。
 なお、この預託金は、農業近代化資金等として農業者が融資を受ける資金の一部に充ててもらうため市が取扱金融機関である農協に2,000万円を預託するものであり、貸付額が預託額を上回った場合は、金融機関の資金を充てることになっている。
- 青年就農給付金事業の給付対象者については、独立自営であること、農地の所有権又は利用権を有していること、主要な機械・施設を所有又は借りていること、生産物・生産資材等を本人名義で出荷、取引すること、本人名義の通帳で管理することなどが主な条件となっている。
- 給付金の限度額は1人当たり年間150万円、給付期間は就農直後5年以内、年齢は45歳未満となっているほか、収入面では前年の合計所得が350万円を上回った場合は給付停止となるなど幾つかの制限が設けられている。なお、同事業は全額国費で、平成28年度の給付対象者は8名、平成29年度で新規の方は現在1名である。
- 農業後継者に対する給付条件としては、農家子弟の場合、新規参入者との公平性という意味合いから、新たな作物の導入、経営多角化等に取り組むことを市町村が認めることが条件となっている。
- 現在取り組んでいる青年就農給付金事業は、市町村が事業主体の経営開始型という事業であり、新規就農者の研修制度がある準備型の事業については、県が事業主体となって取り組んでいる。この県による研修制度については農業大学校での研修が主体であり、その他の施設の利用も可能ではないかと思うが、実態は把握していない。
- 鳥獣被害対策事業に関し、平成28年度の被害報告に基づく被害面積は2,078アール、被害額は253万円となっている。平成29年度については被害の多い状況にはあるが、被害面積、被害額等は最終的に県の方へ報告するため、現時点では報告できる状況にない。
- 国営造成施設管理体制整備促進事業は、国営事業等で整備した南薩畑かん水利施設の維持管理に関して、指宿市、南九州市、枕崎市で支援する事業であり、事業費に対する負担割合は県が2分の1、市町村が2分の1で、農家負担はない。
 事業の主な内容は、水路の漏水補修、保守点検、電力料等、施設の管理に係る経費を負担するもので、平成28年度は事業費1,600万円に対して区域面積割、組合員数割等で按分した本市負担分を支出したものである。
- 地域農整構想策定業務委託は、市内全体の様々な耕地事業に関する要望・課題等について農家の方々への聞き取りなどを行って、今後の事業化に参考となる資料を作成するため専門のコンサルタントに委託した事業である。現時点では、集約された要望等の洗い出しの段階で事業化の策定には至っていないが、今後、県とも協議しながら舗装事業、防災事業等の有利な事業化に向けて取り組んでいきたいと考えている。
- 農業用ため池の中島ため池ハザードマップ作成業務委託については、県の事業である震災対策農業水利施設整備事業の一環として行ったものである。
 その目的及び内容は、東日本大震災等で見られたような地震又は大雨等により万が一ダムやため池の破堤等が発生したとき、下流域にどのような影響が出るのか、そのようなケースをシミュレーションした場合のハザードマップを作成し、地域住民に対して防災意識の高揚を図る観

点から、関係住民、公民館等に配布・周知したところである。

なお、ハザードマップ作成に当たっては、公民館関係者も交えたワークショップを開く中で地元への説明も行っており、また地元の小学校にも同じくワークショップを開催した。

- ・ 森林保険は、火災、風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害、噴火災の8つの災害に適用されるものであるが、対象となるのは本市の市有林のうち人工林のみで、その区域は蔵多山の裾野の概ね連なった場所となっている。
- ・ 海難見舞金については、本市に船籍を置く4.82トンの漁船が平成28年4月9日に野間岬西方「つくらぜ」で引き縄漁を終えて枕崎漁港へ向かう途中、夜21時ごろ坊之岬沖を通過中、藻がスクリュー及び舵に巻きついて操作不能になり、西からの強い潮流によって岩礁に座礁した事案に対するものである。
- ・ 海難事故には、プロペラや船体と流木との衝突、夜間における操舵機の故障による岩礁への座礁や流れ藻の巻き付きによる海難など様々なケースがあるので、漁業者の方々には出港する前の整備点検は確実に行っていただくよう注意喚起に努めている。
- ・ 外来船誘致対策の船員入浴券発行については、漁協にその配付をお願いしており、漁協の方では入港してくる外来船1隻に対して何枚というかたちで配付している。入浴券の単価の違いについて、390円の入浴券は市内公衆浴場の公共料金で、330円の入浴券は公共料金を使わず浴場独自の料金として利用されている。
- ・ イカ柴投入事業委託は、枕崎水産振興会に委託しているが、これまでの投入箇所の水深や場所ごとの卵の着床具合はどうかといった追跡調査を行い、毎年検討を重ねながら投入箇所を決定しているところである。平成28年度の実績は、火之神公園南側、ボラ浦、ビシャゴ浦、水産高校沖、白沢津港沖の5箇所に投入した。
- ・ イカ柴に着床する卵のほとんどはアオリイカの卵であり、アオリイカの水揚げ量は平成28年が2,343キログラム、平成27年が2,435キログラム、平成26年が3,360キログラム、平成25年が3,911キログラムとなっている。水揚げ量は、年によって波があるため一概に少なくなってきたとはとらえていない。
- ・ 豊かな海づくりパイロット事業負担金に関し、マダイの水揚げ量は平成28年度が220キログラム、平成27年度が122キログラム、平成26年度が213キログラム、平成25年度が223キログラム、平成24年度が189キログラムで、ヒラメの水揚げ量は平成28年度が7,185キログラム、平成27年度が4,788キログラム、平成26年度が4,369キログラム、平成25年度が4,641キログラム、平成24年度が6,744キログラムとなっており、年によって様々である。
- ・ 枕崎漁港の市場の入札については、平成25年11月までは1日午前7時と午後3時の2回行っていた。小売りの魚屋さんは朝の入札で落札したものを刺身にして夕方、消費者に提供するのが実情であり、午後入札分はこうした消費者ニーズにこたえられないことから、漁協と漁業者及び漁商組合が協議をして、平成25年12月から朝1回になったようである。
- ・ イセエビ放流事業における抱卵イセエビの放流場所は、枕崎の漁業者が行うイセエビ漁が建網による漁法で行われていることも勘案し、イセエビのすみかとなりそうな場所について、設置済みのイセエビ漁礁の効果も含め、県関係機関の助言もいただきながら磯建網業者会で話し合っていて決定しており、平成28年度は一ツ瀬沖、立神沖、松崎ヶ鼻沖、赤崩鼻沖、大崎鼻沖の5箇所で実施した。
- ・ イセエビの水揚げ量は、平成28年が2,287キログラム、平成27年が2,106キログラム、平成26年が2,926キログラム、平成25年が2,654キログラム、平成24年が3,184キログラムである。
- ・ イセエビ祭りは各地で催され、近隣では石垣などで漁協が主体となって行われているようである。本市でも以前は漁協主催のぶえん祭りでイセエビも安くで提供されていたが、課題も多く現在行っていない。今後、どうかたちに持っていけるのか、漁協の方々と一緒に研究し

てみたいと考えている。

- 本市のカツオマイスター検定事業は全国的に周知され、遠くは宮城県をはじめ全国各地から受験者が参加しており、今回、高知県の関係者が高知でもぜひ開催したいということで視察に訪れたところである。
- カツオマイスター検定の大人版は第1回から第6回まで開催され、合格者341名、子供版は第1回から第7回まで開催され、合格者357名となっており、個々に名刺をつくるなどしてカツオのまち・枕崎を発信していただいている。今後、全体的なアピールの仕方については、第10回目のような記念大会で何かできないかといったことは検討していかなければならないと考えている。
- 食のまち枕崎の魅力を発信する取り組みについては、平成27年度まで枕崎市通り会連合会が鹿児島県商店街Show-1グルメ連合会の主催で県内の通り会が参加する、Show-1グルメグランプリに参加していたが、翌年度以降はこの事業が開催されていないため、平成28年度は鹿児島マラソン会場において出店しPRに努めた。
平成29年度の活動計画については、県内の通り会で構成する協議会の中で、今後の事業のあり方について検討を重ねているところであり、何らかの進展があれば市でも即対応できるよう担当職員もこれらの協議に加わり積極的に取り組んでいる。
- 関西かごしまファンデー出展料については、関西かごしまファンデー枕崎出展者協議会に対して3区画分の出展料を補助するもので、本市からはマルミツ水産、まるた屋、田畑薩男商店、松野下蒲鉾、中原水産、厚石園のほか、観光PRを兼ねて市観光協会の7者が出展した。
- 出展に際しては、出展料の補助以外の交通費等は自己負担ということで協議会の方々には了承していただいております。今のところ支障なく継続されていることから、今後も現状のまま進めていきたいと考えている。
- 本市の観光協会の役割、活動については、関西ファンデーへの参加、毎年出向している福岡など各地で観光PRに努めているほか、本市の様々な業者と一緒に取り組んでいる観光キャラバンでPR活動を展開しているところである。
- 企業誘致促進補助の100万円は、平成25年度に臨空工業団地3号用地に誘致した企業に対する補助金で、平成25年度から平成32年度までの債務負担行為により分割払いをしており、その平成28年度の交付分である。
- 企業誘致活動については、県の企業誘致推進協議会が年1回東京、大阪で隔年おきに開催している企業立地懇話会に本市も参加し、それぞれ設けられた市町村のブースで企業の経営者ほか幹部職員との交流を図りながら、地場産品や本市のPRを行っている。
- 火之神公園へのアクセス道路については、市内観光の周遊コースとしてお魚センター、明治蔵、火之神公園までをアシスト自転車を利用して、または歩いて周遊する観光客が多いので、歩道のあるほうは市の職員が草丈の短いうちに除草剤を散布し、通行に支障がないよう対処しているが、民有地側については草木の除去の許可が必要なことから十分な管理が行き届かない状況である。
- 通常、街路事業として整備する場合は道路工事と植栽をセットで計画するようになっており、植栽部分は市街地に緑をつくるという目的で高木、低木を植栽しているが、平成27年度から整備中である立神通線の街路事業については、今回は街路樹の植栽はやめて車道と歩道のみを整備しているところである。
- 既に植栽されている街路については、交通安全の面からも維持管理に努めており、植栽が視界の妨げになっているとの声があれば、すぐに剪定等を実施するなり迅速な対応をとっているところである。
- 国道225号に関しては国道事務所のほうから本市が管理委託を受けており、維持管理につい

ては、高木は年1回、低木は年2回程度の剪定等を行っている状況である。指摘のあったように、この区間内の町頭通りの高木が街灯の明かりを遮断し足元が見えづらいようであれば、10月に予定している剪定作業の際に、その状況も確認しながら対応していきたいと思う。

- ・ロータリーから港にかけての道路はシマトネリコという高木を植えているが、その中で非常に生育のよい大きな木の根が歩道部のインターロッキングを持ち上げている状況は市も管理者である県も確認しており、歩行者の通行に支障のあるところは、現在、その対策を県にお願いしているところである。
- ・街路樹の維持管理に関し、通りの緑地帯の維持管理について、各通り会においても、手の届く範囲の管理程度は自分たちで何とかできないかという意見も出されているので、今後徐々にではあるがそのような方向に進んでいくのではないかと考えている。

(消防～予備費)

- ・消防費中、消防学校等入校旅費は、消防団員5名分の消防学校における教育に係る経費であり、内訳は、基礎教育科2名、初級幹部科2名、消防団長研修1名である。
- ・消防団活動において、災害出動のうち行方不明の2件は、6月に46歳の男性が、10月に75歳の男性が行方不明となったことから、それぞれ捜索を行ったものであり、いずれも発見に至っている。
- ・消防費の備品購入費が平成27年度と比較して51万7,000円少なくなった理由は、消防隊員が火災の消火活動時に着用する防火衣を年次的に更新し、平成27年度が最終年度であったことにより、その更新にかかる費用が減額となったことによるものである。
- ・防災行政無線デジタル化基本設計業務委託は、当初予算で490万4,000円を計上していたが、入札の結果、50万7,600円となったものであり、委託した業務内容については、仕様書に基づき支障なく履行されたところである。
- ・全国瞬時警報システム（J－A L E R T）は、津波などの大規模災害や、武力攻撃等の事案が発生した際に、国民を保護するための情報伝達手段である。この保守点検業務委託については、J－A L E R T設備の受信装置、自動起動装置、プリンター装置、回転灯装置等の動作確認及び接続状態などの基本的な機器の点検業務を委託している。なお、年1回、全国的な一斉訓練も行っている。
- ・災害時におけるドローンの活用については、現在、本市がライセンスを持っている方と災害時における撮影等協力についての協定書を締結している。
災害対策用のドローンは、県内では伊佐湧水消防組合が導入し、訓練や運用を行っているところである。本市消防本部での導入等については、その結果等を踏まえて、検討したいと考えている。
- ・排水機場整備事業の平田潟上流排水機場排水ポンプ取替工事は、排水ポンプの耐用年数は20年とされているが、2台の排水ポンプが設置から20年以上経過し老朽化していたことから取りかえたものである。排水ポンプの口径は350ミリと400ミリで、電動機出力は2台とも22キロワットである。
- ・平田潟地区の上流と下流の排水機場には、流域面積の違いにより、上流のほうには口径350ミリと400ミリのポンプ2台を、下流のほうには口径700ミリのポンプ2台を設置している。下流のほうは、平成24年度と27年度に、それぞれ1台ずつ取りかえており、上流のほうは、平成28年度において2台とも取りかえたものである。
- ・排水機場の排水ポンプは、豪雨や台風等の災害に備えて設置しているものである。豪雨災害等は、いつ起こるかわからないものであり、故障等の際に修理が長期に及ぶと災害に対応できない事態も想定されるため、ポンプの耐用年数や老朽化の状況に応じて取りかえを行っている。

- ポンプの定期点検は、本市の専門業者に点検業務を委託して、1年に3回行っている。点検項目は、本体の動作状況、ポンプの音の状況、モーターの過熱があるかないか、水漏れ、配管関係では、配管の状態、腐食、水漏れの有無、ポンプ槽の土砂の堆積状況、浮遊物の有無、操作盤関係では、操作盤の動作状況、電圧電流関係の状態、フロートの動作、絶縁抵抗などである。なお、ポンプ本体の点検は、基本的にはオーバーホールを試みなければならず、オーバーホールする場合の費用は多額になる。
- 水防費の使用料及び賃借料は、大雨等が予想されるときに、山下と水流地区に設置する4台のポンプの賃借料であり、平成28年度当初予算で6回分の費用を計上し、実績は4回であった。

賃借料は、1台当たり3万2,400円で、4カ所とも同じ額である。

大雨が予想されるときは、山下地区を担当する建設会社には、建設会社所有のポンプの設置及び運転準備を依頼し、実際に運転するときは市職員が現場に出向いている。また、水流地区は、市のポンプを建設会社に預けて保守管理を依頼をしており、必要に応じて、設置、運転準備、実際の運転まで依頼している。
- 排水機場等の職員の配備体制については、建設課では3カ所の排水機場を担当している。また、農政課では、第1排水機場桜馬場、瀬戸口地区、山下地区について、2人体制の4名で対応している。
- 教育費中、幼稚園就園奨励費の制度は、昭和47年度から開始されている。この制度は、保育料の支払いに経済的負担の大きい階層を対象として幼稚園の保育料を減免するものであり、世帯区分に応じてそれぞれ保育料を減免する措置を講じている。また、第1子の場合は5分の1以上の軽減、第2子の場合は第1子の半額以上、第3子以降については無償としている。

本市には、2つの私立幼稚園があり、平成28年5月1日現在の園児数は125人である。
- 小学校費の就学援助費は、要保護及び準要保護の世帯の児童200人に援助を行っており、全児童の約20%が必要な援助を受けている。
- 中学校費の就学援助費は、要保護及び準要保護の世帯の生徒110人に援助を行っており、全生徒の約20%が必要な援助を受けている。
- 就学援助費に関し、入学準備金の支給時期を入学前にできないかということについては、その方向で実現できるように検討したい。
- 就学援助費に関し、援助を必要とする児童1人当たりの援助額は、平成29年度では、学用品費が1万1,420円、通学用品費が2,230円、校外活動費が1,570円、宿泊を伴う校外活動費が3,620円、新入学児童学用品費が4万0,600円、修学旅行費が1万6,500円となっている。

また、中学校の生徒1人当たりの援助額は、学用品費が2万2,320円、通学用品費が2,230円、校外活動費が2,270円、宿泊を伴う校外活動費が6,100円、体育実技の道具が、柔道の場合が7,510円、剣道の場合が5万1,940円、新入学生徒学用品費が4万7,400円、修学旅行費が3万8,000円となっている。なお、この就学援助は、援助項目の区分に応じて必要な援助を行うこととしており、児童生徒のおのおので必要とする援助は異なる。
- 日本スポーツ振興センター災害共済によって給付を受けた件数は、平成28年度は、小学校が115件、中学校が90件である。

給付金の支払いは、認定された給付額が、日本スポーツ振興センターから、一たん、保健体育課の共済用の口座に振り込まれ、その後、保健体育課から対象となる学校の口座に振り込み、学校から保護者へ支払う流れになっている。なお、この給付金は、市の歳入としては計上されない。
- サン・フレッシュ枕崎の平成28年度の利用状況は、開館日数は308日で、現年度分の延べ人員は2万1,051人である。内訳は、会議室が3,324人、視聴覚室が4,282人、第1音楽室が

3,661人、第2音楽室が1,078人、多目的ホールのホールのみが5,041人、多目的ホールの椅子利用が3,665人となっている。

- ・ サン・フレッシュ枕崎の職員は、常勤職員が1名と、ほかに事務管理人として非常勤の職員2名が交代で勤務しており、基本的には1日2名体制をとっている。
- ・ サン・フレッシュ枕崎の多目的ホール空調機修理は、平成28年6月ごろ、冷房がきかないとの連絡があり、業者に見てもらったところ、修理しなければ使えないとのことであったため、修理を行ったものである。
- ・ 特別支援教育支援員事業に関し、特別支援教育支援員は、小学校が、枕崎小学校5人、桜山小学校2人、別府小学校2人、立神小学校3人の合計12人、中学校が、枕崎中学校3人、桜山中学校1人、別府中学校1人、立神中学校2人の合計7人であり、小・中学校合わせて19人が配置された。

また、特別支援教育支援員の支援を受けている小学生は、枕崎小学校15人、桜山小学校4人、別府小学校2人、立神小学校6人の合計27人、中学生は、枕崎中学校25人、桜山中学校3人、別府中学校2人、立神中学校7人の合計37人である。

- ・ 特別支援教育支援員の業務内容としては、体が少し不自由で移動に介助が必要である、少し心が落ちつかなくて自分を抑えることができない、飛び出して行ったりしてしまうなど、心や体に障害のあるといった児童生徒に、支援員がついて、話を聞いたり、教え、諭したりするなどして、その児童生徒に応じた支援をしている。支援の内容は、学習全般に係るものが多い。なお、聾唖の児童生徒を支援する支援員は、現在、1名である。
- ・ 公民館費に関し、平成28年度当初予算に計上した枕崎市自治公民館再編推進委員会補助金は、手を挙げる公民館等がなく、予算の執行はしていない。

自治公民館再編推進事業に取り組む前に、市内の全自治公民館に対するアンケート調査を行い、全体の75公民館中、69公民館から回答を得られた。回答された公民館のうち、統合・再編は必要であると答えた公民館が17.4%、統合・再編は必要だと感じているが、現実的に難しいと答えた公民館が42%で、約6割の公民館では、統合・再編が必要と感じているようである。

平成28年度は、自治公民館再編推進事業を活用した取り組みが進まなかったことから、平成29年度に、特に再編が必要だと思われる、世帯数が100世帯未満の36公民館に対して調査を行い、30公民館から回答が得られた。その中で、再編への意向があつて協議を持ちたいというところが1カ所あつたが、公民館の総意ではなく、二、三人の意見を聞いて回答したということであつた。また、自治公民館の再編を進めようとして生涯学習課が乗り出そうとすると、待ってほしいというところが1カ所あつた。

本事業の推進に当たっては、当該自治公民館がみずから再編したいという意向があつて総意がなされないと、出向きづらいところがあるが、再編に関し、わからないことや課題等があれば、ぜひ相談してほしいという話をしている。

今後は、年度内に再編に係る委員会を立ち上げるための会議が開催できるように、現在、手を挙げている自治公民館との協議を進めたいと考えている。

- ・ 枕崎国際芸術賞展開催経費は、平成27年度が準備経費として533万6,894円であり、平成28年度が1,994万7,630円で、合計2,528万4,524円となっている。なお、経費のうち、一番大きなものは報償費で805万円であつた。

また、過去に開催した風の芸術展における前年度準備経費を含めた開催経費は、第6回展が3,860万0,731円、第7回展が3,478万3,279円、第8回展は受賞作家作品の展示となっており、経費が抑えられたことにより444万5,473円、第9回展が1,409万2,453円、第10回展が1,326万0,103円となっている。

- ・ 風の芸術展の入場者数の推移は、第6回展が7,277人、第7回展が5,718人、第8回展が2,577人、第9回展が1万3,328人、第10回展が7,020人である。また、屋外イベントに参加された来場者数も把握できており、次回展以降も統計数字をしっかりと把握していきたい。
- ・ 少年の森費の用地借地料は、俵積田公民館への借地料のほか、進入道路用地、駐車場用地の借地料を、平成28年度に支払ったものである。なお、少年の森の廃止に伴い、土地の賃貸借契約は解除している。
- ・ 災害復旧費中、台風16号による災害復旧費は、明許繰り越しにした件数が14件で、現在までに13件を発注し、そのうち8件が完成、5件が工事中となっている。未発注の1件は、復旧箇所の市道に隣接する土地所有者から要望があり、来月に発注する予定である。
- ・ 農林水産施設災害復旧費中、補助災害復旧費の繰越明許費930万円は、平成29年度において工事はすべて終わっている。単独災害復旧費の繰越明許費は、現在、耕地関係の農業用施設3カ所と林道4カ所について、未発注である。なお、発注は、急を要するものから順次進めている。
- ・ 明許繰り越しをした箇所で未発注または未着手の箇所が災害により増破した場合の取り扱いは、公共土木では、再度、査定を受けることになる。農業用施設・耕地災害等では、事例を把握していないが、県等へ問い合わせてみたい。
- ・ 公債費中、市債の借入残高に対する金利は、政府資金から民間資金までのすべての市債の平均の利率として、平成28年度末は約0.9%、平成29年度は約0.7%の見込である。なお、民間資金の中で平成28年度に借り入れた民間資金は0.315%であり、また、残高のうち民間資金の中で一番高い利率のものは1.84%である。
- ・ 市債に関し、金利の低いものへ借りかえることについては、政府資金では、5%以上の利率のものも残っているが、政府資金の繰上償還等をする場合は、自治体が国に支払うべきであった利息分を補償金として国に納めなければならず、繰上償還をするメリットがないことから、政府資金については、そのまま償還が終わるまで粛々と毎年償還をしていくこととしている。一方、民間資金の場合は、補償金あるいは手数料が不要で繰上償還ができており、平成28年度、29年度において、利率の高いほうであった退職手当債約4,900万円ずつを繰上償還している。
- ・ 予備費については、サン・フレッシュ枕崎の空調機の修繕に77万8,000円を、台風16号による災害箇所の復旧に係る災害復旧費に250万円を、防災無線の故障に伴う修繕に24万9,000円を、総合体育館の漏水修繕に104万6,000円を、クジラの座礁に伴う経費に41万1,000円を、それぞれ関係する費目に充用している。

(歳入～総括)

- ・ 市税の不納欠損処分は、地方税法第15条の7第4項、第5項、及び同法第18条の規定に基づき行っており、5年時効消滅に係る処分が第18条、滞納処分の執行停止3年継続に係る処分が第15条の7第4項に基づくものである。
 固定資産税の現年課税分の不納欠損処分については、法人の倒産、解散により課税の客体自体が存在しなくなったことから、地方税法第15条の7第5項の規定に基づき不納欠損処分したものである。
- ・ 普通税の個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税に係る過去5カ年の不納欠損処分は、平成24年度が251件、1,118万3,162円、平成25年度が396件、1,876万1,937円、平成26年度が382件、1,937万6,442円、平成27年度が397件、2,137万6,579円、平成28年度が354件、1,417万2,423円である。
- ・ 不納欠損処分の理由の区分において、死亡者は、当該納税者が死亡し相続等が行われず、徴収不能となったもの、所在不明は、当該納税者との連絡がとれなくなり、転出先の住所地調査

等を行うも住所不定などで所在が不明になってしまったもの、倒産・破産は、倒産・破産により課税客体自体がなくなった、または倒産・破産をして財産等がなくなったもの、生活保護は、当該納税者が生活保護の受給者となったもの、担税力なしは、市の担当職員2名が当該納税者を訪問し、納税の相談を行いながら収入や生活状況等についても調査しており、その状況を係及び課において検討する中で、担税力が回復する見込みがないと判断されたものである。

- ・ 市税の滞納金の解消に当たっては、滞納者を訪問し相談しながら納税計画を立てて納税誓約書を取り交わし、分納などの方法により納税計画に沿って納税をしてもらうこととしているが、誓約が履行されないときは、さらに臨戸訪問を行い、収入の状況等を踏まえた納税計画の見直しの相談を行うなどして管理を行っている。一方、滞納者において生活が困窮し、納税計画の見直しを行っても分納などが見込めず、担税力の回復の見込みもないと判断したときは不納欠損処分をすることになる。
- ・ 地方交付税に関し、基準財政需要額が対前年比減となった要因は、公債費の交付税措置額の減に伴い約7,680万円の減、平成28年度から国勢調査人口によって人口数値が置き変わったことにより約4,800万円の減、包括算定経費の単位費用の減により約3,000万円の減となったことなどによるものである。
- ・ 平成28年度の普通交付税が前年度と比較して大きく減額となった主な要因として、普通交付税の算定において用いられる人口数値は、平成27年度までは平成22年度の国勢調査人口で算定され、平成28年度からは平成27年度の国勢調査人口で算定されており、平成27年度の国勢調査人口が平成22年度と比較して約1,500人減少したことが影響している。

また、公債費の減少に伴って公債費に係る交付税措置額が減少し、基準財政需要額を押し下げていることも影響している。

なお、普通交付税の算定における人口数値は、国勢調査人口に合わせて5年に1回置きかわり、今後5年間の中で平成28年度の算定額に対する影響が最も大きいのが、置きかわった年度に交付される額が一気に減額とならないように、人口数値急減補正により5年間かけて徐々に減額される仕組みになっている。

- ・ 基準財政収入額が対前年比増となった要因は、固定資産税の償却資産の増に伴い約3,100万円の増、地方消費税交付金が約2,800万円の増となったことなどによるものである。
- ・ 使用料及び手数料中、住宅使用料の不納欠損処分は、平成14年度から平成22年度までの滞納分であり、債務者は2名で、件数が173件、金額が523,700円である。また、理由別には、死亡者が80件、所在不明が24件、納付能力なしが69件である。理由区分の所在不明と納付能力なしは同一人物の債権であるが、途中で所在不明となったことから、平成21年3月に職権で削除し、市において退去届を作成したかたちになっている。
- ・ 住宅使用料の滞納分については、入居者については常時臨戸訪問を行い、退去した方についても定期的に訪問をして催告しており、転出者については催告書を送付するなどして、徴収に努めている。

住宅使用料の年度ごとの滞納繰越額は、不納欠損を除いたほかに徴収によって減額になってきている。

- ・ 住宅各団地の共益費の徴収は、それぞれ団地によって異なるが、一例で言うと共益費及び団地全体の電気料や公民館費等を、その団地の代表者がまとめて収納し、団地分として支払っている。なお、市は、共益費の徴収について基本的に指導を行っていないが、共益費の未納により団地全体の生活環境に支障が出るおそれがあるときなどは、入居者へ直接説明して、共益費を納入するよう指導した事例がある。
- ・ 交付税措置額の減額への影響に関し、以前から災害に強いまちづくりで自然災害防止事業債を活用して事業を実施してきており、平成7、12、17年度に実施したものが平成27年度で償

還が終わり、平成28年度からその償還がなくなったことが大きい。

- 以前も交付税措置率の高い公債費を活用して事業を行ってきたところであるが、平成26年度からは70%の交付税措置のある過疎債を活用しており、以前より残高に占める交付税措置率は高くなってきている。

平成28年度決算における地方債残高に対する交付税措置率は70.9%であり、平成19年度では58.4%であった。地方債残高に対する実質負担額は年々下がってきており、残高に占める交付税措置額は大きくなってきている状況にある。

- 特別交付税は、普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対する交付税であり、地震・豪雨災害等の大規模な災害が起きたとき、それに必要な財源を交付するものと、規定として定められた経費について算定されるものがある。交付税総額自体も減少してきている中で、他の地域などで大規模災害が起こると、被災地以外の地域に交付される特別交付税額は減少していくものと考えている。
- 普通交付税は、基準財政需要額と基準財政収入額の差額であり、大都市等の税収が大きな自治体は、一般的に歳入全体に占める普通交付税は少なくなる。

また、基準財政需要額に関し、本市は過疎対策事業債を平成26年度から借り入れており、まだ元金償還は始まっておらず、交付税措置額の中には利子分だけしか入っていない状況であるが、平成30年度以降は元金償還が始まっていくため、過疎債の元利償還金が基準財政需要額へ及ぼす影響は大きくなっていくと考えている。

なお、阿久根市、西之表市、垂水市が本市より普通交付税額が大きいことについては、本市よりも過疎対策事業債等の残高が非常に大きいところであり、過疎対策事業債の元利償還金が大きいことと基準財政収入額が小さいことの影響が大きいと考えている。

- 国庫支出金の収入未済額は、平成28年度中に交付決定を受けて、明許繰越財源となっているものであり、社会保障税番号制度関係費が176万8,000円、橋梁補修事業が1,180万1,000円、道路舗装修繕工事が180万4,000円、擁壁・法面変状対策事業が606万円、市営住宅建設事業が1,986万5,000円、公共土木の補助災害復旧費が1,921万2,000円で、合計6,051万円である。
- 収入未済額に関し、土木費分担金では、急傾斜事業において、県からの内示額が当初予定していた額より少なかったため、平成28年度に予定していた事業のうち委託分だけを実施し、未収分は翌年度に繰り越したものである。

災害復旧費国庫負担金では、14路線全部の災害復旧について繰り越し、現在、工事中のところもある。

土木費国庫補助金では、道路橋りょう費の関係が、新町・岩戸地区の橋梁補修事業及び水流上地区の擁壁・法面変状対策事業について、翌年度に繰り越したものである。また、住宅関係では、瀧山団地建替事業を繰り越したものである。

- 地方債残高は、集中改革プランの財政指標で103億円台を目標としていたが、現在、107億円程度になっている。地方債残高の元金償還額は、今後、10億円程度で推移していくと見込んでおり、毎年度の借り入れを10億円以上してしまうと、地方債現在高は減っていかないことになる。仮に10億円程度を借り入れた場合は、3億円程度は臨時財政対策債で、事業に使える地方債は7億円程度となり、その7億円程度で、今後、公共施設の老朽化対策等を行っていくこととなり、非常に厳しい状況が予想される。そういった中で事業を行っていくためには、なるべく交付税措置のある有利な地方債を活用しつつ、以前に借り入れた交付税措置のないものの繰上償還を行う中で、地方債残高に占める交付税措置率を高めていきたいと考えている。
- 分担金及び負担金中、児童福祉負担金の収入未済額は、74件で6,994,550円である。このうち平成28年度分の保育料の未納対象児童数が22人、その保護者数が17人で、平成27年度以前の保育料未納の対象児童数が30人、その保護者数が22人である。保育料の未納がある年度の

一番古い年度は平成10年度分である。また、1人の保護者で未納件数が一番多い方の件数は9件である。

- ・ 保育料は公法上の債権であり、消滅時効は5年とされていることから、保育料未納金の回収に当たっては、未納者に対し催告書を送付するとともに、電話あるいは戸別訪問等で債務の承認を得て、時効が完成しないように時効中断の措置をとるようしており、また、分納などの措置をとりながら回収している。一方、債務の承認は得ていても、収入等の状況で納入の滞り方や、現在、保育所にまだ子供を預けている方などは、新たな保育料が発生し、過年度の分までなかなか追いついていかないといった状況もある。
- ・ 使用料及び手数料中、住宅使用料の収入未済額は、平成6年度から28年度までに30人で1,546万3,720円の滞りがある。このうち、平成29年7月までに26件、15人分、41万2,500円の納入があり、うち2人は完納し、残りは28人となっている。また、平成28年度末の30人の未納者のうち、現在も市営住宅に入居している方は20人で、退去された方が10人である。
住宅使用料の未納分については、現在、入居されている方20人と退去者のうち6人は、分納等により納入されおり、退去者の4人は納入が滞っている。また、退去者の4人のうち1人は死亡しているが、相続人等を探し、回収についての交渉を行うようしている。
- ・ 予算の執行に当たって、予算に不足を生じた場合は、補正予算を議会に提出して、議決後に執行することが基本である。今回の市立病院事業会計の消費税の納付に関する流用については、流用する際に、医業外収益の中の支払利息及び手数料の項からその他雑損失に流用したが、その後、その他雑損失ではなく特別損失勘定に当たるとして、補正予算の議案を提出したものである。
- ・ 市立病院事業会計の消費税の納付の関係で、平成29年6月末にその他雑損失として計上された消費税納付額が今回の補正予算に計上されたことは、事後承認となり筋が通らないことであるが、今回の予算流用は、議会を招集するいとまや、納付期限から議決を経て納付されるまでの延滞税、無申告加算税などが大きくなることを考慮し、予算流用というかたちがとられたものと考えている。
- ・ 一般的に、予算の執行に当たって不足が生じるときは補正予算を編成し対応するが、例外的な措置として、法等で定められている範囲内において、予備費の充用あるいは流用が長限りでできることになっている。なお、流用をする場合は、予算の執行残が見込めて軽微なものというのが基本的な考え方であると考えている。今回の市立病院事業会計の消費税納付の関係では、通常の軽微なものには当たらないが、突発的なものとして対応されたのではないかと考えている。
- ・ 病院事業の運営に当たっては、地方公営企業法等において、常に企業の経済性を発揮するよう努めることや弾力的運用についても認められていることから、今回、目間の流用としてやむなく措置したが、7月末の例月検査の中で監査委員から特別損失勘定に当たるとしての指摘を受け、病院内で調整した結果、指摘どおり更正することと判断し、議会に予算を提出して議決をいただいたものである。なお、管理者のこれ以上損失を出してはならないという判断のもと、とられた措置であるが、監査委員からの指摘にもあるとおり、反省しなければならない。
- ・ 火之神公園に通ずる道路の管理は、道路の路肩等の草刈りを年2回行っていたが、今後、観光路線としてパトロールをしながら状況を確認し、早目に対応するように努めたいと考えている。
- ・ ふれあいとゆりの道づくり事業負担金は、明治蔵からニシムタまでの道路において、県が歩道部分のカラー舗装を行う事業に対し、市が80万円を負担するものである。
- ・ 地場産品販路対策事業は、県内外の物産展等の催事において、本市の特産品の宣伝・試食を

行うとともに、新たな取引先を開拓し、販路を拡大することを目的として、南薩地域地場産業振興センターに委託して行ったものである。また、本市特産品の販路を全国に広げる取り組みを今後も引き続き進めていきたいと考えている。なお、この事業において、若年雇用者1人を専用として販路開拓に充てている。

- ・ 食の自立支援事業は、希望者に給食を宅配サービスしており、1食当たりの単価は450円で、非課税世帯は400円としている。平成28年度の実績は、対象者が391名、延べ宅配数が9万2,623食である。

この事業は、ひとり暮らしの方や高齢者の見守りを行うことも目的としている。

1食当たりの単価については、これまで、食材費に係る経費を負担していただくという考えで運営してきたが、高齢者が利用しやすい単価に下げられないかということについては、ほかの高齢者対策等も踏まえながら、可能かどうか検討してみたいと考えている。

- ・ 多子世帯に係る保育料の一部に過徴収が生じたことに関し、過徴収であったことが判明した平成29年7月までは、平成28年度における保育料は正しく賦課徴収されているものとして会計処理はなされており、平成28年度の決算書にもその過徴収分が含まれている。この過徴収分の保育料相当額については、会計年度独立の原則により、平成28年度の保育料収入から返すことは不可能となっていることから、本年度の予算において過徴収分の保育料相当額を還付するため、今議会の補正予算に計上したところである。

今後、同様のミスが生じないように庁内でも十分反省し、適正な事務処理がなされるよう対応していきたいと考えている。

- ・ サン・フレッシュ枕崎の空調機器の修繕の内容は、コンプレッサーで圧縮された冷媒ガスの向きを変える四方弁と、それに伴う組み立て部品、パッキン、冷媒ガスの入れかえ、冷凍機油の入れかえなどである。

空調機の修繕について、生涯学習課関係の決算額の中では、特別な修繕料の計上はしていない。

- ・ 日本スポーツ振興センター災害共済給付事業において、本市の学校管理下における災害の発生件数と全児童または生徒数に対する発生率は、平成24年は、小学校が71件で発生率6.48%、中学校が53件で8.59%、平成25年度は、小学校が68件で6.43%、中学校が58件で9.72%、平成26年度は、小学校が66件で6.65%、中学校が56件で9.27%、平成27年度は、小学校が58件で5.71%、中学校が66件で11.52%、平成28年度は、小学校が55件で5.62%、中学校が49件で8.75%となっている。

全国における発生率は、日本スポーツ振興センターが毎年11月に公表している学校管理下の災害という冊子の中で、平成25年度は、小学校が5.94%、中学校が11.07%、平成26年度は、小学校が5.83%、中学校が10.93%、27年度は、小学校が5.73%、中学校が10.86%となっている。

- ・ 実質単年度収支が約2,000万円の赤字となった主な要因は、特別交付税が歳入予算を超過した額が平成27年度に比べ約1,600万円の減であったこと、財政調整基金については、歳入・歳出の状況を見て最終的に繰り入れる額を決めており、平成27年度に比べ歳入予算より約1,800万円下回った額であったこと、歳出予算では、国保の赤字補填の関係で、執行残の額的には平成27年度より約1,580万円減少したことなどにより、平成28年度の実質収支額は平成27年度実質収支額より減少したことや、財政調整基金の取り崩しが、平成27年度に比べ、災害復旧事業費に充てた一般財源が大きかったこと、ふるさと納税の返礼事業に充てた一般財源が大きかったことなどで大幅に取り崩し額がふえたことによるものである。

- ・ 市内各河川水質検査結果に関し、大腸菌群数は、前年度に比べ悪化しているところが多い状況である。

環境保全促進事業は、平成28年度から実施しており、環境保全に対する啓発活動や河川・海岸等の清掃活動を行う団体に対し補助金を交付するものであるが、この事業の開始により、河川水質検査結果にすぐに反映されるものではないと考えている。

- ・ 河川の上流等にある畜産施設が汚水処理施設を整備しているが、それに伴って河川及び地先海域の環境基準は改善されているのかということについては、汚水については、ある程度改善されているが、堆肥等の悪臭があることから、今後、農政課とも協議をしていきながら、悪臭改善に努めたいと考えている。

○委員からの意見・要望

- ・ 本市においても、高血圧等への対策に取り組み、健康寿命を延ばそうとしている中、職員健診の結果、高血圧等の職員が50%程度いるようであるが、職員が率先して健康寿命を延ばすための努力をしてほしい。
- ・ 過疎対策事業債のソフト分を危険空家の撤去に対する補助に充てている自治体が県内にあり、空き家の撤去に対し補助することは個人財産に対しての支援となり、公平性という観点からあまり優遇するとよくないと思っているが、本市の補助限度額は30万円となっている。家屋の問題に対する取り組み状況は、他の自治体も同様であり、内容的にも本市が定めている補助金の対象と条件についてはほとんど差異もないことから、危険空家の撤去に対する補助に対し過疎対策事業債のソフト分を活用することについて検討してほしい。
- ・ 市職員の採用試験については、厳正ということだけはしっかりと守られるようにしてほしい。
- ・ 乗合タクシー等に関し、高齢化、過疎化が進行している中、即座に乗合タクシーが実現できないのであれば、つなぎの措置として何らかの暫定措置を講じてほしい。
- ・ 乗合タクシーの実施については、国においても免許返納者の足の確保という面で検討しているようであるが、幼児、児童、高齢者等の交通の確保が必要であると思っており、他市町村においても、大体、予約制で週3回利用でき、1回300円となっていることから、本市においても今後検討してほしい。
- ・ 市内の各団体から地域おこし協力隊員との意見交換を行いたいとの要望があった場合、地域おこし協力隊員に参加していただけるように働きかけてほしい。
- ・ 悩み事を持っていてもなかなか打ち明けられない、迷っている人はたくさんいると思っている。家庭児童相談室では秘密を守ってくれるし、安心して相談に行けることから、相談室のことをどんどん広めて、市民が安心して暮らせるような地域をつくってほしい。
- ・ JR九州は、全体的な事業そのものは黒字でも、鉄道の赤字を何とかするというを言っており、本市を含む沿線4市が採算性のみをもって廃止をするなどと言っても、株式上場をしたなら、採算性のみとは言わないが、当然採算性を重視することから、特に西穎娃から枕崎の利用状況を把握し、危機意識を持って、いろんなかたちでJR対策を頑張してほしい。
- ・ 地域産業競争力強化に向けた漁港活性化事業については、平成25年度から実施し、平成29年度を含めると3,000万円程度の事業費となっているが、もう調査、調査と言っている時期ではないと思っており、何らかのしっかりした方向性を出してほしい。
- ・ 青年就農給付金事業に関し、給付条件の中に新規作物をつくることという制約があることについては、ゼロから始めるという点で、非常に手間がかかることや新たな機械購入の問題など、農業経営上も非効率な面が多いので、かかる条件を緩和していただくよう要望されたい。
- ・ 同事業が新規就農者を支援するという意味合いから考えた場合、志布志市や南九州市で取り組まれている研修施設を活用した新規就農者の研修等が効果を上げていると考えており、新規就農者が少ない本市においてもこのような踏み込んだ制度をつくってほしい。
- ・ カツオマイスター制度については、個々につくった名刺で枕崎をアピールしていただい

る方々もいるが、個人の情報発信には限界があると思うので、例えば節目となる時点でカツオマイスター同士の交流会の開催や全国のいろんなマイスターが集う交流会の開催に発展させるなど、枕崎をさらにアピールできるような取り組みも検討していただきたい。

- ・ 鯉船人めしや鯉大トロ井が Show-1 グランプリでグランプリをとった効果は、食のまち枕崎を発信するうえで非常に大きな役割を果たしてきたと思うが、このようなまちの魅力を発信するすばらしい機会は一たんなくなれば再び復活させるのは容易なことではないので、何とか続けていっていただけるよう、行政の側も積極的に取り組んでほしい。
- ・ 火之神公園へとつながる海沿いの道路は、草木が繁茂し車道に覆いかぶさっている場所があり景観上も好ましくない状況が見受けられる。同公園については整備が順調に進み、来園者の受け入れ体制はだいぶ整ってきたと思うので、アクセス道路についても草木等の適切な管理をお願いしたい。
- ・ 街路樹が植栽された市内の街路においては、場所によってその植栽が通行上の視界の妨げになっているとの市民の声をよく耳にするので、今後とも、交通事故が起きないように日頃の点検、維持管理に十分配慮していただきたい。
- ・ 農村部においては、市道で有る無しにかかわらず、生活道路の管理は自分たちの手で草刈り等を行うなど自治意識を持って行っているので、市街地の街路についても身近にある通り会等で低木の管理程度はできないものか検討してほしい。
- ・ 排水ポンプ等の取りかえに当たっては、多額の費用がかかることから、単に耐用年数が経過し老朽化したから取りかえるということではなく、費用や定期点検の結果などさまざまな観点からチェックし、慎重に取り組んでほしい。
- ・ 就学援助費に関し、入学準備金を来年度から入学前に支給するようにしてほしい。
- ・ 議会費に関して、決算報告書に記載されている議案等の議決結果は、暦年での統計となっているが、決算報告書は会計年度決算となっていることから、件数等については会計年度に合わせて示してほしい。
- ・ 市立病院事業会計の消費税納付の関し、議会への対応については、ほかにもやり方があったと思うが、予算を執行した後に議決を求めるといったことは、今後一切やめるよう要望する。
- ・ 火之神公園や他の観光名所につながる、いわゆる観光道路の草木の除草などについては、観光客等に不快な思いをさせないように優先的に草払い等をするなど、市全体で取り組んでほしい。

◎認定事項第2号平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

◎認定事項第3号平成28年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○決算の概要

- ・ 平成28年度の当初予算は45億0,412万4,000円で、平成27年度当初予算と比較して約1.7%の増となり、その後5回の補正を行い、最終予算現額は45億1,716万4,000円となった。
- ・ 歳入は、調定総額44億9,762万2,000円に対して、収入済額44億1,848万1,000円となり、不納欠損額が874万6,000円、収入未済額が7,039万5,000円となった。
- ・ 歳出は、予算現額45億1,716万4,000円に対し、支出済額が44億1,449万3,000円で、不用額が1億0,267万1,000円となり、歳入歳出差引額は398万8,000円となった。
- ・ 療養給付費等負担金については、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に対する負担金として、予算現額6億7,495万3,000円に対して、6億8,643万0,426円の交付となった。
- ・ 平成15年度から制度化された高額医療費共同事業負担金は、保険者拠出金の対象事業費の4分の1相当額2,570万0,668円が、国・県支出金として、それぞれ交付されている。
- ・ 国庫補助金は、普通調整交付金が前期高齢者交付金の交付額の減少などにより、平成27年

度と比較して1,090万8,000円増の2億7,941万1,000円、特別調整交付金は、保険者努力支援制度分の418万9,000円の増などにより、平成27年度と比較して615万8,000円増の7,718万6,000円となった。

- ・ 退職者分の保険給付費等に対して交付される療養給付費等交付金については、2億5,801万円の予算現額に対して、2億4,186万4,273円の交付となった。
- ・ 前期高齢者の医療費等の財政調整として、平成20年度から制度化された前期高齢者交付金は、予算現額7億8,562万7,000円に対し、7億8,562万7,267円の交付となり、前年度より3億1,063万0,375円の減となっている。
- ・ 県補助金のうち普通調整交付金は、前期高齢者交付金の交付額の減少などにより、前年度より784万5,000円増の1億2,258万7,000円の交付となった。また、特別調整交付金は、平成27年度から新たに追加された保険財政共同安定化事業の対象が全医療費に拡大されたことによる影響額調整加算額として3,201万6,000円交付されたが、平成28年度はこの項目の対象とならなかったことなどにより、前年度より3,068万6,000円減の1,806万5,000円の交付となった。
- ・ 共同事業交付金については、1件80万円以上の高額な医療費を対象とした高額医療費共同事業交付金と、平成27年度から制度改正により1件80万円未満の医療費が対象となった保険財政共同安定化事業交付金を合わせて11億2,075万0,175円の交付となり、前年度より9,933万0,271円の増となっている。
- ・ 他会計繰入金については、予算現額4億2,820万8,000円に対して、3億6,820万7,353円の繰り入れとなっており、前年度より1億1,569万2,117円の減となっている。減となった主な理由は、平成27年度で償還が完了したことによる県広域化等支援基金貸付金償還金分の皆減と、その他一般会計繰入金の3,666万7,000円の減などである。
- ・ 広域化等支援基金貸付金については、予算現額8,000万円に対し、同額を借り入れている。これは、平成28年度の前期高齢者交付金が前年度と比較して大幅に減額になったことに伴う財源不足に対応するための措置である。
- ・ 借り入れに伴う償還については、平成30年度から5年間の均等償還となり、償還財源は、平成28年度前期高齢者交付金の平成30年度における精算追加交付分を充てる考えである。
- ・ 歳出の構成比は、保険給付費60.8%、後期高齢者支援金8.0%、介護給付費・地域支援事業支援納付金3.3%で、合わせて72.1%を占めている。このうち保険給付費については26億8,328万9,787円で、前年度より一般被保険者の療養給付費は2.5%の減、療養費は13.1%の増、高額療養費は7.7%の増となっている。
- ・ 退職被保険者等は、療養給付費で35.7%、療養費で7.3%、高額療養費で32.4%、それぞれ減となっている。これを被保険者1人当たり療養給付費で比較すると、前年度より一般被保険者が0.6%減の34万3,094円、退職被保険者等が7.0%減の39万8,620円となっている。
- ・ 被保険者数は、年間平均で一般被保険者数が前年度より123人減の6,328人に、退職被保険者等は121人減の272人に、全体では244人減の6,600人となった。
- ・ 後期高齢者支援金については、平成20年度から創設された後期高齢者医療制度への支援金であり、支援金3億5,304万2,708円及び事務費拠出金2万5,713円の合計3億5,306万8,421円を支出している。
- ・ 介護給付費・地域支援事業支援納付金については、平成28年10月の被用者保険に係る制度改革に伴い、制度改革の前後における調整を行った現年度分1億7,100万5,124円から平成26年度の精算額2,539万7,328円を減算した1億4,560万7,796円を納付した。
- ・ 共同事業拠出金については、国保連合会が実施主体となる高額医療費に対する再保険事業で、1件80万円以上の医療費を対象とする高額医療費拠出金と、平成27年度から制度改正により1件80万円未満の医療費が対象となった保険財政共同安定化事業拠出金を合わせ10億4,788万

1,440円を抛出し、前年度より35万5,904円の増となっている。

- ・ 保健事業費については、特定健康診査等の事業に要する経費として1,390万3,393円を支出している。そのほかに、健康づくり体験教室、市民健康教室等を実施した。また、人間ドック補助も行っている。
- ・ 医療費適正化特別対策事業及び保健事業費では、従来からのレセプト点検の充実・強化、看護師嘱託員2名による重複・頻回受診者の訪問指導のほかに、平成28年度から県の全額補助事業として糖尿病重症化予防事業を実施し、その経費55万6,767円を含む702万1,100円を支出し、保健事業費合計では3,053万1,015円を支出した。
- ・ 諸支出金については、保険税還付金155万8,800円、還付加算金1万1,900円、償還金5,196万7,291円の合計5,353万7,991円である。
- ・ 国民健康保険税は、当初予算において総額5億6,874万7,000円を計上し、その後1回の補正を行い、最終的な予算現額は、現年課税分・滞納繰越分合計で5億5,179万7,000円を計上した。
- ・ 収入済額は、現年課税分・滞納繰越分合計で5億5,581万2,493円となり、予算現額に対し401万5,493円の増、前年度決算額より3,417万7,266円の減となった。
- ・ 収納率は、現年課税分が96.7%で対前年度0.5ポイントの上昇、滞納繰越分が25.4%で対前年度0.7ポイントの上昇、全体では87.6%で前年度より1.1ポイント上昇し、県下19市における順位は、引き続き1位を継続できた。

今後においても、厳しい納税環境の中ではあるが、税の負担の公平という観点からも、滞納処分の強化をさらに徹底しながら、繰越額の縮小と収納率の向上に向けて取り組んでいく。

- ・ 枕崎市後期高齢者医療特別会計の当初予算は3億2,571万5,000円で、その後1回の補正を行い、最終予算現額は3億2,817万9,000円となった。
- ・ 歳入は、調定総額3億2,294万5,000円に対し、収入済額3億2,192万7,000円となり、不納欠損額10万7,000円、収入未済額が91万1,000円となった。
- ・ 歳出は、予算現額3億2,817万9,000円に対し、支出済額が3億1,963万1,000円で、不用額が854万8,000円となり、歳入歳出差引残額が229万6,000円となった。
- ・ 歳入の主なものは、一般会計繰入金は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金として1億1,242万5,512円の繰り入れとなった。
- ・ 歳出の主なものは、総務費は、事務経費として242万9,681円を支出している。
- ・ 後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と延滞金を合わせて2億0,616万4,959円と基盤安定負担金1億0,947万3,512円の合計3億1,563万8,471円を納付した。
- ・ 後期高齢者医療保険料は、現年度分・滞納繰越分合計で予算現額2億1,241万1,000円に対し、収入済額2億0,649万4,218円で、予算現額に対し591万6,782円の減、平成27年度決算より460万2,677円の増となった。
- ・ 収納率は、現年度分が99.6%で前年度と変わらず、滞納繰越分が76.7%で前年度より2.5ポイント下落したものの、全体では99.5%と前年度と同じ水準で収納できたが、県下19市における順位は7位で前年度の5位から順位を下げる事となった。

○当局の説明

- ・ 医療費における薬価の推移については、高額薬剤費は平成27年度と平成28年度を比較するとふえているが、調剤費全体で見た場合、平成27年度と平成28年度との比較は、費用額で約4,000万円、率では7.8%の減となっている。
- ・ 高額薬剤の影響については、全国規模では、平成27年度と平成28年度を比較すると、薬剤の単価は下がっているが、本市の医療費における薬剤の影響はふえている状況である。
- ・ 平成27年度と平成28年度の前期高齢者交付金の金額の差が大きい理由については、算定の

もとなる前期高齢者の医療給付額が一番大きな要因とと考えている。平成28年度前期高齢者の概算給付費額が約14億1,000万円であったが、平成27年度は16億8,000万となっており、その差額は約2億7,000万円であった。

- ・ 一般分の前期高齢者分の療養給付費の推移については、平成26年度約11億9,900万円、平成27年度約13億6,400万円、平成28年度約13億6,600万円となっており、平成26年度から平成27年度にかけてかなり増加しているが、平成27年度と平成28年度はほぼ横ばいである。
- ・ 同様に、前期高齢者以外については、平成26年度約9億3,700万円、平成27年度約8億6,000万円、平成28年度約8億2,400万円、平成26年度が高く、その後は減少傾向となっている状況である。
- ・ 国保全体では、平成27年度から平成28年度にかけて減少している。
- ・ 1人当たり医療費がふえていることについては、高額薬剤の使用が医療費を押し上げているということもあるかと思うが、循環器系をはじめとする1件80万円以上の高額な医療費が高いレベルで推移しているということが全体的に医療費を押し上げている要因ではないかと考えている。
- ・ 高額共同事業について、高額医療費共同事業交付金の対象になっている件数は449件、保険財政共同安定化事業交付金の件数は13万2,132件となっている。
- ・ 高額薬剤の実績額は、オプジーボが584万6,320円、ハーボニーが2,361万9,080円、ソバルディーが710万4,720円、ヴィキラックスが710万4,440円となっている。
- ・ 高額療養費制度については、現在、70歳未満と70歳以上の方に分かれており、70歳未満の場合は、所得もしくは住民税の非課税の状況に応じて5段階に分かれている。70歳以上の場合は、現役並み所得者から低所得1まで4段階に分かれている。
- ・ 高額医療費の例として、過去に循環器の疾患で一月1件当たり400万円程度の医療費の方がおり、その方が仮に非課税世帯であれば自己負担限度額は3万5,400円であり、4回以上継続している場合は2万4,600円となる。残りの額は国保で負担することになる。
- ・ 一般分の前期高齢者に係る療養給付費の金額については、平成24年度が約12億8,600万円、平成25年度が約13億4,600万円である。
- ・ 前期高齢者の人数は、平成24年度2,676人、平成25年度2,773人、平成26年度2,836人、平成27年度2,908人、平成28年度は2,932人となっている。
- ・ 平成26年度の医療費が少なかった理由については、平成26年度の高額レセプトが月平均で32件、4,100万程度であったが、平成27年度は件数で36件、金額で約4,800万円であり、比較すると件数で4件、金額で700万円少なかったことが要因として考えられる。

なお、同様に前期高齢者分についても、平成26年度は月平均の件数は15件、金額で約2,000万円であったが、平成27年度は件数で21件、金額で約2,900万円となっており、平成26年度が少ない結果となっている。
- ・ レセプト点検の効果額については、平成28年度は約383万4,000円となっている。
- ・ 再審査請求率については、全レセプト枚数に対し、再審査を請求したレセプトの枚数の割合であり、平成28年度は0.4%であった。
- ・ 1人当たり医療諸費について、入院は21万0,814円、入院外は15万4,221円となっている。
- ・ 1人当たり医療費については、本市は平成28年度で、19市中4番目に高い金額と見込まれている。

理由については、本市は生活習慣病、特に循環器系の受診率が高いことや、入院では精神科の入院患者が多いことなどが原因であると考えている。

対策として、精神疾患の入院費もしくは治療費を引き下げることが難しいことから、生活習慣病の発症予防もしくは重症化予防に取り組んでいくことが現在の重点項目である。

- ・ レセプト点検の効果額が県下でも低い原因については、医療機関の過誤が少ないこともあると思うが、点検員のスキル向上対策も必要であることから、南薩地区協議会の研修会や、県もしくは国保連合会の研修会にも参加している。
- ・ レセプト点検については、来年度からの広域化に伴い、県が主体となって新たに地区単位の研修会を実施し、スキルアップを目指す打ち出ししていることから、本市としても県と連携して、その取り組みを推進していきたいと考えている。
- ・ 医療費適正化事業については、県から2分の1の補助がある。レセプト点検に係る助成人数に制限はないが金額に限度額があり、限度額を超えた場合は、一般財源になる。
- ・ 医療費については、県に移管後は、県全体の医療費を推計した上で、事業費納付金を算定する際に、本市の医療費水準が反映されることから、これまで以上に国保の医療費適正化に努める必要があり、県に移管されたからといって、これまでの取り組みと大きく変わることはないと考えている。
- ・ 平成30年度以降の財政安定化支援事業の繰入金等については、事業費納付金の算定の段階で各市町村ごとにその金額が差し引かれることとなっている。
- ・ 国の財政安定化支援事業に係る普通交付税措置の算定について、被保険者の応能割保険負担能力が特に不足していることにおいて、減額となった理由については、保険税の軽減を受けている世帯の割合が平成28年度は3,946世帯中2,551世帯で64.6%、平成29年度は3,954世帯中2,475世帯で62.6%となり、2.0ポイント減少していることが大きな要因である。
- ・ 財政安定化支援事業の基礎数値については、平成29年度の国保財政安定化支援事業の基礎数値の減額対象世帯数、減額対象被保険者数は、平成28年度の市町村課税状況調べの第2表、平成27年度国民健康保険税の実績等に関する調べから持ってきている。平成28年度のものについては、これのまた1年前の実績数値となる。
- ・ 国保税の軽減世帯は、平成28年3月31日現在、国保加入世帯が4,122世帯、被保険者数が6,714人、うち軽減を受けている世帯が2,475世帯、被保険者数は3,801人であり、うち7割軽減は1,291世帯で1,670人、5割軽減は685世帯で1,221人、2割軽減は499世帯で910人である。平成27年3月31日現在、国保加入世帯が4,180世帯、被保険者数が6,910人、うち軽減を受けている世帯が2,551世帯、被保険者数が3,992人であり、うち7割軽減が1,397世帯で1,804人、5割軽減が632世帯で1,171人、2割軽減が522世帯で1,017人である。平成26年3月31日現在、国保加入世帯が4,302世帯、被保険者数が7,174人、うち軽減を受けている世帯が2,332世帯、被保険者数が3,574人、うち7割軽減が1,435世帯で1,870人、5割軽減が276世帯で605人、2割軽減が世帯数621世帯で1,099人である。
- ・ 軽減世帯の状況については、平成25年度末と平成26年度末の比較では、軽減世帯が219増となっており、国が低所得者対策ということで国保支援をしていることから軽減対象者がふえるのではないかということには当てはまっているが、平成26年度末と平成27年度末との比較では76世帯減少している。
 なお、国保加入世帯の課税標準の集約を見ると、総体的な動向は右肩下がりというような状況となっている。
- ・ 病床数が特に多いことについては、算定項目に病床数の項目はあるが、今回の金額には反映されておらず、医療費部分が反映されている。
- ・ 制度改正後の国保連合会の役割については、国保連合会でシステム管理を行うことにより、高額医療費に関して、現行では、本市に住所を有する方が、4回以上該当した場合に多数該当となるが、今後は県内ほかの市町村に行っても継続されることや、その他、医療費の支払いにおいて、市町村の事務の効率化のために直接払いの方向で検討が進められているなど、ますます大きくなっていくと考えている。

- ・ 第三者行為に係る求償事務については、交通事故等によりけがをした場合には、一たん医療保険を適用するが、第三者の過失によって起こされたものであることから、第三者に対して請求をするものである。
- ・ 制度改正後の第三者行為に係る求償事務の対応については、これまで交通事故等をレセプト等で把握し、当事者へ連絡し、届出を促し、その届出書を国保連合会に送付して、その後、国保連合会に対応してもらうという業務の流れになっているが、今後は対象者の把握の強化、加害者が任意保険に加入していない場合の直接請求等についても国保連合会で取り組んでいただくということをうかがっている。
- ・ 平成30年度以降の保険税については、制度改正により、将来的には県内全体の平準化に向けて取り組んでいくと考えているが、鹿児島県内においては1人当たりの医療費の差が大きいこと、また医療を受けられる環境が違うということがあり、今のところは平準化は難しい状況である。
- ・ 本市の保険料水準については、新聞報道によると、平成29年度試算ベースでは、平成27年度の決算と比較すると16.42%下がると掲載されていたが、平成27年度分は法定外繰入が反映されていない金額であり、軽減分を含んだ金額である。一方で、平成29年度分は、34項目の前提を踏まえての試算結果であり、平成30年1月に県から示される予定の本係数に基づく平成30年度分の確定の数字を見ない限り、今の段階で上がるか下がるかというのはわからないところである。
 なお、現在、庁内では、さまざまな試算や分析を行いながら、慎重にその対応を図っているところである。
- ・ 新聞報道の1人当たりの保険税必要額については、国のガイドラインに基づいて算定された結果である。
- ・ 制度改正後の保険税の分析については、市町村が本来集めるべき保険税は、国のガイドラインによると、保険税調定額に保険税軽減分に係る繰入金や決算補てん目的分の法定外繰入金などを加算し算出した金額になっている。また、それが新聞報道で示された平成27年度分の金額のもとになっている。一方で、今回、県の試算結果によると、平成29年度の本市が本来集めるべき保険税額については、全体で約6億2,000万円と示されているが、本算定時点での今年度の保険税収納見込額と保険税軽減見込額と合計すると約6億円と見込んでおり、その差額が現状でも2,000万円程度不足することになる。
 また、県の説明では、今回の試算結果を平成30年度からの保険税賦課に関する検討の参考にすることとしているが、本市としては、県の試算はあくまでも1,700億円の公費拡充のうち1,200億円だけを反映して平成29年度ベースの納付金を推計したものであること、34項目の前提を考慮する必要があること、激変緩和の設定方法により、さらに変動があることなどに十分注意が必要であることから、現段階では、年明けに示される確定通知に基づく納付金に向けて、慎重に保険税賦課に関する調査研究、検討を進めていく考えである。
- ・ 税をどうしてもまとめて支払えない、期ごとの納期分も支払うことが厳しいとの相談があった場合の対応については、納税者が管理収納係の地区担当と協議を行い、6期に限らず一月ずつ分けて納付していただくなど、その方のケースにより、生存権を侵さない範囲の中で納付が可能な金額等を判断しながら、分納の相談をしていくこととなる。
- ・ 分納の約束をした場合は、担当が約束どおりに納めているかしっかり管理をしており、滞った場合には、状況を確認し、再度相談することとなる。例えば、急に失業した場合には、仕事が見つかるまで待つが、仕事が見つかった場合には、その分も含めて納めるための相談を行うなど、それぞれのケースによって担当が相談することとなる。分納が滞った場合、当然、納税者も苦勞することになるが、担当も非常に苦勞をしながら納付の管理をしていくという状況で

ある。

○委員からの意見・要望

- ・ 前期高齢者の医療費が全体の医療費に影響を及ぼすことから、きちんとデータをつかんで分析していく必要があると思っており、医療費が年度によって大きくふれたら国保会計に大きく影響してくることから、きちんとチェックしてほしい。
- ・ 本市の再審査請求率は県下で一番低いことが国保財政効果にも反映されていると思っていることから、レセプトの二重チェックや、民間に委託するなどすれば効果が上がると思っており、そのようにしてほしい。

◎認定事項第4号平成28年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算

○決算の概要

- ・ 当初予算額は23億7,196万9,000円で、その後2回の補正を行い、最終予算額は24億8,235万7,000円となった。
- ・ 歳入は、調定額24億0,793万5,000円に対し、収入済額24億0,063万2,000円、不納欠損額156万1,000円、還付未済額4万7,000円、収入未済額578万9,000円となった。
- ・ 歳出は、予算現額24億8,235万7,000円に対し、支出済額22億7,231万6,000円で、2億1,004万1,000円の不用額となり、収支残額は1億2,831万6,000円となった。
- ・ 歳入総額24億0,063万2,000円に対し、歳出総額22億7,231万6,000円で、差し引き1億2,831万6,000円の黒字となった。
- ・ 総務費は介護保険の事務経費であり、4,463万7,000円の事業費のうち約89%に当たる3,957万2,000円を南薩介護保険事務組合負担金が占めている。
- ・ 保険給付費は平成28年度の計画額22億7,121万円に対し、20億8,042万2,000円の支出となり、計画額に対し1億9,078万8,000円の減となったが、この理由は、居宅介護サービス費については定員18人以下の通所介護3事業所が地域密着型サービスに移行したことのほか、通所リハビリテーション及び訪問介護が利用者の減により減少したこと、介護予防サービス費については利用者の減少等によるものである。また、平成27年度実績に対しては8,054万6,000円で4.0%の増となったが、この理由は、地域密着型介護サービス給付費については定員18人以下の通所介護3事業所が地域密着型サービスに移行したことや27年度まで利用のなかった定期巡回・随時対応型訪問介護の利用者が新たに増えたこと等によるもの、施設介護サービス給付費については市外の介護老人保健施設利用者の増等によるものである。
- ・ 地域支援事業費は、要支援・要介護状態になることを予防し、できるかぎり地域における自立した日常生活を支援するための事務経費である。
- ・ 基金積立金は、介護給付費の財源等としての介護給付費準備基金への積立金である。平成28年度末の介護給付費準備基金の残高は1億8,693万5,000円となっており、前年度末と比較すると2,638万円増加している。
- ・ 諸支出金は、介護保険料の還付金並びに平成27年度分に係る介護給付費負担金等の国・県への償還金、介護給付費交付金等の社会保険診療報酬支払基金への償還金及び一般会計繰入金金の精算返納分である。

○当局説明

- ・ だれもが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる地域包括ケアシステム構築に向けて、市民向け講演会を開き意識啓発をしたり、地域や多様な事業者等による支え合いのシステムづくりに取り組んでいる。新しい総合事業の取り組みのための事務を平成28年度中から進めており、29年度から事業を開始している。

- ・ 総合事業の対象者は、要介護認定を受けていない方に限らず、要支援1及び要支援2の認定を受けている方、要介護認定を受けていないが要介護・要支援になりそうな方のうちチェックリストで事業の対象者に該当する方たちである。
- ・ 本市で29年度に取り組んでいる総合事業は、基準型の通所介護、緩和型の通所介護、基準型の訪問介護である。実施主体としては、基準型は従来予防事業、介護事業をやっていた事業所で、緩和型は新たな指定を受けてやっていることから、移行により直ちに利用者が減少するというわけではない。
- ・ 平成29年8月の要支援1、要支援2の方及び総合事業のサービス利用者は、従来の予防給付が208人、総合事業の利用者が61人、合計269人である。
- ・ 通所介護または訪問介護を利用されていた方は、平成28年4月現在で180名、平成29年5月1日現在で177名であり、さほど減少していない。
- ・ 要支援1及び要支援2の合計が372名から357名に減っているのは、予防給付から総合事業のほうに順次移行しているからと思われる。
- ・ 利用料は、基準型の通所介護サービス、訪問介護サービスについては従来どおりの金額であり、自己負担は変わらない。事業所のほうも、金額は変わらない。
- ・ 要支援1及び要支援2の方及び総合事業対象者の基準型訪問介護サービス利用料は、週1回程度で月に1万1,680円、週2回程度で月2万3,350円であり、基準型通所介護サービス利用料は、週1回程度で月1万6,470円、要支援2の方が週2回程度利用する場合は月3万3,770円である。
- ・ 高齢者元気度アップ・ポイント事業の登録者数は、平成28年度が1,508人、27年度が1,318人、26年度が1,069人、25年度が696人で、ポイントを商品券に交換された方は、平成28年度が998人、27年度が896人、26年度が765人、25年度が484人であり、事業開始の25年度からすると現在は2倍程度になっている。
- ・ てげてげ広場事業に平成28年度で116名が登録しているが、その中で要支援1、要支援2、介護1の方が8名ほどいる。
- ・ 健康な高齢者も支援が必要な高齢者もあわせて参加できるような高齢者元気度アップ・ポイント事業を継続し、今後も健康維持や介護予防の取り組みとして支援していく。
- ・ 枕崎市の高齢者は、高齢者元気度アップ・ポイント事業でためたポイントを、ほかの事業で使うよりも、自分で商品券に交換して地域で使っていくことを楽しみにされているようである。地域通貨制度等、今後ポイントのほかの使い方についても研究していく。
- ・ 特別養護老人ホームに入れる基本的な介護度は要介護3以上となっているが、実際には要介護4、5でも、家族や周りに支えられながら各種在宅サービスを利用し、自宅で生活している人もいる。
- ・ 独居の方でも住み慣れた地域で幸せに暮らせるように、普段から地域の方々と交わる環境づくりを行い、事業者や地域の方も生活の支えをしてあげられるような、枕崎の地域性に合った枕崎版の地域包括ケアシステム構築に取り組んでいる。
- ・ 高齢者の入所する老人福祉施設では、保育園児たちが定期的に訪問し、高齢者とのふれあい活動を行っている。
- ・ 要介護認定については、南薩介護保険事務組合で認定審査事務をやっている。通常は一月ぐらいの間に判定が出るのが基本であるが、最近南薩介護保険事務組合がみずから調査を行う申請件数が多く、遅れが出ている状況にあるため、介護保険事務組合では今年度調査員の非常勤職員を増員し、認定審査の期間短縮に努めている。
- ・ 特別養護老人ホームのことし6月現在の待機者は合計100名である。
- ・ 平成28年度の介護老人福祉施設の利用者は月平均で126名、介護老人保健施設は月平均で

153名である。

- ・ 要介護認定率が下がっている要因の一つとして、これまで継続してやってきた筋トレサロンなどといった取り組みにより、体力の衰えの進行を防いでいるのではないかと考えている。
- ・ 本市の要介護認定率が低い要因の分析については、今後何らかの方法でやっていく。
- ・ 成年後見人申請本人負担分は、成年後見人を申し立てる方がいない場合、市長が本人にかわって成年後見人を申し立てる際に一たん申請費用を立てかえるが、裁判所が審判後確定した申請費用に係る本人負担分である。平成28年度の法定後見の申し立ては3件で、本人負担分は524円であった。
- ・ 成年後見人制度に関し、物事の判断力が低下して経済行為ができないおそれがあるといった方については、成年後見人を立てる必要がある。成年後見制度の利用については、現在、広報紙等で周知しているが、今後さらに効果的な周知の方法を考えたい。
- ・ 介護保険サービスを受ける場合、2割負担となる合計所得金額は160万円以上となる。この場合の収入金額は、単身で年金のみであれば280万円以上、2人以上の世帯で346万円以上となる。

○委員からの意見・要望

- ・ 要介護認定おくれにより、その間サービスを受けられない状態の生活を強いられた高齢者がいた。認定審査をもっとスムーズにできるようにしてほしい。
- ・ 成年後見制度について、より理解してもらえるような効果的な周知に努めてほしい。

◎認定事項第5号平成28年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

○決算の概要

- ・ 平成28年度予算は当初8億7,749万5,000円で前年度当初予算に比較して約10.4%の増となり、その後3回の補正を行い、最終予算現額は7億7,999万6,000円となった。
- ・ 歳入は、調定総額7億8,711万4,000円に対し、収入済額7億4,962万9,000円、不能欠損額13万円、収入未済額3,735万5,000円となり、調定額に対する収入割合は約95.2%である。
- ・ 歳出は、支出済額が7億2,734万5,000円で、平成28年度の形式収支は2,228万4,000円、実質収支は2,222万3,000円となった。
- ・ 繰越明許費として、枕崎終末処理場の長寿命化計画に基づく改築更新事業費4,547万円を翌年度に繰り越したが、その財源である特定財源及び一般財源のうち特定財源については未収のため、翌年度に繰り越すべき財源は一般財源分の6万1,000円のみである。
- ・ 平成28年度の整備状況は、大堀補助支線污水管路施設工事、延長895.5メートル、単独事業の立神北町地区污水管路施設工事、延長98メートル、公共下水道取付管設置工事及びマンホール設置工事を実施した。
また、処理施設については、長寿命化計画に基づき、夾雑物除去装置・し渣脱水機の改築更新と水処理施設の実施設計、松之尾污水中継ポンプ場の詳細設計を行ったほか、管渠・マンホール等の長寿命化計画を複数年で策定中である。
- ・ 当該年度の污水管路延長は993.5メートルで、平成28年度末現在の污水管路総延長は10万5549.46メートルとなった。
また、当該年度に8ヘクタールを新たに整備し、平成28年度末現在の整備済面積は430.4ヘクタールとなり、現認可区域面積434.9ヘクタールに対し99.0%の整備率である。
- ・ 水洗化戸数は、昨年度より45戸増加し5,723世帯となり、平成28年度末現在の水洗化率は87.7%である。

○当局説明

- ・ 現認可区域における今後の整備計画については、現在整備中である立神北町が終われば外港のみが残るが、外港のほとんどは県の所有地であることや、この区域は夜間は人がおらず昼間の使用料しか得られないことが想定されることから、今後、費用対効果の面、接続の可能性についての意向等も調査しながら検討していきたいと考えている。
- ・ 公営企業会計への移行作業の進捗状況は、現在、関係する業務を発注し、その中で固定資産及び評価業務に係る調査として、減価償却費の算出の基礎となる資産管理に関する算定をお願いしているほか、移行事務支援業務として、法適用に伴い必要な事務手続きを円滑に進めるために、関係部局との調整、勘定科目の設定支援、条例・規程等の作成支援、職員の研修、会計システム導入に係る支援のほか、予算調整の支援といった支援業務も入れ込んでいる。
- ・ 公営企業会計移行に係る県内19市の取り組み状況については、現在、鹿児島市のみが移行しており、資産等が少ないという理由で来年からという市が二、三あるが、本市を含めそのほかの市は平成29年度までに作業を進めているところである。
 なお、この法適用については、人口3万人を超える市は必ず平成32年4月からの適用が義務付けられているが、本市においても同様に平成32年4月からの適用を予定している。
- ・ 公営企業会計における過疎対策事業債の借り入れ基準は、事業費から国庫補助金等を除いた市の負担分の50%が限度とされている。
- ・ 地方債の借入利率は近年2%から0%台へとだいぶ下がってきているが、地方公共団体金融機構や財政融資資金からの過去の借り入れ分に4%台の高めのものも未償還分が残っており、平成28年度末現在における4%台の借入残高は2億0,800万円程度である。
- ・ 地方債の繰上償還については、償還に伴い機構等の融資先が失う損失を補償金として支払わねばならないため、借り換えのメリットもないことから、現在のところ考えてはいないが、繰上償還をした平成19年度頃のような補償金の支払いが生じない制度が出てきた場合は、利率の高い借入金の繰上償還をしたいと考えている。
- ・ 水産加工場の下水道への接続状況は、平成28年中に1社が廃業、1社が接続したことにより、平成28年度末現在、加工場数39社のうち32社が接続している状況で、82.1%の接続率である。
- ・ 接続できていない7社については、2社が2年後までには接続する意向であり、残り5社にも接続のお願いに回っているが、加工場の場合は接続に要する工事費や使用料以外に水質料金の負担も伴ってくることなどが接続をためらっている理由と聞いている。
- ・ 下水道接続に係る水産加工場への支援策としては、新たに公共下水道に接続する工場に対して工事費の20分の3以内かつ50万円を限度とする補助制度があり、平成28年度実績で立神地区の工場1件の接続がなされたところである。
- ・ 現在整備中の立神北町を含め立神地区の一部については、供用世帯の中でも水洗化が進んでいない状況が見受けられるが、その理由としては、今ある浄化槽で間に合っている、高齢の年金生活者世帯で水洗化は経済的に難しいといったことが障壁になっているのではないかと考えられる。
- ・ 水洗化率向上の取り組みとしては、9月10日・下水道の日としている毎年9月には職員が接続率の低い地域を重点的に戸別訪問し、下水道接続の趣旨、汚水処理方法の違いと経費面の比較などを説明しながら接続をお願いしている。
- ・ 汚水処理方法の違いによる経費の比較について、2人家族が月に19トン使うと想定した場合の年間の使用料は、5人槽の場合、単独浄化槽3万2,155円、合併浄化槽3万7,905円に対し、下水道3万0,456円で、7人槽の場合、単独浄化槽3万5,359円、合併浄化槽4万9,105円に対し、下水道3万0,456円で、いずれも下水道のほうが安くなるという試算が出ている。
- ・ 平成28年度から新たに供用開始が始まった区域の方々に下水道接続に関するアンケートを

行っているが、その中では、1年以内につなぐというのが30.4%、2年以内が0%、3年以内が12.5%、現在接続利用に向けて検討中というのが35.7%、接続の予定がないというのが16.1%というような状況である。

- ・ 受益者負担金の収入未済額の件数は、第1次区域183件の14人、第2次区域398件の29人、第3次区域518件の29人、第4次区域88件の10人で、そのうち一番古いものは昭和59年度から賦課した分となっている。
- ・ 収納事務に当たっては、年度当初、8月及び年明けの2月の計3回、催告の手続きを行っているが、なかなか入れていただけない状況にある。

○委員からの意見・要望

- ・ 今後の事業のあり方を分析、検討するうえで、使用料に関しても区画ごとに詳細な分類、整理をしてほしい。
- ・ 未収金対策については、市当局も催告業務を含め懸命に取り組んでいると思うが、下水道事業会計で不納欠損が生じてくることは問題であるので、今後さらに努力されたい。

◎認定事項第6号平成28年度枕崎市立病院事業決算

○決算の概要

- ・ 診療報酬は、0.84%のマイナス改定で、マイナス改定は8年ぶりとなり、小規模医療機関にとっては医師を含む医療従事者の不足もあわせて極めて厳しい状況が続いている。
- ・ 経営面では、常勤医2人、非常勤医8人での診療体制となり、小児科診療については年間53回の医師派遣をお願いし、延べ425人の診療を行うことができたほか、市内の小児科医から要請のあった経過観察が必要な小児1人の入院受け入れも行った。
また、地域の子ども・子育て支援策としての病児保育事業の利用者は、延べ205人となった。
- ・ 入院患者数は1万6,957人で前年度より1,906人の減、病床利用率は9.2ポイント減の84.5%となり、外来患者数は1万4,933人で1,150人の減、診療実日数ベースの1日平均患者数は5.7人減の57.9人となった。
- ・ 収益については、入院は3億6,701万5,034円で2,110万4,073円の減、外来は1億4,053万2,881円で1,187万8,606円の減となった。
さらに、一般会計負担金として救急医療の確保に要する経費のほか、不採算地区病院の運営に要する経費等を含む9,519万9,000円の繰り入れ、長期前受金戻入の2,153万7,902円等で、総収益は前年度より2,417万5,618円減の6億5,495万9,485円となった。
- ・ 費用については、給与費の増により、総費用は前年度を235万1,317円上回る6億5,896万0,255円となった。また、有形固定資産購入については、カラー汎用超音波画像診断装置等の購入を行った。
- ・ 総収支比率は99.4%で、当年度純損失400万0,770円の赤字決算となった。
- ・ 収益的収入及び支出の病院事業収益では、医業収益が5億3,515万9,876円で前年度より5,534万8,856円の減となり、医業外収益は1億1,060万3,809円で前年度より3,086万1,488円の増となっている。また、附帯事業収益が919万5,800円で前年度より31万1,750円の増となった。
- ・ 病院事業費用では、医業費用が6億3,916万4,632円で前年度より228万3,525円の増、医業外費用は1,059万9,577円で前年度より18万0,732円の減となった。また、附帯事業費用が919万6,046円で前年度より24万8,524円の増となった。
- ・ 資本的収入は、一般会計負担金426万6,000円となっている。
- ・ 資本的支出は、建設改良費として器械備品購入費499万5,000円、リース債務支払額143万

1,187円、及び企業債償還金2,226万2,613円の合計2,868万8,800円で、収入額が支出額に対して不足する額2,442万2,800円は過年度分損益勘定留保資金で補てんした。

○当局説明

- 患者数を年齢構成別でみた場合、入院患者は70歳以上の方が95%以上を占め、前年度と比較して、延べ人数で90歳代が1,961人の減、70歳代が893人の減となる一方、外来患者も70歳以上の方が60%以上を占め、延べ人数で80歳代が395人の減、70歳代が367人の減という状況である。
- 年度毎の人口推移で実人数を比較すると、平成28年度は前年度より449人の減で、うち70歳代が91人の減、90歳代が13人の減となっており、同様に、前年度と比べて平成25年度が342人の減、平成26年度が313人の減、平成27年度が431人の減となっている。
患者数の減については、本市人口の自然減も一要因として考えられるが、そのほかにも、複合的な要因が影響しているのではないかと判断している。
- 厚生労働省が3年に1回実施している受療行動調査でも、全国的に入院患者、外来患者ともに減っている傾向にあることがうかがえる。
- 2016年の人口動態統計によると、鹿児島県では在宅死の割合が9%で前年度より0.7ポイント増加、病院・診療所での死亡が80%で1ポイント減少、老人ホームや老人保健施設など施設での死亡が8.7%で0.3ポイント増加という結果から、以前に比べて入所施設や在宅でのみとりがふえているようである。
- 平均在院日数についても、前年度と比較して2.09ポイント落ちており、これが下がってくれば延べ患者数は大きく減る要因となるため、その部分も影響していると考えます。
- 市立病院は、複数の診療科目のある他の病院と比べ、平成19年度から内科のみとなり、このことが患者受け入れの面でマイナス要因となっているのではないかと考えている。
- 患者の高齢化が進み、交通手段がなくなったため、より近い病院への通院に替えたといった状況もあるようである。
- 当病院での外来患者の待ち時間が長いという声は承知しており、この点については、医師の診療時間によるものか、診療後の会計が遅いのかにもよるが、医師の診療時の場合は患者さんへの丁寧な説明で多少長くなることもある。会計処理についてはできるだけ急ぐようにとの指導は続けているところである。
- 訪問看護及び訪問診察等の利用実績については、訪問看護が307人、訪問診察が710人、往診が73人で、前年度と比べて減少したのは実患者数が55名から48名に減っていることが影響しているものと考えている。
- 経営評価委員会は、鹿児島大学の旧病院長、鹿児島県立病院の事業管理者、市医師会の代表の医療従事者3名に、一般市民からの声をくみ上げるためにお願した男性2名、女性2名の4名を加えた合計7名で構成されている。
- 公立病院については、経営の効率化を図りつつ収益を上げることに努める一方で、民間病院と競合しない形で小児科のような不採算部門を担わなければならない部分もあり、こういった点が加味されて公立病院事業に対する繰り出し基準が定められているものと考えている。
- 消費税に関し、診断料等については例規の中に明記しており、内税として徴収した時期は消費税制度が始まった平成元年4月1日からではないかと思う。
- 消費税に係る未納が判明した経緯については、5月末ごろ、決算に伴う書類の精査をしていく中で、本院も消費税の課税事業者ではないのかとの疑問が生じ、6月5日に税理士に相談した結果、課税事業者であることが判明した。

その後、税理士に依頼した消費税計算が整い報告書が上がってきたのが6月30日で、確定した消費税額については、同日付で病院管理者の決裁を得て流用・納付・申告という流れで処

理している。

- ・ 予備費の予算計上については、今日までその必要性がないと判断してきたこと、またそういった事案もなかったことから計上していないが、今回の件も考慮して今後検討していきたい。
- ・ 不適切と指摘された今回の消費税に係る問題を含め、行政全般で手続き上のミスが続いたことについては、事務処理に対するスキル、認識が不足していたという点で率直に反省したい。
最近の行政事務は、電算システム化や関係法令の複雑さが増してきており、旧態依然の事務のやり方では今回のような事例が再び起こり得ることも考えられるので、今後は関係各課で情報を共有し、連携して取り組んでいく必要性を感じている。
また、予算計上の手続きのあり方として、誤った判断があった点は否めないもので、全庁的に再認識しながら、今後取り組んでいきたい。

○委員からの意見・要望

- ・ 平成27年度、28年度に患者数が減となったことは、人口減により自然に減少したとは考えられない。さまざまな要因があると思うので、きちっと分析して病院経営に生かしてほしい。

◎認定事項第7号平成28年度枕崎市水道事業決算

○決算の概要

- ・ 業務量は、平成28年度末における給水戸数は1万0,583戸、給水人口は1万9,037人で、前年度に比べて給水戸数で74戸、率にして0.7%の減、給水人口で347人、率にして1.8%の減となった。
- ・ 年間配水量は288万8,436立方メートル、有収水量は264万1,370立方メートル、有収率は91.5%となった。前年度に比べて年間配水量は、12万5,249立方メートル、率にして4.2%の減、有収水量は1万2,542立方メートル、率にして0.5%の減となった。また、有収率は前年度に比べて3.4ポイントの増となった。
- ・ 建設改良費の決算額は6億8,726万0,604円となった。
- ・ 主な事業内容は、金山浄水場急速ろ過池の更新事業を完了し、通山大堀線ほか1線配水管改良工事などの老朽管更新事業及び新設工事を計画的に行った。
また、白沢水源地2号取水ポンプ取替工事など、老朽施設の改修を進め、安全で良質な水の供給に努めた。
- ・ 収益的収入及び支出では、税抜きで、総収益4億4,576万4,062円、総費用3億8,634万1,675円で、5,942万2,387円の純利益となり、これに、前年度繰越利益剰余金7,387万3,617円を加えた平成28年度末における未処分利益剰余金は、1億3,329万6,004円となった。
- ・ 資本的収入及び支出では、収入額3億3,109万5,172円に対し、支出額7億9,985万6,399円となり、差し引き4億6,876万1,227円の不足が生じ、過年度分損益勘定留保資金2億9,376万6,310円、当年度分損益勘定留保資金1億2,552万8,786円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,946万6,131円で補てんした。
- ・ 未処分利益剰余金は、平成27年度の繰越利益剰余金年度末残高は7,387万3,617円となっており、平成28年度の純利益は5,942万2,387円となり、平成28年度末未処分利益剰余金は1億3,329万6,004円となった。また、その一部を減債積立金と建設改良積立金に積み立てようとするものである。

○当局説明

- ・ 現行の料金で財政的なシミュレーションをした場合、当年度損益では純利益が年次的に減少していき、平成37年度で2,800万程度を見込んでいる。今のところ、純利益が赤字になる見込みはないので、一般会計からの繰り入れは考えていない。

- 平成31年度には当年度損益勘定留保資金が0円となり、33年度からは建設改良積立金が減少していくと予測している。よって、33年度ごろをめどに水道料金改定を考えているが、その前にできる行革対策を行い、1年でも先延ばしするための対策案を検討している。
- 現在月1回行っている検針業務を2カ月に1回行うことにより、委託料の軽減を図る。平成31年度の10月ごろからを目標に検討しており、360万円ぐらいの削減効果を見込んでいる。
- 水道の使用時間や使用料を再度分析し、宿日直業務の時間短縮を図る。有収水量の減ってきている中、木場配水池及び片平山配水池の夜間使用料を分析し、深浦ポンプ場を11時以降に停止することで、100万円程度の削減効果が見込まれる。
- 料金関係の業務を見直して他課との統合を検討し、人員の削減及びシステム共同化による経費削減を目指す。組織統合を視野に入れた業務の見直しにより、300万円程度の効果が期待できる。
- 運転業務の民間委託については、水道浄水施設管理技士2級の資格が必要であることや、委託基準に照らし積算した場合相当な経費が必要となってくることから、今のところできる状態ではない。今後、他市の状況を考察していきたい。
- 剰余金を処分しないと将来的に業務上予算で使用できなくなるため、現在はとりあえず建設改良積立金に積み立てを行うこととしている。
- 水道ビジョンに基づいて長期的な計画を策定中であり、片平山配水池の更新事業に2億程度要すると見込まれることから、現在、老朽化や耐震性について考慮しながら、優先順位を検討しているところである。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 新屋敷 幸 隆

枕崎市議会議員 吉 嶺 周 作

枕崎市議会議員 豊 留 榮 子